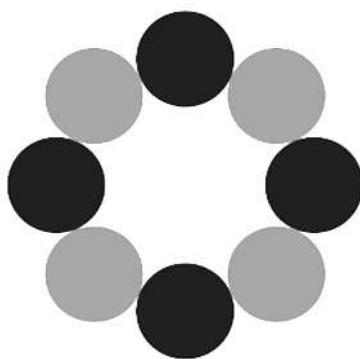


令和6年第2回南砺市議会定例会
令和7年2月会議
議 案 書



南 砺 市

令和 7 年 2 月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	3 号	令和 7 年度南砺市一般会計予算……………	別冊
議案第	4 号	令和 7 年度南砺市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
議案第	5 号	令和 7 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計予算……………	別冊
議案第	6 号	令和 7 年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
議案第	7 号	令和 7 年度南砺市介護事業特別会計予算……………	別冊
議案第	8 号	令和 7 年度南砺市訪問看護事業特別会計予算……………	別冊
議案第	9 号	令和 7 年度南砺市工業用地造成事業特別会計予算……………	別冊
議案第	10 号	令和 7 年度南砺市病院事業会計予算……………	別冊
議案第	11 号	令和 7 年度南砺市水道事業会計予算……………	別冊
議案第	12 号	令和 7 年度南砺市下水道事業会計予算……………	別冊
議案第	13 号	令和 6 年度南砺市一般会計補正予算（第 10 号）……………	5
議案第	14 号	令和 6 年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）…	7 2
議案第	15 号	令和 6 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 （第 3 号）……………	8 4
議案第	16 号	令和 6 年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	9 4
議案第	17 号	令和 6 年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	10 2
議案第	18 号	令和 6 年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	11 1
議案第	19 号	令和 6 年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）…	12 1
議案第	20 号	令和 6 年度南砺市病院事業会計補正予算（第 4 号）……………	12 9
議案第	21 号	令和 6 年度南砺市水道事業会計補正予算（第 4 号）……………	13 9
議案第	22 号	令和 6 年度南砺市下水道事業会計補正予算（第 5 号）……………	14 3

条例関係

議案第	23号	南砺市附属機関設置条例の制定について……………	148
議案第	24号	南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定に ついて……………	152
議案第	25号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……	164
議案第	26号	南砺市医王山山麓レクリエーション施設条例の全部改正について…	166
議案第	27号	南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について…	175
議案第	28号	南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について……………	178
議案第	29号	南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……	180
議案第	30号	南砺市立学校設置条例及び南砺市学校教育施設使用条例の 一部改正について……………	232
議案第	31号	南砺市保育園条例の一部改正について……………	234
議案第	32号	南砺市農村公園条例の一部改正について……………	237
議案第	33号	南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部改正について……	239
議案第	34号	南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の 一部改正について……………	241
議案第	35号	南砺市索道施設条例の一部改正について……………	243
議案第	36号	南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術 管理者の資格基準に関する条例の一部改正について……………	246
議案第	37号	南砺市消防団条例の一部改正について……………	250
議案第	38号	南砺市利賀みどりの一里塚サービスステーション条例の廃止に ついて……………	252

その他

議案第	39号	小矢部市の公の施設の利用に関する協議について……………	254
議案第	40号	南砺市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について……………	258
議案第	41号	辺地総合整備計画の策定について……………	260

議案第	42号	南砺市こども計画の策定について……………	264
議案第	43号	第3次南砺市教育振興基本計画の策定について……………	267
議案第	44号	南砺市過疎地域持続的発展計画の変更について……………	269
議案第	45号	辺地総合整備計画の変更について……………	275
議案第	46号	小矢部川圏域総合流域防災事業城端地域バイパス水路整備その14 工事請負契約の変更について……………	278
議案第	47号	財産の取得について……………	279
議案第	48号	財産の取得について……………	280
議案第	49号	財産の取得について……………	281
議案第	50号	財産の処分について……………	282
議案第	51号	財産の処分について……………	283
議案第	52号	財産の減額貸付について……………	284
議案第	53号	市道路線の認定について……………	285
議案第	54号	市道路線の廃止について……………	286
議案第	55号	南砺市桜ヶ池クアガーデンの指定管理者の指定について……………	287
議案第	56号	南砺市五箇山和紙の里（五箇山和紙工芸研究館等）の指定管理者 の指定について……………	288
議案第	57号	南砺市五箇山合掌の里（合掌造り宿泊棟・合掌コテージ等）の 指定管理者の指定について……………	290
議案第	58号	南砺市西赤尾山村活性化施設（広場等利用施設管理棟等）及び 南砺市索道施設（タカンボ）の指定管理者の指定について……………	292
議案第	59号	南砺市索道施設（IOX-AROSA）、南砺市イオックス・アローザ交流 施設及び南砺市医王山山麓レクリエーション施設の指定管理者の 指定について……………	294
承認第	1号	専決処分の承認を求めることについて……………	296
		・専決第1号 令和6年度南砺市一般会計補正予算（第9号）……	297
報告第	1号	専決処分の報告について……………	304

議案第 13 号

令和 6 年度南砺市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度南砺市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 788,020 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,264,253 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		6,260,087	284,100	6,544,187
	1 市民税	2,300,369	235,400	2,535,769
	2 固定資産税	3,533,849	39,900	3,573,749
	3 軽自動車税	199,482	2,100	201,582
	4 市たばこ税	219,000	6,700	225,700
2 地方譲与税		436,900	2	436,902
	3 森林環境譲与税	66,700	2	66,702
11 地方特例交付金		315,220	△75,183	240,037
	1 地方特例交付金	315,220	△82,561	232,659
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	7,378	7,378
12 地方交付税		14,000,000	447,202	14,447,202
	1 地方交付税	14,000,000	447,202	14,447,202
14 分担金及び負担金		137,356	△2,907	134,449
	2 負担金	136,560	△2,907	133,653
16 国庫支出金		3,917,331	△80,747	3,836,584
	1 国庫負担金	1,637,676	70,165	1,707,841
	2 国庫補助金	2,271,540	△150,912	2,120,628
17 県支出金		2,040,396	△36,714	2,003,682

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県負担金	731,264	4,380	735,644
	2 県補助金	1,135,631	△21,890	1,113,741
	3 県委託金	173,501	△19,204	154,297
18 財産収入		222,236	64,906	287,142
	1 財産運用収入	91,543	21,360	112,903
	2 財産売却収入	130,693	43,546	174,239
19 寄附金		185,316	328,962	514,278
	1 寄附金	185,316	328,962	514,278
20 繰入金		4,620,429	△2,069,130	2,551,299
	1 繰入金	4,620,429	△2,069,130	2,551,299
21 繰越金		410,081	1,818,763	2,228,844
	1 繰越金	410,081	1,818,763	2,228,844
22 諸収入		971,095	△34,934	936,161
	5 雑入	561,888	△34,934	526,954
23 市債		2,440,500	143,700	2,584,200
	1 市債	2,440,500	143,700	2,584,200
歳 入 合 計		37,476,233	788,020	38,264,253

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		208,529	△1,400	207,129
	1 議会費	208,529	△1,400	207,129
2 総務費		4,627,355	△291,721	4,335,634
	1 総務管理費	3,597,063	△95,304	3,501,759
	2 徴税費	752,131	△125,713	626,418
	3 戸籍住民基本台帳費	99,397	△2,625	96,772
	4 選挙費	147,301	△68,079	79,222
3 民生費		9,678,672	△11,554	9,667,118
	1 社会福祉費	6,091,062	59,932	6,150,994
	2 児童福祉費	3,587,610	△71,486	3,516,124
4 衛生費		3,219,804	△102,486	3,117,318
	1 保健衛生費	2,313,442	△88,319	2,225,123
	2 環境費	906,362	△14,167	892,195
5 労働費		54,859	11,451	66,310
	1 労働諸費	54,859	11,451	66,310
6 農林水産業費		1,699,376	97,200	1,796,576
	1 農業費	803,422	△33,189	770,233
	2 農地費	290,423	157,660	448,083
	3 林業費	604,750	△27,271	577,479
7 商工費		2,451,915	56,395	2,508,310

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	2,451,915	56,395	2,508,310
8 土木費		5,121,836	△112,038	5,009,798
	2 道路橋梁費	2,797,921	△87,067	2,710,854
	4 都市計画費	1,770,769	△17,871	1,752,898
	5 住宅費	111,345	△7,100	104,245
10 教育費		3,354,208	△8,059	3,346,149
	1 教育総務費	364,365	△5,141	359,224
	2 小学校費	815,301	3,096	818,397
	3 中学校費	532,140	△1,028	531,112
	4 社会教育費	1,110,608	△9,985	1,100,623
	5 保健体育費	531,794	4,999	536,793
11 災害復旧費		760,679	△17,602	743,077
	1 農林水産業施設災害復旧費	195,367	△17,602	177,765
13 諸支出金		111,341	1,167,834	1,279,175
	2 基金費	111,341	1,167,834	1,279,175
歳 出 合 計		37,476,233	788,020	38,264,253

第2表

繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理費	5,934
		契約管理費	2,940
		企画費	800
		旧福光高校活用費	33,165
		ゼロカーボンシティ推進費	3,000
		空き家対策費	500
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設管理費	14,651
	2 児童福祉費	放課後児童クラブ費	41,649
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計繰出金	10,600
6 農林水産業費	1 農業費	水田農業経営体活性化対策費	4,381
		中山間地域対策費	7,799
	2 農地費	県営土地改良費	234,095
		県単土地改良費	1,500
		市単土地改良費	8,498
	3 林業費	林道整備事業負担金	15,416
		県単林道整備費	19,272
		県単治山費	34,472
		園芸植物園管理運営費	8,470
		地籍調査事業費	1,900
7 商工費	1 商工費	地域産業振興事業費	2,000
		伝統的工芸産業振興費	25,000
		PLAY EARTH PARK推進費	532,743
		温泉施設維持費	3,513
8 土木費	1 土木管理費	土木管理費	13,035
	2 道路橋梁費	道路橋梁施設整備費（補助）	47,817
		道路新設改良費（単独）	157,758

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防団施設費	20,069
10 教育費	2 小学校費	スクールバス運行費	11,830
	4 社会教育費	文化財保護費	1,309
		世界遺産関係費	43,830
	5 保健体育費	プール管理費	16,280
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費（補助）	335,066
合 計			1,659,292

（変更）

（単位：千円）

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉推進費（単独）	13,768	高齢者福祉推進費（単独）	28,995
		障害福祉推進費	2,906	障害福祉推進費	5,787
6 農林水産業費	3 林業費	団体営林道整備費	33,100	団体営林道整備費	33,200
8 土木費	3 河川費	河川管理費	121,000	河川管理費	141,834

第3表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 千円
令和6年度 新ホームページ保守業務委託	令和7年度	2,772
令和6年度 南砺市五箇山和紙の里指定管理料	令和7年度から 令和9年度まで	26,994

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額 千円
令和6年度 城端 曳山会館・土蔵群 蔵回廊年間警備業 務委託	令和7年度から 令和8年度まで	440	令和7年度から 令和8年度まで	490

第4表 地 方 債 補 正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
公 共 事 業 等 債	285,100	53,900	339,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に従 い償還するものとする。た だし、市財政の都合によ り、据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは繰 上償還し、又は低利に借 換えすることができる。
辺 地 対 策 事 業 債	233,400	△ 28,600	204,800			
過 疎 対 策 事 業 債	1,496,000	25,700	1,521,700			
防災・減災・国土強靱 化緊急対策事業債	40,000	100,700	140,700			
林 道 災 害 復 旧 債	9,000	△ 8,000	1,000			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	6,260,087	284,100	6,544,187
2 地方譲与税	436,900	2	436,902
11 地方特例交付金	315,220	△75,183	240,037
12 地方交付税	14,000,000	447,202	14,447,202
14 分担金及び負担金	137,356	△2,907	134,449
16 国庫支出金	3,917,331	△80,747	3,836,584
17 県支出金	2,040,396	△36,714	2,003,682
18 財産収入	222,236	64,906	287,142
19 寄附金	185,316	328,962	514,278
20 繰入金	4,620,429	△2,069,130	2,551,299
21 繰越金	410,081	1,818,763	2,228,844
22 諸収入	971,095	△34,934	936,161
23 市債	2,440,500	143,700	2,584,200
歳入合計	37,476,233	788,020	38,264,253

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	208,529	△1,400	207,129				△1,400
2 総務費	4,627,355	△291,721	4,335,634	△133,713	△4,800	△103,182	△50,026
3 民生費	9,678,672	△11,554	9,667,118	73,018		△3,145	△81,427
4 衛生費	3,219,804	△102,486	3,117,318	△2,076		△28,539	△71,871
5 労働費	54,859	11,451	66,310				11,451
6 農林水産業費	1,699,376	97,200	1,796,576	△46,638	164,900	△4,969	△16,093
7 商工費	2,451,915	56,395	2,508,310	△507	△6,400	△93,771	157,073
8 土木費	5,121,836	△112,038	5,009,798	△12,478	△120,400	△11,360	32,200
10 教育費	3,354,208	△8,059	3,346,149	△2,608	△1,000	△21,532	17,081
11 災害復旧費	760,679	△17,602	743,077	7,541	△8,000		△17,143
12 公債費	5,007,492	0	5,007,492			△535	535
13 諸支出金	111,341	1,167,834	1,279,175		119,400	367,909	680,525
歳 出 合 計	37,476,233	788,020	38,264,253	△117,461	143,700	100,876	660,905

2. 歳入

第 1 款 市税

第 1 項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 個人	1, 946, 579	95, 200	2, 041, 779	1 現年課税分	97, 200	均等割（個人現年課税分） 1, 500
						所得割（個人現年課税分） 95, 700
				2 滞納繰越分	△2, 000	個人市民税（滞納繰越分） △2, 000
2 法人	353, 790	140, 200	493, 990	1 現年課税分	140, 200	均等割（法人現年課税分） 3, 400
						法人税割（法人現年課税分） 136, 800
計	2, 300, 369	235, 400	2, 535, 769			

第 1 款 市税

第 2 項 固定資産税

1 固定資産税	3, 417, 900	39, 900	3, 457, 800	1 現年課税分	45, 900	固定資産税（現年課税分） 45, 900
				2 滞納繰越分	△6, 000	固定資産税（滞納繰越分） △6, 000
計	3, 533, 849	39, 900	3, 573, 749			

第 1 款 市税

第 3 項 軽自動車税

1 環境性能割	10, 857	2, 100	12, 957	1 現年課税分	2, 100	環境性能割（現年課税分） 2, 100
------------	---------	--------	---------	------------	--------	------------------------

第 1 款 市税		第 3 項 軽自動車税		(単位：千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	199, 482	2, 100	201, 582			

第 1 款 市税		第 4 項 市たばこ税				
1 市たばこ税	219, 000	6, 700	225, 700	1 現年課税分	6, 700	市たばこ税 6, 700
計	219, 000	6, 700	225, 700			

第 2 款 地方譲与税		第 3 項 森林環境譲与税				
1 森林環境譲与税	66, 700	2	66, 702	1 森林環境譲与税	2	森林環境譲与税 2
計	66, 700	2	66, 702			

第 11 款 地方特例交付金		第 1 項 地方特例交付金				
1 地方特例交付金	315, 220	△82, 561	232, 659	1 住宅借入金等特別税額 控除減収補填特例交付 金	7, 754	住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金 7, 754
				4 定額減税減収補填特例 交付金	△90, 315	定額減税減収補填特例交付金 △90, 315

第 11 款 地方特例交付金

第 1 項 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	315,220	△82,561	232,659			

第 11 款 地方特例交付金

第 2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

1 新型コロナウイルス感 染症対策地方税減収補 填特別交付金	0	7,378	7,378	1 新型コロナウイルス感 染症対策地方税減収補 填特別交付金	7,378	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 7,378
計	0	7,378	7,378			

第 12 款 地方交付税

第 1 項 地方交付税

1 地方交付税	14,000,000	447,202	14,447,202	1 普通交付税	447,202	普通交付税 447,202
計	14,000,000	447,202	14,447,202			

第 14 款 分担金及び負担金

第 2 項 負担金

4 農林水産業費負担金	6,180	△1,647	4,533	1 農地費負担金	△1,647	県単土地改良負担金 △1,647
5 土木費負担金	2,577	△1,260	1,317	1 道路橋梁費負担金	△1,260	除雪機械等負担金 △1,260

第 14 款 分担金及び負担金

第 2 項 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	136,560	△2,907	133,653			

第 16 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

1 民生費負担金	1,320,984	70,165	1,391,149	1 社会福祉費負担金	42,374	保険基盤安定国庫負担金	2,374
						自立支援給付費負担金	40,000
				2 児童福祉費負担金	27,791	児童手当交付金	11,181
						子どものための教育・保育給付費国庫負担金	16,610
計	1,637,676	70,165	1,707,841				

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,198,511	△150,540	1,047,971	1 総務管理費補助金	△147,851	特定地域づくり事業推進交付金	△2,191
						デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル）	△6,090
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△139,570

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
(1 総務費国庫補助金)				2 戸籍住民基本台帳費補助金	△2,689	個人番号カード交付事務費補助金 △2,689
2 民生費国庫補助金	170,913	10,106	181,019	2 児童福祉費補助金	10,106	子ども・子育て支援体制整備推進事業費補助金 145 子育てのための施設等利用給付交付金 227 子ども・子育て支援施設整備交付金 △840 放課後児童クラブ利用手続き等に関わるD X推進実証事業費補助金 10,574
5 土木費国庫補助金	805,552	△7,839	797,713	3 住宅費補助金	△7,839	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画） △7,839
7 教育費国庫補助金	78,404	△1,102	77,302	2 小学校費補助金	△197	理科教育等設備整備費補助金（小） △347 へき地児童生徒援助費等補助金（小） 150
				4 社会教育費補助金	△905	国宝重要文化財等保存整備費補助金 △905
10 衛生費国庫補助金	14,160	△1,537	12,623	1 保健衛生費補助金	△1,537	出産・子育て応援事業交付金（国庫） △1,537
計	2,271,540	△150,912	2,120,628			

第 17 款 県支出金

第 1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 民生費県負担金	711,986	7,023	719,009	1 社会福祉費負担金	19,098	保険基盤安定県負担金 4,709
						自立支援給付費負担金 20,000
						後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 △5,611
				2 児童福祉費負担金	△12,075	児童手当負担金 △18,819
						子どものための教育・保育給付費県費負担金 6,744
4 農林水産業費県負担金	19,078	△2,643	16,435	1 林業費負担金	△2,643	地籍調査負担金 △2,643
計	731,264	4,380	735,644			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

1 総務費県補助金	121,236	21,144	142,380	1 総務管理費補助金	21,144	まちづくり総合支援補助金 15,964
						路線対策費運行費補助金 5,180
2 民生費県補助金	245,553	△813	244,740	1 社会福祉費補助金	2,000	重度心身障害者医療費補助金 2,000
				2 児童福祉費補助金	△2,813	とやまっ子 子育て支援サービス普及事業事務費補助金 △385

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
(2 民生費県補助金)						とやまっ子 子育て支援サービス普及事業補助金 △2,000 富山県子ども・子育て支援施設整備補助金 △210 施設型給付費等補助金 △218
3 衛生費県補助金	10,821	△539	10,282	1 保健衛生費補助金	△539	がん対策補助金 △160 出産・子育て応援事業交付金（県） △379
4 農林水産業費県補助金	653,965	△43,995	609,970	1 農業費補助金	△21,209	経営所得安定対策推進指導費補助金 △9,152 農業生産総合対策補助金 4,381 環境保全型農業直接支援交付金 △1,025 農業経営体法人化等支援事業補助金 △2,520 稼げる！とやまの園芸産地支援事業補助金 △1,497 農地利用最適化交付金 △636 多面的機能支払交付金 △9,907 多面的機能支払推進交付金 △747

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
(4 農林水産業費県補助金)						農業新規担い手確保総合対策強化事業費補助金 △378
						農地集積・集約化対策事業補助金（機構集積協力金） 272
				2 農地費補助金	△3,154	県単土地改良補助金 △3,154
				3 林業費補助金	△19,632	県単独森林整備補助金 △1,150
						団体営林道整備補助金 △3,294
						森林・林業再生基盤づくり事業補助金 △15,188
6 土木費県補助金	9,506	△4,224	5,282	1 道路橋梁費補助金	△675	地域ぐるみ除排雪促進補助金 △675
				2 都市計画費補助金	△549	景観づくり事業補助金 △549
				3 住宅費補助金	△3,000	木造住宅耐震改修支援事業費補助金 △3,000
8 教育費県補助金	41,143	△1,004	40,139	3 中学校費補助金	△191	地域ぐるみこころの教育推進補助金 △191
				4 社会教育費補助金	△813	文化財保存整備費補助金 △813
9 災害復旧費県補助金	53,407	7,541	60,948	1 農林施設等災害復旧費補助金	7,541	農業用施設等災害復旧補助金 16,342
						林道災害復旧補助金 △8,801

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	1,135,631	△21,890	1,113,741			

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

1 総務費県委託金	164,215	△19,204	145,011	2 徴税費委託金	6,200	県民税徴収取扱委託金	6,200
				5 選挙費委託金	△25,404	県知事選挙委託金	△17,770
						衆議院議員選挙委託金	△7,634
計	173,501	△19,204	154,297				

第 18 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

2 利子及び配当金	63,014	21,360	84,374	1 利子及び配当金	21,360	財政調整基金利子	5,015
						減債基金利子	5,128
						施設等整備基金利子	1,923
						国際交流基金利子	97
						すこやか子育て基金利子	1,388

第 18 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
(2 利子及び配当金)						合併地域振興基金利子 1,210
						社会福祉基金利子 624
						環境保全基金利子 26
						過疎地域自立促進基金利子 710
						地方創生推進基金利子 1,145
						公共施設再編基金利子 978
						Ｕターン就職奨学基金利子 4
						商工観光振興基金利子 2,162
						こども未来創造基金利子 905
						南砺応援基金利子 45
計	91,543	21,360	112,903			

第 18 款 財産収入

第 2 項 財産売却収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 不動産売却収入	8, 595	43, 546	52, 141	1 土地売却収入	43, 546	土地売却収入 43, 546
計	130, 693	43, 546	174, 239			

第 19 款 寄附金

第 1 項 寄附金

2 指定寄附金	25, 246	328, 962	354, 208	14 まち・ひと・しごと創 生寄附金	318, 531	まち・ひと・しごと創生寄附金 318, 531
				16 ふるさと寄附金（ガバ メントクラウドファン ディング）	10, 431	ふるさと寄附金（ガバメントクラウドファンディング） 10, 431
計	185, 316	328, 962	514, 278			

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	4, 607, 889	△2, 081, 449	2, 526, 440	1 財政調整基金繰入金	△1, 834, 349	財政調整基金繰入金 △1, 834, 349
				10 施設等整備基金繰入金	△10, 100	施設等整備基金繰入金 △10, 100
				12 過疎地域自立促進基金 繰入金	△62, 800	過疎地域自立促進基金繰入金 △62, 800

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
(1 基金繰入金)				27 すこやか子育て基金繰入金	△4,000	すこやか子育て基金繰入金 △4,000
				28 地方創生推進基金繰入金	△90,400	地方創生推進基金繰入金 △90,400
				30 商工観光振興基金繰入金	△74,700	商工観光振興基金繰入金 △74,700
				32 森林環境譲与税基金繰入金	△2,000	森林環境譲与税基金繰入金 △2,000
				34 南砺応援基金繰入金	△3,100	南砺応援基金繰入金 △3,100
2 他会計繰入金	12,540	12,319	24,859	1 他会計繰入金	12,319	介護事業特別会計繰入金 2,328 工業用地造成事業特別会計繰入金 △12,540 後期高齢者医療事業特別会計繰入金 22,531
計	4,620,429	△2,069,130	2,551,299			

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 繰越金	410,081	1,818,763	2,228,844	1 前年度繰越金	1,818,763	前年度繰越金 1,818,763
計	410,081	1,818,763	2,228,844			

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

1 雑入	561,888	△34,934	526,954	1 総務管理費雑入	1,821	会計年度任用職員雇用保険料 1,339
						電算管理費雑入 8,051
						デジタル基盤改革支援補助金 △7,569
				4 民生費雑入	△2,800	保健福祉事業雑入 △2,800
				5 衛生費雑入	△26,639	健康診査費雑入 △743
						予防接種費雑入 △5,229
						新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 △20,667
				6 農林水産業費雑入	△883	農業費雑入 △883
				13 教育費雑入	△6,433	山村留学保護者負担金 △6,433

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	561,888	△34,934	526,954			

第 23 款 市債

第 1 項 市債

1 総務債	74,900	114,600	189,500	1 総務管理債	114,600	過疎地域自立促進基金積立（過疎債） 車両購入事業（過疎債）	119,400 △4,800
4 農林水産業債	228,500	64,200	292,700	1 農業債	△5,200	農業用機械整備（過疎債）	△5,200
				2 農地債	69,900	公共事業等債（農業農村整備事業分）	69,900
				3 林業債	△500	林道整備（辺地債）	△500
5 商工債	157,400	△6,400	151,000	2 観光事業債	△6,400	観光ソフト事業（過疎債）	△6,400
6 土木債	920,400	△120,400	800,000	1 道路橋梁債	△104,400	市道整備（辺地債） 市道整備（過疎債） 除雪機械整備（過疎債）	△28,100 △70,000 △6,300
				2 都市計画債	△16,000	公共事業等債（県営都市計画街路分）	△16,000

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
8 教育債	372,500	△1,000	371,500	1 小学校債	△1,500	スクールバス整備事業（過疎債） △1,500
				2 中学校債	△600	学校教育施設整備事業（過疎債） △600
				7 学校教育事業債	1,100	学校教育ソフト事業（過疎債） 1,100
9 災害復旧債	250,000	△8,000	242,000	1 災害復旧事業債（補助 ）	△8,000	林道災害復旧債 △8,000
18 防災・減災・国土強靱 化緊急対策事業債	40,000	100,700	140,700	1 防災・減災・国土強靱 化緊急対策事業債	100,700	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（土地改良事業） 100,700
計	2,440,500	143,700	2,584,200			

３．歳出

第 1 款 議会費

第 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	208, 529	△1, 400	207, 129	8 旅費 18 負担金補助及び 交付金	△1, 096 △304	4 議員調査活動 費	△1, 400				△1, 400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18, 236 / △1, 400 / 16, 836 議員旅費 △1, 096 政務活動費 △330 視察負担金 26
計	208, 529	△1, 400	207, 129				△1, 400				△1, 400	

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

2 人事管理費	75,068	△3,950	71,118	8 旅費 12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	△2,000 △1,120 △830	1 人事管理費	△3,950			(諸収) 1,339	△5,289	補正前額 / 補正額 / 補正後額 75,068 / △3,950 / 71,118 職員旅費 △2,000 職員採用試験委託料 △245 健康診断委託料 △412 研修実施委託料 △463 研修負担金 △830
3 文書広報費	40,616	△8,550	32,066	12 委託料	△8,550	1 広報活動費	△8,550	(国) △4,520			△4,030	補正前額 / 補正額 / 補正後額 39,688 / △8,550 / 31,138 ホームページ再構築業務委託料 △8,550
6 財産管理費	315,462	△8,981	306,481	11 役務費 12 委託料	△500 △3,090	1 財産管理費	△2,500				△2,500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 269,809 / △2,500 / 267,309 通信費 △500 複合機使用料 △2,000

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(6 財産管理費)				13 使用料及び賃借料	△2,000	2 市有車管理費	△4,391				△4,391	補正前額 / 補正額 / 補正後額 39,015 / △4,391 / 34,624 マイクロバス等運行業務委託料 △1,000
				17 備品購入費	△3,391							庁用車購入 △3,391
						4 契約管理費	△2,090				△2,090	補正前額 / 補正額 / 補正後額 6,638 / △2,090 / 4,548 契約管理システム改修業務委託料 △2,090
						計	△8,981				△8,981	
7 企画費	245,579	△1,900	243,679	12 委託料	△1,900	2 企画費	0			(繰入) △5,400	5,400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 55,183 / 0 / 55,183 財源振替
						4 交流費	△900				△900	補正前額 / 補正額 / 補正後額 48,000 / △900 / 47,100 第3回国際友好都市大会（紹興市）派遣業務委託料 △900
						7 市誕生20年 企画推進費	△1,000	(県) 2,000		(寄附) 512 (繰入) △2,000	△1,512	補正前額 / 補正額 / 補正後額 16,509 / △1,000 / 15,509 南砺ロゲイニング会場設営撤去委託料 △1,000
						11 旧福光高校活用費	0	(県) 13,964		(寄附) 5,300	△19,264	補正前額 / 補正額 / 補正後額 49,662 / 0 / 49,662 財源振替

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(7 企画費)						12 地域みらい留 学推進費	0			(繰入) △400	400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,801 / 0 / 3,801 財源振替
						計	△1,900	15,964		△1,988	△15,876	
8 協働のまちづく り費	325,088	△4,400	320,688	18 負担金補助及び 交付金	△4,400	2 協働によるま ちづくり推進 費	△4,400	(国) △2,191			△2,209	補正前額 / 補正額 / 補正後額 32,539 / △4,400 / 28,139 特定地域づくり事業協同組合補助金 △4,400
						6 住民自治推進 費	0			(繰入) △13,700	13,700	補正前額 / 補正額 / 補正後額 292,549 / 0 / 292,549 財源振替
						計	△4,400	△2,191		△13,700	11,491	
10 エコビレッジ推 進費	54,287	△2,068	52,219	18 負担金補助及び 交付金	△2,068	1 エコビレッジ 推進費	△1,000			(繰入) △800	△200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,674 / △1,000 / 12,674 循環型地域づくり事業支援補助金 △1,000
						2 ゼロカーボン シティ推進費	△1,068			(寄附) 1,331 (繰入) △3,100	701	補正前額 / 補正額 / 補正後額 40,613 / △1,068 / 39,545 地域再エネ活用促進事業補助金 1,332 ペレットストーブモデル設置推進事業 補助金 △2,400
						計	△2,068			△2,569	501	
11 電算管理費	317,964	△33,984	283,980	12 委託料	△17,110	1 電算管理費	△29,909			(諸収) △16,076	△13,833	補正前額 / 補正額 / 補正後額 254,244 / △29,909 / 224,335

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(11 電算管理費)				13 使用料及び賃借料	△2,106							標準準拠システム導入業務委託料 △16,076
				17 備品購入費	△13,833							パソコン購入 △11,727
				18 負担金補助及び交付金	△935	2 インターネット費	△4,075	(国) △1,570		(繰入) △8,800	6,295	ワークテーブル等購入 △2,106
												補正前額 / 補正額 / 補正後額 63,720 / △4,075 / 59,645
												ホームページ保守業務委託料 △1,034 L I N E機能拡張ツール使用料 △2,106 共同受信施設補助金 △935
				計		△33,984	△1,570		△24,876	△7,538		
13 公共交通費	545,951	△25,346	520,605	12 委託料	△5,510	1 公共交通費	△2,504	(国) 1,030		(繰入) △300	△3,234	補正前額 / 補正額 / 補正後額 304,081 / △2,504 / 301,577
				13 使用料及び賃借料	△1,300							公共交通人材確保支援事業補助金 △1,680
				17 備品購入費	△7,362	3 バス路線対策費	△8,670					燃料価格高騰対策支援事業費補助金 △824
				18 負担金補助及び交付金	△11,174						△8,670	補正前額 / 補正額 / 補正後額 51,456 / △8,670 / 42,786
						4 市営バス運行管理費	△6,810	(県) 5,180			△11,990	バス路線対策費等補助金 △8,670
												補正前額 / 補正額 / 補正後額 120,729 / △6,810 / 113,919 運行業務等委託料 △5,510 路線バス運賃差額解消事業 △1,000 シルバーパス民間路線バス利用料

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(13 公共交通費)												△300
						5 市営バス車両 管理費	△7,362		(地) △4,800		△2,562	補正前額 / 補正額 / 補正後額 69,685 / △7,362 / 62,323 市営バス車両購入 △7,362
						計	△25,346	6,210	△4,800	△300	△26,456	
25 定住推進費	201,192	△2,617	198,575	2 給料	△1,000	1 定住推進費	△5,117			(寄附) 200	42,883	補正前額 / 補正額 / 補正後額 163,503 / △5,117 / 158,386
				3 職員手当等	△300					(繰入) △48,200		地域おこし協力隊事業 ・給料 △1,000
				4 共済費	△170							・職員手当 △300
				8 旅費	△850							・社会保険料 △170
				10 需用費	△1,500							・費用弁償 △850
				11 役務費	112							・事務費 △1,500
				13 使用料及び賃借料	△1,200	2 空き家対策費	2,500			(繰入) △15,200	17,700	・通信費 112 ・家賃、インターネット使用料 △1,200 ・隊員住宅用空調機購入 △209
				17 備品購入費	△209							補正前額 / 補正額 / 補正後額 37,689 / 2,500 / 40,189
				18 負担金補助及び交付金	2,500							老朽危険空き家等除却支援補助金 2,500

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(25 定住推進						計	△2, 617			△63, 200	60, 583	
費)												
26 総務施設管理費	81, 316	△3, 508	77, 808	12 委託料 14 工事請負費	△352 △3, 156	1 総務施設管理 費	△3, 508				△3, 508	補正前額 / 補正額 / 補正後額 44, 159 / △3, 508 / 40, 651 旧オムサンタの森スキー場センターハ ウス解体設計業務委託料 △167 百瀬川体験学習集会施設解体設計業務 委託料 △185 旧利賀小学校下原分校解体工事 △1, 331 旧農業機械センター解体工事 △1, 825
計	3, 597, 063	△95, 304	3, 501, 759				△95, 304	13, 893	△4, 800	△105, 294	897	

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

1 税務総務費	655,653	△125,713	529,940	10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	△5 △544 △724 △124,440	2 給与費（税務 総務費） 5 定額減税補足 給付金給付費	0 △125,713	(県) 6,200 (国) △125,713			△6,200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 139,077 / 0 / 139,077 財源振替 補正前額 / 補正額 / 補正後額 509,572 / △125,713 / 383,859 定額減税補足給付金 ・事務費 △5 ・通信費 △471 ・口座振込手数料 △73 ・システム対応等業務委託料 △724
------------	---------	----------	---------	---	------------------------------------	--	-------------------	---------------------------------	--	--	--------	--

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(1 税務総務費)											・ 給付金 △124, 440	
						計	△125, 713	△119, 513				△6, 200
計	752, 131	△125, 713	626, 418				△125, 713	△119, 513			△6, 200	

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	99, 397	△2, 625	96, 772	10 需用費 11 役務費 12 委託料	△425 △784 △1, 416	2 戸籍住民基本台帳費	△2, 625	(国) △2, 689		(諸収) 2, 112	△2, 048	補正前額 / 補正額 / 補正後額 44, 872 / △2, 625 / 42, 247 個人番号カード業務 ・ 事務費 △425 ・ 通信費 △784 ・ 申請・交付サポート委託料 △1, 480 住基ネット統合端末用タッチパネル更新委託料 64
計	99, 397	△2, 625	96, 772				△2, 625	△2, 689		2, 112	△2, 048	

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

2 衆議院議員選挙費	38, 095	△7, 634	30, 461	1 報酬 3 職員手当等 11 役務費	△2, 827 △3, 643 △363	1 衆議院議員選挙費	△7, 634	(県) △7, 634				補正前額 / 補正額 / 補正後額 38, 095 / △7, 634 / 30, 461 事務補助員等報酬 △2, 827 職員手当 △3, 643 投開票所等使用料 △455 開票所設営業務等委託料 △123
---------------	---------	---------	---------	------------------------------------	--------------------------------	---------------	---------	----------------	--	--	--	---

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
(2 衆議院議員選挙費)				12 委託料	△123							事務費	△586
				13 使用料及び賃借料	△455								
				17 備品購入費	△223								
4 富山県知事選挙費	34,743	△17,770	16,973	1 報酬	△4,724	1 富山県知事選挙費	△17,770	(県) △17,770					補正前額 / 補正額 / 補正後額 34,743 / △17,770 / 16,973 事務補助員等報酬 △4,724 職員手当 △8,467 投開票所等使用料 △1,120 開票所設営業務等委託料 △236 事務費 △3,223
				3 職員手当等	△8,467								
				10 需用費	△1,089								
				11 役務費	△714								
				12 委託料	△236								
				13 使用料及び賃借料	△1,120								
				17 備品購入費	△1,420								
6 市長選挙費	10,222	△4,048	6,174	1 報酬	△29	1 市長選挙費	△4,048					補正前額 / 補正額 / 補正後額 △4,048 10,222 / △4,048 / 6,174	

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
(6 市長選挙費)				10 需用費	△40							事務補助員等報酬 選挙運動用自動車・ポスター等公費負担金 事務費	△29 △3,737 △282
				11 役務費	△70								
				12 委託料	△6								
				13 使用料及び賃借料	△166								
				18 負担金補助及び交付金	△3,737								
7 市議会議員選挙費	63,697	△38,627	25,070	1 報酬	△4,050	1 市議会議員選挙費	△38,627				△38,627	補正前額 / 補正額 / 補正後額 63,697 / △38,627 / 25,070 事務補助員等報酬 職員手当 選挙運動用自動車・ポスター等公費負担金 投開票所等使用料 開票所設営業務等委託料 事務費	△4,050 △10,113 △19,115 △1,441 △682 △3,226
				3 職員手当等	△10,113								
				10 需用費	△1,596								
				11 役務費	△1,630								
				12 委託料	△682								
				13 使用料及び賃借料	△1,441								

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(7 市議会議員選挙費)				18 負担金補助及び交付金	△19,115							
計	147,301	△68,079	79,222				△68,079	△25,404			△42,675	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,296,754	△23,932	1,272,822	3 職員手当等 10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び 交付金 27 繰出金	△294 △21 △269 △287 △30,700 7,639	3 社会福祉推進 費 5 国民健康保険 事業特別会計 繰出金 18 低所得者支援 給付金給付費 計	0 7,639 △31,571 △23,932	(国) 2,374 (県) 4,709 (国) △31,571 △24,488	(財運) 624 624	△624 556 △68	補正前額 / 補正額 / 補正後額 177,043 / 0 / 177,043 財源振替 補正前額 / 補正額 / 補正後額 294,027 / 7,639 / 301,666 繰出金 7,639 補正前額 / 補正額 / 補正後額 210,285 / △31,571 / 178,714 低所得者支援給付金 ・職員手当 △294 ・事務費 △21 ・通信費 △209 ・口座振込手数料 △60 ・システム改修等業務委託料 △287 ・給付金 △30,700
--------------	-----------	---------	-----------	--	---	---	--	---	------------------------------------	--------------------------------	---

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				区 分	金額			特定財源				
								国県支出金	地方債	その他		
4 老人福祉費	1, 630, 632	14, 983	1, 645, 615	12 委託料	430	1 高齢者福祉推進費（単独）	15, 227	(国) 15, 227		(繰入) △1, 300	1, 300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 55, 660 / 15, 227 / 70, 887 介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金 15, 227
				18 負担金補助及び交付金	12, 427	3 高齢者保護措置費	△7, 000				△7, 000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 84, 374 / △7, 000 / 77, 374 老人保護措置費 △7, 000
				19 扶助費	△7, 000	5 高齢者施設運営費	430				430	補正前額 / 補正額 / 補正後額 125, 863 / 430 / 126, 293 光龍館指定管理料 430
				27 繰出金	9, 126	6 介護予防事業費	△2, 800			(諸収) △2, 800		補正前額 / 補正額 / 補正後額 74, 242 / △2, 800 / 71, 442 通所型サービスB事業補助金 △2, 800
						16 介護事業特別会計繰出金	16, 430				16, 430	補正前額 / 補正額 / 補正後額 129, 548 / 16, 430 / 145, 978 繰出金 16, 430
						17 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△7, 304	(県) △5, 611			△1, 693	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1, 015, 151 / △7, 304 / 1, 007, 847 繰出金 △7, 304
						計	14, 983	9, 616		△4, 100	9, 467	
5 介護保険費	1, 019, 005	△18, 000	1, 001, 005	18 負担金補助及び交付金	△18, 000	1 介護保険事業費	△18, 000			(諸収) 5, 085	△23, 085	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1, 019, 005 / △18, 000 / 1, 001, 005 砺波地方介護保険組合負担金 △18, 000

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
6 心身障害者福祉費	1, 528, 252	86, 881	1, 615, 133	18 負担金補助及び交付金	2, 881	2 障害福祉推進費	2, 881	(国) 2, 881				補正前額 / 補正額 / 補正後額 29, 769 / 2, 881 / 32, 650 障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援補助金 2, 881
				19 扶助費	84, 000	3 自立支援給付事業費	80, 000	(国) 40, 000 (県) 20, 000		(諸収) 1, 310	18, 690	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1, 274, 472 / 80, 000 / 1, 354, 472 自立支援給付費 80, 000
						4 心身障害者医療費	4, 000	(県) 2, 000			2, 000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 157, 345 / 4, 000 / 161, 345 重度心身障害者等医療費 4, 000
						計	86, 881	64, 881		1, 310	20, 690	
計	6, 091, 062	59, 932	6, 150, 994				59, 932	50, 009		2, 919	7, 004	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	409, 803	△5, 000	404, 803	19 扶助費	△5, 000	2 児童育成費	△3, 000			(寄附) 2, 800	△300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 73, 251 / △3, 000 / 70, 251
				29 事業費支弁人件費	0					(繰入) △5, 500		出生祝い金 △3, 000
						6 とやまっ子子育て支援サービス普及事業費	△2, 385	(県) △2, 385				補正前額 / 補正額 / 補正後額 2, 500 / △2, 385 / 115 子育て応援券利用料 (経過措置分) △2, 000 支弁人件費 △385

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(1 児童福祉 総務費)						7 給与重複費 (児童福祉総務費)	385				385	補正前額 / 補正額 / 補正後額 △500 / 385 / △115 児童福祉総務費に計上 385
						12 こども家庭センター費	0			(繰入) △1,400	1,400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,156 / 0 / 17,156 財源振替
						計	△5,000	△2,385		△4,100	1,485	
2 児童措置費	714,368	△26,435	687,933	19 扶助費	△26,435	6 児童手当給付費	△26,435	(国) 11,181 (県) △18,819			△18,797	補正前額 / 補正額 / 補正後額 640,592 / △26,435 / 614,157 児童手当給付費 △26,435
3 児童館費	160,419	11,869	172,288	12 委託料 14 工事請負費	13,629 △1,760	2 放課後児童クラブ費	11,869	(国) 9,734 (県) △210			2,345	補正前額 / 補正額 / 補正後額 116,364 / 11,869 / 128,233 福野小学校内放課後児童クラブ室整備事業 △1,868 放課後児童クラブ I C T 化推進事業委託料 13,737
5 保育実施費	2,225,695	△51,920	2,173,775	1 報酬 2 給料 3 職員手当等	△17,000 △8,000 △37,000	2 保育園費	△87,000			(財運) △1,964	△85,036	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,057,806 / △87,000 / 970,806 会計年度任用職員 ・報酬 △17,000 ・給料 △8,000 ・職員手当 △37,000

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
(5 保育実施費)				4	△25, 000							・ 社会保険料	△25, 000
				共済費		7	(国)				補正前額 / 補正額 / 補正後額		
				12	8, 185	私立保育園育	720	145		575	14, 424 / 720 / 15, 144		
				委託料		成費				特別保育事業費等補助金	720		
				18	720	9	34, 360	(国)			10, 997	補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				負担金補助及び		施設型給付等		16, 837				334, 121 / 34, 360 / 368, 481	
				交付金	支援費	(県)			市内私立保育園保育業務委託料	8, 106			
				19	25, 528		6, 526			市外保育園保育業務委託料	79		
				扶助費						市内私立認定こども園施設型給付費			
				22	647					市外認定こども園施設型給付費	31, 339		
償還金利子及び						令和5年度子どものための教育・保育							
				割引料						給付交付金返還金	647		
						計	△51, 920	23, 508		△1, 964	△73, 464		
計	3, 587, 610	△71, 486	3, 516, 124				△71, 486	23, 009		△6, 064	△88, 431		

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

1				18		3						補正前額 / 補正額 / 補正後額
保健衛生総務費	1,447,473	△17,671	1,429,802	負担金補助及び	△17,671	病院事業会計	△22,669				△22,669	1,195,003 / △22,669 / 1,172,334
				交付金		繰出金						繰出金 △22,669

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(1 保健衛生 総務費)						6 保健衛生施設 負担金	4,998				4,998	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,380 / 4,998 / 18,378 公立南砺中央病院木質バイオマスボイ ラー維持管理負担金 4,998
						計	△17,671				△17,671	
2 予防費	344,391	△27,846	316,545	12 委託料 22 償還金利子及び 割引料	△38,097 10,251	2 予防接種費	△27,846			(諸収) △25,896	△1,950	補正前額 / 補正額 / 補正後額 330,662 / △27,846 / 302,816 高齢者予防接種業務委託料 △38,097 新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業国庫補助金返還金 9,602 新型コロナウイルスワクチン接種対策 費国庫負担金返還金 571 感染症予防事業費等国庫負担金返還金 78
4 上水道費	344,245	△28,839	315,406	18 負担金補助及び 交付金	△28,839	1 水道事業会計 繰出金	△28,839				△28,839	補正前額 / 補正額 / 補正後額 344,245 / △28,839 / 315,406 繰出金 △28,839
5 健康増進対策費	89,792	△6,125	83,667	12 委託料	△6,125	1 疾病予防対策 費	△6,125	(県) △160		(諸収) △743	△5,222	補正前額 / 補正額 / 補正後額 81,610 / △6,125 / 75,485 がん検診等業務委託料 △6,125
6 母子保健費	80,924	△7,838	73,086	12 委託料 19	△5,080	1 すこやか親子 支援事業費	△2,800			(繰入) △1,900	△900	補正前額 / 補正額 / 補正後額 27,553 / △2,800 / 24,753 不妊治療費助成金 △2,800

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(6 母子保健費)				扶助費 22 償還金利子及び 割引料	△4, 800 2, 042	2 母子健康診査 費	△4, 939				△4, 939	補正前額 / 補正額 / 補正後額 30, 538 / △4, 939 / 25, 599 妊産婦・乳児健康診査業務委託料 △5, 080 令和5年度母子保健衛生費国庫補助金 返還金 141
						5 出産・子育て 応援事業費	△99	(国) △1, 537 (県) △379			1, 817	補正前額 / 補正額 / 補正後額 19, 468 / △99 / 19, 369 出産・子育て応援支援金 △2, 000 出産・子育て応援交付金返還金 1, 901
						計	△7, 838	△1, 916		△1, 900	△4, 022	
						計	2, 313, 442	△88, 319	2, 225, 123			

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

1 環境総務費	109,789	△2,611	107,178	10 需用費 18 負担金補助及び 交付金	△2,700 89	3 斎場運営費	△2,700				△2,700	補正前額 / 補正額 / 補正後額 101,120 / △2,700 / 98,420 施設維持管理費 △2,700
						8 衛生管理費						補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,808 / 89 / 1,897 公衆浴場衛生設備改善事業補助金 89
						計						
2 環境衛生費	790,504	△8,300	782,204	10 需用費	△8,300	1 ごみ処理費	△8,300				△8,300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 699,478 / △8,300 / 691,178 指定ごみ袋作成費 △8,300

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
3 環境保全費	6,069	△3,256	2,813	12 委託料	△3,256	3 環境政策推進費	△3,256				△3,256	補正前額 / 補正額 / 補正後額 4,226 / △3,256 / 970 環境保全活動育成事業委託料 △3,256
計	906,362	△14,167	892,195				△14,167				△14,167	

第 5 款 労働費

第 1 項 労働諸費

1 労働諸費	54,859	11,451	66,310	18 負担金補助及び 交付金	11,451	1 勤労者労務対 策費	11,451				11,451	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,859 / 11,451 / 30,310 市内企業就職奨励事業補助金 11,000 民間賃貸住宅家賃支援事業補助金 451
計	54,859	11,451	66,310				11,451				11,451	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

2 農業委員会費	37,786	0	37,786			1 農業委員会費	0	(県) △636			636	補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,223 / 0 / 5,223 財源振替
3 農業振興費	652,878	△33,399	619,479	17 備品購入費 18 負担金補助及び 交付金	△6,000 △27,399	5 米総合対策推 進費	△8,215	(県) △8,880			665	補正前額 / 補正額 / 補正後額 37,021 / △8,215 / 28,806 経営所得安定対策推進指導費等補助金 △8,487 機構集積協力金 272

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(3 農業振興費)						6 水田農業経営 体活性化対策 費	1,861	(県) 1,861				補正前額 / 補正額 / 補正後額 27,403 / 1,861 / 29,264 担い手確保・経営強化支援事業補助金 4,381 集落営農活性化プロジェクト促進事業 補助金 △2,520
						8 担い手育成対 策費	△2,736	(県) △378		(繰入) △300	△2,058	補正前額 / 補正額 / 補正後額 30,924 / △2,736 / 28,188 農業新規担い手確保総合対策強化事業 補助金 △756 農業人材活躍促進重点事業補助金 △1,980
						16 特産物振興対 策費	△3,732	(県) △1,497		(繰入) △300	△1,935	補正前額 / 補正額 / 補正後額 33,327 / △3,732 / 29,595 野菜価格安定事業における資金造成負 担金 △1,485 稼げる！とやまの園芸産地支援事業 ・園芸産地スケールアップ事業補助金 △2,247
						18 都市農村交流 対策費	0			(繰入) △400	400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,070 / 0 / 1,070 財源振替
						20 中山間地域対 策費	△6,000		(地) △5,200	(諸収) △348	△452	補正前額 / 補正額 / 補正後額 23,718 / △6,000 / 17,718 農業用機械整備事業 △6,000

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(3 農業振興費)						21 多面的機能支払交付金費	△13,210	(県) △10,654			△2,556	補正前額 / 補正額 / 補正後額 312,865 / △13,210 / 299,655 多面的機能支払交付金 △13,210
						23 環境保全型農業直接支援対策費	△1,367	(県) △1,025			△342	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,280 / △1,367 / 11,913 環境保全型農業直接支払交付金

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

1 農地総務費	289,575	157,660	447,235	14 工事請負費	△7,000	2 土地改良事務費	0			(財運) 26	△26	補正前額 / 補正額 / 補正後額 15,169 / 0 / 15,169 財源振替
				18 負担金補助及び交付金	164,660	4 県営土地改良費	170,660		(地) 170,600		60	補正前額 / 補正額 / 補正後額 184,653 / 170,660 / 355,313 県営土地改良事業負担金 170,660
						5 県単土地改良費	△7,000	(県) △3,154		(負担) △1,647	△2,199	補正前額 / 補正額 / 補正後額 39,280 / △7,000 / 32,280 農業用施設改修工事 △7,000

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(1 農地総務費)						6 市単土地改良費	△6,000					補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,200 / △6,000 / 12,200 市単独土地改良事業補助金 △6,000
						計	157,660	△3,154	170,600	△1,621	△8,165	
計	290,423	157,660	448,083				157,660	△3,154	170,600	△1,621	△8,165	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

2 林業振興費	181,257	△5,500	175,757	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	△2,000 △3,500	2 森林育成対策 費	△5,500	(県) △1,150		(繰入) △2,000	△2,350	補正前額 / 補正額 / 補正後額 126,694 / △5,500 / 121,194 森林整備業務等委託料 △2,000 森林環境保全直接支援事業補助金 △3,500
3 林道費	149,437	△4,233	145,204	14 工事請負費 18 負担金補助及び 交付金	△4,704 471	2 林道整備事業 負担金	471		(地) 500		△29	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,000 / 471 / 17,471 県営林道事業負担金 471
						4 団体営林道整 備費	△4,704	(県) △3,294	(地) △1,000		△410	補正前額 / 補正額 / 補正後額 68,690 / △4,704 / 63,986 林道開設工事 △4,704
						計	△4,233	△3,294	△500		△439	
5 緑化推進費	76,239	1,637	77,876	12 委託料	1,637	2 園芸植物園管 理運営費	1,637				1,637	補正前額 / 補正額 / 補正後額 44,370 / 1,637 / 46,007 指定管理料 1,637

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
6 林業施設維持費	43, 875	△15, 652	28, 223	18 負担金補助及び 交付金	△15, 652	2 林業構造改善 費	△15, 652	(県) △15, 188			△464	補正前額 / 補正額 / 補正後額 34, 956 / △15, 652 / 19, 304 高性能林業機械等整備助成事業費補助 金 △15, 652
8 地籍調査費	28, 640	△3, 523	25, 117	12 委託料	△3, 523	1 地籍調査事業 費	△3, 523	(県) △2, 643			△880	補正前額 / 補正額 / 補正後額 28, 640 / △3, 523 / 25, 117 地籍調査業務委託料 △3, 523
計	604, 750	△27, 271	577, 479				△27, 271	△22, 275	△500	△2, 000	△2, 496	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

2 商工振興費	550,944	0	550,944			1 地域産業振興 事業費	0			(寄附) 5,101 (繰入) △2,900	△2,201	補正前額 / 補正額 / 補正後額 110,727 / 0 / 110,727 財源振替
						2 伝統的工芸産 業振興費	0			(繰入) △500	500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 37,106 / 0 / 37,106 財源振替
						3 商工振興費	0	(国) △507		(繰入) △11,200	11,707	補正前額 / 補正額 / 補正後額 144,551 / 0 / 144,551 財源振替
						計	0	△507		△9,499	10,006	
3 観光費	196,007	△1,600	194,407	12 委託料	△400	1 観光推進費	△1,600		(地) △6,400	(寄附) 11,000	10,890	補正前額 / 補正額 / 補正後額 196,007 / △1,600 / 194,407

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(3 観光費)				18 負担金補助及び 交付金	△1, 200					(繰入) △18, 300 (財運) 1, 210		アニメツーリズム「速旅ドライブプラン」事業業務委託料 △400 万博首長連合負担金 10, 000 城端むぎや祭補助金 △3, 000 南砺いのくち椿まつり補助金 △1, 700 福光ねつおくり七夕祭り補助金 △2, 300 四季の五箇山補助金 △1, 500 南砺利賀祭り補助金 △1, 300 つばきの郷赤祖父夏まつり補助金 △200 観光商品等開発支援事業補助金 △500 観光客受入環境整備事業補助金 △700
4 企業立地推進費	948, 640	50, 747	999, 387	18 負担金補助及び 交付金 27 繰出金	△149, 500 200, 247	1 企業立地推進 費	△149, 500			(寄附) 279 (繰入) △82, 500	△67, 279	補正前額 / 補正額 / 補正後額 320, 355 / △149, 500 / 170, 855 企業立地奨励事業等助成金 △134, 200 観光産業施設立地促進助成金 △15, 300
						2 P L A Y E A R T H P A R K推進費	0			(寄附) 4, 039	△4, 039	補正前額 / 補正額 / 補正後額 628, 285 / 0 / 628, 285 財源振替

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(4 企業立地 推進費)						3 工業用地造成 事業特別会計 繰出金	200, 247				200, 247	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 200, 247 / 200, 247 繰出金 200, 247
						計	50, 747			△78, 182	128, 929	
5 商工観光施設維 持費	621, 954	7, 248	629, 202	12 委託料	11, 449	1 商工施設維持 費	1, 660				1, 660	補正前額 / 補正額 / 補正後額 81, 056 / 1, 660 / 82, 716 指定管理料 1, 360 城端織物会館土地賃借料 300
				13 使用料及び賃借 料	300	2 合掌の里管理 費	△2, 192				△2, 192	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20, 876 / △2, 192 / 18, 684 五箇山合掌の里宿泊棟通信工事 △2, 192
				14 工事請負費	△2, 192	3 桂湖施設維持 費	150				150	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12, 869 / 150 / 13, 019 指定管理料 150
				17 備品購入費	△2, 309	32 その他施設維 持費	30				30	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18, 738 / 30 / 18, 768 赤祖父レイクサイドパーク指定管理料 30
						36 スキー場管理 費	△2, 309				△2, 309	補正前額 / 補正額 / 補正後額 317, 779 / △2, 309 / 315, 470 スキー場圧雪車購入 △2, 309

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(5 商工観光 施設維持費)						37 国民宿舎管理 費	936				936	補正前額 / 補正額 / 補正後額 27,483 / 936 / 28,419 五箇山荘指定管理料 936
						38 温泉施設維持 費	8,973				8,973	補正前額 / 補正額 / 補正後額 101,815 / 8,973 / 110,788 桜ヶ池クアガーデン指定管理料 8,973
						計	7,248				7,248	
計	2,451,915	56,395	2,508,310				56,395	△507	△6,400	△93,771	157,073	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

2 道路改良費	793,496	△91,252	702,244	12 委託料	△23,758	1 道路新設改良 費（補助）	0					補正前額 / 補正額 / 補正後額 481,664 / 0 / 481,664 節組替
				14 工事請負費	△21,641	2 道路新設改良 費（単独）	△103,200		(地) △98,100	(繰入) △3,900	△1,200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 288,975 / △103,200 / 185,775 市単独道路改良事業 △103,200
				16 公有財産購入費	△13,322	4 県道整備費	11,948				11,948	補正前額 / 補正額 / 補正後額 22,857 / 11,948 / 34,805 県営事業負担金 11,948
				18 負担金補助及び 交付金	11,948							
				21 補償補てん及び 賠償金	△44,479							
						計	△91,252		△98,100	△3,900	10,748	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
4 除雪対策費	1, 195, 462	3, 522	1, 198, 984	10 需用費	25, 000	1 除雪対策費	25, 000	(国) 11, 166			13, 834	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1, 051, 637 / 25, 000 / 1, 076, 637 除雪機械破損修繕料 25, 000
				17 備品購入費	△21, 478	3 除雪機械整備費	△16, 749	(国) △11, 166	(地) △5, 200		△383	補正前額 / 補正額 / 補正後額 128, 985 / △16, 749 / 112, 236 道路除雪機械購入 △16, 749
						4 地域ぐるみ除排雪促進費	△4, 729	(県) △1, 090	(地) △1, 100	(負担) △1, 260	△1, 279	補正前額 / 補正額 / 補正後額 14, 840 / △4, 729 / 10, 111 地域ぐるみ小型除雪機械購入 △4, 729
						計	3, 522	△1, 090	△6, 300	△1, 260	12, 172	
				5 消融雪施設維持費	144, 936	663	145, 599	10 需用費 14 工事請負費	3, 330 △2, 667	1 消融雪装置管理費	663	
計	2, 797, 921	△87, 067	2, 710, 854				△87, 067	△1, 090	△104, 400	△11, 360	29, 783	

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

1 都市計画総務費	71, 982	△1, 097	70, 885	18 負担金補助及び交付金	△1, 097	2 都市計画管理費	△1, 097	(県) △549			△548	補正前額 / 補正額 / 補正後額 6, 038 / △1, 097 / 4, 941 景観づくり事業補助金 △1, 097
--------------	---------	---------	---------	------------------	---------	--------------	---------	-------------	--	--	------	--

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 都市計画街路費	200, 978	△16, 774	184, 204	12 委託料	△2, 000	1 都市計画街路費	0					補正前額 / 補正額 / 補正後額 145, 500 / 0 / 145, 500 節組替
				14 工事請負費	4, 500	3 県街路整備費	△16, 774		(地) △16, 000		△774	補正前額 / 補正額 / 補正後額 55, 478 / △16, 774 / 38, 704 県営街路事業負担金 △16, 774
				18 負担金補助及び 交付金	△16, 774							
				21 補償補てん及び 賠償金	△2, 500							
						計	△16, 774		△16, 000		△774	
計	1, 770, 769	△17, 871	1, 752, 898				△17, 871	△549	△16, 000		△1, 322	

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

1 住宅管理費	70,882	△7,100	63,782	18 負担金補助及び 交付金	△7,100	2 住宅支援事業 費	△7,100	(国) △1,995 (県) △3,000			△2,105	補正前額 / 補正額 / 補正後額 16,210 / △7,100 / 9,110 木造住宅耐震改修支援補助金 △6,000 克雪住宅普及事業補助金 △1,100
3 住宅施設管理費	40,463	0	40,463			1 住宅施設管理 費	0	(国) △5,844			5,844	補正前額 / 補正額 / 補正後額 40,463 / 0 / 40,463 財源振替
計	111,345	△7,100	104,245				△7,100	△10,839			3,739	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 事務局費	284, 863	△5, 141	279, 722	12 委託料	△5, 141	2 事務局運営費	0			(繰入) △900 (財運) 4	896	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13, 051 / 0 / 13, 051 財源振替
						8 山村留学事業費	△5, 141		(地) 1, 100	(諸収) △6, 433	192	補正前額 / 補正額 / 補正後額 89, 059 / △5, 141 / 83, 918 山村留学定住事業業務委託料 △5, 141
						計	△5, 141		1, 100	△7, 329	1, 088	
4 教育センター費	76, 452	0	76, 452			2 教育センター運営費	0			(繰入) △200	200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 69, 010 / 0 / 69, 010 財源振替
計	364, 365	△5, 141	359, 224				△5, 141		1, 100	△7, 529	1, 288	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

1 小学校管理費	283,315	1,200	284,515	1 報酬	1,200	2 小学校管理費	1,200			(財運) △2,745	3,945	補正前額 / 補正額 / 補正後額 245,099 / 1,200 / 246,299 会計年度任用職員報酬 1,200
2 小学校給食費	185,313	0	185,313			2 小学校給食費	0	(国) △520			520	補正前額 / 補正額 / 補正後額 139,351 / 0 / 139,351 財源振替
3 小学校教育振興費	230,596	3,820	234,416	1 報酬 3 職員手当等	6,500 △2,000	1 小学校教育振興費	3,820	(国) △347		(繰入) △5,400	9,567	補正前額 / 補正額 / 補正後額 201,028 / 3,820 / 204,848 会計年度任用職員 ・報酬 6,500

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
(3 小学校教育振興費)				7 報償費	△523							・ 職員手当 理科実験準備等支援事業	△2,000
				8 旅費	△154							・ 謝礼 ・ 旅費	△523 △154
				11 役務費	△3							・ 活動保険料	△3
4 スクールバス運行費	116,077	△1,924	114,153	17 備品購入費	△1,924	1 スクールバス運行費	△1,924	(国) 150	(地) △1,500		△574	補正前額 / 補正額 / 補正後額 116,077 / △1,924 / 114,153 スクールバス購入	△1,924
計	815,301	3,096	818,397				3,096	△717	△1,500	△8,145	13,458		

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

1 中学校管理費	215,875	△643	215,232	14 工事請負費	△643	2 中学校管理費	0	(県) 415		(財運) △1,758	1,343	補正前額 / 補正額 / 補正後額 171,314 / 0 / 171,314 財源振替
						4 中学校施設整備費	△643		(地) △600		△43	補正前額 / 補正額 / 補正後額 22,863 / △643 / 22,220 城端中学校空調設備設置工事 △203 福光中学校照明LED化工事 △220 吉江中学校自動火災報知設備更新工事 △220
						計	△643	415	△600	△1,758	1,300	
2 中学校給食費	135,101	0	135,101			2 中学校給食費	0	(国) △397			397	補正前額 / 補正額 / 補正後額 114,580 / 0 / 114,580

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(2 中学校給食費)												財源振替
3 中学校教育振興費	181, 164	△385	180, 779	7 報償費	△214	1 中学校教育振興費	0			(繰入) △2, 200	2, 200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 153, 381 / 0 / 153, 381 財源振替
				10 需用費	△162	4 地域ぐるみ心の教育推進事業費	△385	(県) △191		△194	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1, 685 / △385 / 1, 300 1 4 歳の挑戦事業 ・指導ボランティア謝礼 △214 ・事務費 △124 ・活動実績報告書印刷 △61 ・生徒、指導ボランティア損害保険料 14	
				11 役務費	△9	計	△385	△191		△2, 200	2, 006	
計	532, 140	△1, 028	531, 112				△1, 028	△173	△600	△3, 958	3, 703	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

2 社会教育振興費	16,682	0	16,682			4 講座開設費	0			(繰入) △200	200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,949 / 0 / 2,949 財源振替
5 文化財保護費	184,373	△8,077	176,296	12 委託料	△2,596	1 文化財保護費	△960				△960	補正前額 / 補正額 / 補正後額 23,663 / △960 / 22,703 県指定文化財「城端別院善徳寺文書」 調査活用事業補助金 △960
				14 工事請負費	△2,497							

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(5 文化財保護費)				18 負担金補助及び 交付金	△2,984	2 埋蔵文化財調査費	△2,596	(国) △1,625 (県) △813			△158	補正前額 / 補正額 / 補正後額 14,536 / △2,596 / 11,940 館・吉江中・才川七埋蔵文化財試掘調査業務委託料 △2,596
						3 世界遺産関係費	△4,521	(国) 720			△5,241	補正前額 / 補正額 / 補正後額 122,461 / △4,521 / 117,940 木谷家板倉解体保存工事 △2,497 県指定文化財寿川念仏道場屋根葺替事業補助金 △2,024
						計	△8,077	△1,718			△6,359	
6 芸術文化推進費	53,385	210	53,595	12 委託料	210	1 芸術文化推進費	0			(繰入) △1,700	1,700	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,438 / 0 / 17,438 財源振替
						6 利賀芸術公園管理費	210				210	補正前額 / 補正額 / 補正後額 16,989 / 210 / 17,199 指定管理料 210
						計	210			△1,700	1,910	
8 美術館費	156,547	△3,418	153,129	1 報酬	△2,029	1 美術館管理費	△3,418				△3,418	補正前額 / 補正額 / 補正後額 85,612 / △3,418 / 82,194
				3 職員手当等	△766						会計年度任用職員 ・報酬 △2,029 ・職員手当 △766 ・社会保険料 △567 ・費用弁償 △56	
				4 共済費	△567							
				8 旅費	△56							

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
9 教育文化施設費	324,365	1,300	325,665	12 委託料	1,300	5 文化センター 管理費	1,300				1,300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 251,384 / 1,300 / 252,684 文化センター指定管理料 1,300
計	1,110,608	△9,985	1,100,623				△9,985	△1,718		△1,900	△6,367	

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

3 体育施設費	419,533	4,999	424,532	10 需用費 12 委託料	390 4,609	1 社会体育館管 理費	569				569	補正前額 / 補正額 / 補正後額 166,282 / 569 / 166,851 社会体育施設等指定管理料 420 福光里山体育館周辺施設浄化槽清掃業 務委託料 149
						4 プール管理費	4,430				4,430	補正前額 / 補正額 / 補正後額 152,659 / 4,430 / 157,089 福光プール可動床プール配線修繕料 390 城端温水プール等指定管理料 4,040
						計	4,999				4,999	
計	531,794	4,999	536,793				4,999				4,999	

第 11 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 農業用施設等災害復旧費	169,367	0	169,367			2 農業用施設等災害復旧費（単独）	0	(県) 16,342			△16,342	補正前額 / 補正額 / 補正後額 89,567 / 0 / 89,567 財源振替
2 林道災害復旧費	26,000	△17,602	8,398	14 工事請負費	△17,602	1 林道災害復旧費（補助）	△17,602	(県) △8,801	(地) △8,000		△801	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,000 / △17,602 / 2,398 災害復旧工事 △17,602
計	195,367	△17,602	177,765				△17,602	7,541	△8,000		△17,143	

第 12 款 公債費

第 1 項 公債費

1 元金	4,907,387	0	4,907,387			1 元金	0			(諸収) △535	535	補正前額 / 補正額 / 補正後額 4,907,387 / 0 / 4,907,387 財源振替
計	5,007,492	0	5,007,492				0			△535	535	

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

1 財政調整基金積立金	8,709	16,460	25,169	24 積立金	16,460	1 財政調整基金積立金	16,460			(財運) 5,015	11,445	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,709 / 16,460 / 25,169 積立金 16,460
2 減債基金積立金	15,633	122,606	138,239	24 積立金	122,606	1 減債基金積立金	122,606			(財運) 5,128	117,478	補正前額 / 補正額 / 補正後額 15,633 / 122,606 / 138,239 積立金 122,606

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
3 施設等整備基金 積立金	5,319	76,923	82,242	24 積立金	76,923	1 施設等整備基金 積立金	76,923			(財運) 1,923	75,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,319 / 76,923 / 82,242 積立金 76,923
4 国際交流基金積 立金	257	97	354	24 積立金	97	1 国際交流基金 積立金	97			(財運) 97		補正前額 / 補正額 / 補正後額 257 / 97 / 354 積立金 97
30 過疎地域自立促 進基金積立金	1,294	120,110	121,404	24 積立金	120,110	1 過疎地域自立 促進基金積立 金	120,110		(地) 119,400	(財運) 710		補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,294 / 120,110 / 121,404 積立金 120,110
32 すこやか子育て 基金積立金	3,959	151,388	155,347	24 積立金	151,388	1 すこやか子育 て基金積立金	151,388			(財運) 1,388	150,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,959 / 151,388 / 155,347 積立金 151,388
33 地方創生推進基 金積立金	4,937	342,591	347,528	24 積立金	342,591	1 地方創生推進 基金積立金	342,591			(寄附) 297,900 (財運) 44,691		補正前額 / 補正額 / 補正後額 4,937 / 342,591 / 347,528 積立金 342,591
36 商工観光振興基 金積立金	2,057	278,762	280,819	24 積立金	278,762	1 商工観光振興 基金積立金	278,762			(財運) 2,162	276,600	補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,057 / 278,762 / 280,819 積立金 278,762
37 こども未来創造 基金積立金	2,142	50,905	53,047	24 積立金	50,905	1 こども未来創 造基金積立金	50,905			(財運) 905	50,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,142 / 50,905 / 53,047 積立金 50,905

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
38 森林環境譲与税 基金積立金	66,783	2	66,785	24 積立金	2	1 森林環境譲与 税基金積立金	2				2	補正前額 / 補正額 / 補正後額 66,783 / 2 / 66,785 積立金 2
40 南砺応援基金積 立金	29	545	574	24 積立金	545	1 南砺応援基金 積立金	545			(寄附) 500 (財運) 45		補正前額 / 補正額 / 補正後額 29 / 545 / 574 積立金 545
41 公共施設再編基 金積立金	0	7,445	7,445	24 積立金	7,445	1 公共施設再編 基金積立金	7,445			(財運) 7,445		補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 7,445 / 7,445 積立金 7,445
計	111,341	1,167,834	1,279,175				1,167,834		119,400	367,909	680,525	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給与費						共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
			報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		26,760	(3.45月分) 10,772		291	37,823	6,805	9,099	53,727	
	議 員	17	78,840		(3.45月分) 32,170			111,010	22,948		133,958	
	その他の特別職	1,960	78,361					78,361			78,361	
	計	1,980	157,201	26,760	42,942		291	227,194	29,753	9,099	266,046	
補正前	長 等	3		26,760	(3.45月分) 10,772		291	37,823	6,805	9,099	53,727	
	議 員	17	78,840		(3.45月分) 32,170			111,010	22,948		133,958	
	その他の特別職	2,105	86,941					86,941			86,941	
	計	2,125	165,781	26,760	42,942		291	235,774	29,753	9,099	274,626	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	△ 145	△ 8,580					△ 8,580			△ 8,580	
	計	△ 145	△ 8,580					△ 8,580			△ 8,580	

２．一 般 職

(１) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(535) 618	656,085	2,149,859	1,303,643	4,109,587	746,831	376,540	5,232,958	
補 正 前	(552) 618	670,464	2,158,859	1,366,226	4,195,549	772,568	376,540	5,344,657	
比 較	(△ 17)	△ 14,379	△ 9,000	△ 62,583	△ 85,962	△ 25,737		△ 111,699	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	52,470	39,406	14,123	45,848	16,842	76,635		
	補正前	52,470	39,406	14,123	45,848	17,442	99,152		
	比 較					△ 600	△ 22,517		
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,492	2,732	568,611	460,079	25,405		
	補正前		1,492	2,732	590,021	477,955	25,585		
	比 較				△ 21,410	△ 17,876	△ 180		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(17) 500		1, 875, 222	1, 029, 854	2, 905, 076	569, 425	354, 949	3, 829, 450	
補 正 前	(17) 500		1, 875, 222	1, 052, 371	2, 927, 593	569, 425	354, 949	3, 851, 967	
比 較				△ 22, 517	△ 22, 517			△ 22, 517	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	52, 470	39, 406	14, 123	39, 561	11, 310	76, 035		
	補正前	52, 470	39, 406	14, 123	39, 561	11, 310	98, 552		
	比 較						△ 22, 517		
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1, 492	2, 732	426, 562	340, 878	25, 285		
	補正前		1, 492	2, 732	426, 562	340, 878	25, 285		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(518) 118	656,085	274,637	273,789	1,204,511	177,406	21,591	1,403,508	
補 正 前	(535) 118	670,464	283,637	313,855	1,267,956	203,143	21,591	1,492,690	
比 較	(△ 17)	△ 14,379	△ 9,000	△ 40,066	△ 63,445	△ 25,737		△ 89,182	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				6,287	5,532	600		
	補正前				6,287	6,132	600		
	比 較					△ 600			
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				142,049	119,201	120		
	補正前				163,459	137,077	300		
	比 較				△ 21,410	△ 17,876	△ 180		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 9,000	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 9,000	会計年度任用職員の勤務実績に伴う増減	
職員手当	△ 62,583	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 62,583	時間外勤務手当の増減 △ 22,517 会計年度任用職員に係る増減分 △ 40,066	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
令和6年度 新ホームページ保守業務委託	2,772			令和 7 年度	2,772				2,772
令和6年度 南砺市五箇山和紙の里指定管理料	26,994			令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	26,994				26,994
令和6年度 城端曳山会館・土蔵群蔵回廊年間警備業務委託	490			令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	490				490
188件（既設定分）	7,830,099		1,457,311		6,372,788	407,313	141,100	127,561	5,696,814
合計	7,860,355		1,457,311		6,403,044	407,313	141,100	127,561	5,727,070

地方債の令和５年度末における現在高及び令和６年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和5年度 繰越事業 起債見込額	令和6年度中増減見込額						令和6年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普 通 債	3,644,722	188,300	295,700	53,900	349,600	349,525		349,525	3,833,097
（１）総 務 債	44,925					6,313		6,313	38,612
（２）民 生 債	2,455					1,367		1,367	1,088
（３）衛 生 債	426,064		10,600		10,600	26,991		26,991	409,673
（４）農 林 水 産 業 債	885,366	159,100	160,700	69,900	230,600	51,926		51,926	1,223,140
（５）商 工 債	23,684					3,373		3,373	20,311
（６）土 木 債	922,910	29,200	124,400	△ 16,000	108,400	145,422		145,422	915,088
（７）消 防 債	17,995					2,164		2,164	15,831
（８）教 育 債	1,321,323					111,969		111,969	1,209,354
2. 災 害 復 旧 債	186,837	110,400	250,000	△ 8,000	242,000	26,469		26,469	512,768
（１）補 助 災 害 復 旧 債	186,208	110,400	250,000	△ 8,000	242,000	25,840		25,840	512,768
（２）単 独 災 害 復 旧 債	629					629		629	0
3. そ の 他	32,368,278	368,100	1,894,800	97,800	1,992,600	4,531,393		4,531,393	30,197,585
（１）辺 地 対 策 事 業 債	1,859,729	70,100	233,400	△ 28,600	204,800	263,749		263,749	1,870,880
（２）過 疎 対 策 事 業 債	10,594,414	183,400	1,496,000	25,700	1,521,700	1,164,055		1,164,055	11,135,459
（３）合 併 特 例 債	6,383,620					1,645,417		1,645,417	4,738,203
（４）全 国 防 災 事 業 債	183,750					11,065		11,065	172,685
（５）緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	1,594,377	19,300	19,900		19,900	280,914		280,914	1,352,663
（６）公共施設等適正管理推進事業債	27,001					4,500		4,500	22,501
（７）防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	365,077	64,400	40,000	100,700	140,700	17,635		17,635	552,542
（８）緊急自然災害防止対策事業債	135,055	30,900	47,200		47,200	7,518		7,518	205,637
（９）緊急浚渫推進事業債	6,100		5,500		5,500	600		600	11,000
（10）脱炭素化推進事業債	29,200		2,800		2,800				32,000
（11）減 税 補 填 債	22,941					10,867		10,867	12,074
（12）臨時財政対策債	11,126,505		50,000		50,000	1,119,290		1,119,290	10,057,215
（13）減 収 補 て ん 債	40,509					5,783		5,783	34,726
合 計	36,199,837	666,800	2,440,500	143,700	2,584,200	4,907,387		4,907,387	34,543,450

議案第 14 号

令和 6 年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 274 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 874, 653 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		811,456	△2,193	809,263
	1 国民健康保険税	811,456	△2,193	809,263
3 国庫支出金		4,191	2	4,193
	2 国庫補助金	4,191	2	4,193
6 県支出金		3,663,428	△5,931	3,657,497
	3 県負担金・補助金	3,663,428	△5,931	3,657,497
8 財産収入		1,765	100	1,865
	1 財産運用収入	1,765	100	1,865
10 繰入金		345,631	△4,769	340,862
	1 繰入金	345,631	△4,769	340,862
11 繰越金		46,836	5,517	52,353
	1 繰越金	46,836	5,517	52,353
歳入合計		4,881,927	△7,274	4,874,653

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,537,731	△2,500	3,535,231
	4 出産育児諸費	10,005	△2,500	7,505
8 保健事業費		66,197	△2,928	63,269
	1 保健事業費	10,973	△420	10,553
	2 健康診査等事業費	55,224	△2,508	52,716
9 基金積立金		1,765	100	1,865
	1 基金積立金	1,765	100	1,865
11 諸支出金		56,596	△1,946	54,650
	1 償還金及び還付加算金	24,486	3,162	27,648
	2 繰出金	32,110	△5,108	27,002
歳 出 合 計		4,881,927	△7,274	4,874,653

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	811,456	△2,193	809,263
3 国庫支出金	4,191	2	4,193
6 県支出金	3,663,428	△5,931	3,657,497
8 財産収入	1,765	100	1,865
10 繰入金	345,631	△4,769	340,862
11 繰越金	46,836	5,517	52,353
歳入合計	4,881,927	△7,274	4,874,653

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	3, 537, 731	△2, 500	3, 535, 231	△833		△1, 667	
3 国民健康保険事業費納付金	1, 097, 243	0	1, 097, 243	△256		9, 306	△9, 050
8 保健事業費	66, 197	△2, 928	63, 269	△1, 186			△1, 742
9 基金積立金	1, 765	100	1, 865			100	
11 諸支出金	56, 596	△1, 946	54, 650	△5, 108			3, 162
歳 出 合 計	4, 881, 927	△7, 274	4, 874, 653	△7, 383		7, 739	△7, 630

2. 歳入

第 1 款 国民健康保険税

第 1 項 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 一般被保険者国民健康 保険税	811, 106	△2, 193	808, 913	1 医療給付費分現年課税 分	△2, 548	医療給付費分現年課税分（一般） △2, 548
				2 後期高齢者支援金等分 現年課税分	△665	後期高齢者支援金等分現年課税分（一般） △665
				3 介護納付金分現年課税 分	1, 376	介護納付金分現年課税分（一般） 1, 376
				4 医療給付費分滞納繰越 分	102	医療給付費分滞納繰越分（一般） 102
				5 後期高齢者支援金等分 滞納繰越分	△363	後期高齢者支援金等分滞納繰越分（一般） △363
				6 介護納付金分滞納繰越 分	△95	介護納付金分滞納繰越分（一般） △95
計	811, 456	△2, 193	809, 263			

第 3 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

9 国民健康保険災害等臨 時特例補助金	0	2	2	1 国民健康保険災害等臨 時特例補助金	2	国民健康保険災害等臨時特例補助金 2
---------------------------	---	---	---	---------------------------	---	-----------------------

第 3 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	4,191	2	4,193			

第 6 款 県支出金

第 3 項 県負担金・補助金

1 保険給付費等交付金	3,663,106	△5,931	3,657,175	1 保険給付費等交付金（ 普通交付金）	△833	保険給付費等交付金（普通交付金） △833
				2 保険給付費等交付金（ 特別交付金）	△5,098	保険者努力支援分 △256 特別調整交付金分 △4,076 県繰入金 300 特定健康診査等負担金 △1,066
計	3,663,428	△5,931	3,657,497			

第 8 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	1,765	100	1,865	1 利子及び配当金	100	財政調整基金利子 100
計	1,765	100	1,865			

第 10 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	294,027	7,639	301,666	1 一般会計繰入金	7,639	保険基盤安定負担金繰入金（保険料軽減基準額：医療分） 2,024 保険基盤安定負担金繰入金（保険料軽減基準額：後期分） 610 保険基盤安定負担金繰入金（保険料軽減基準額：介護分） 756 保険基盤安定負担金繰入金（保険者支援分：医療分） 4,333 保険基盤安定負担金繰入金（保険者支援分：後期分） 1,330 保険基盤安定負担金繰入金（保険者支援分：介護分） 397 財政安定化支援事業繰入金 △144 出産育児一時金繰入金 △1,667
2 基金繰入金	51,604	△12,408	39,196	1 財政調整基金繰入金	△12,408	財政調整基金繰入金 △12,408
計	345,631	△4,769	340,862			

第 11 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	46,836	5,517	52,353	1 前年度繰越金	5,517	前年度繰越金 5,517
----------	--------	-------	--------	-------------	-------	--------------

第 11 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	46,836	5,517	52,353			

3. 歳出

第 2 款 保険給付費

第 4 項 出産育児諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 出産育児一時金	10,005	△2,500	7,505	18 負担金補助及び 交付金	△2,500	1 出産育児一時 金	△2,500	(県) △833		(繰入) △1,667		補正前額 / 補正額 / 補正後額 10,005 / △2,500 / 7,505 出産育児一時金 △2,500
計	10,005	△2,500	7,505				△2,500	△833		△1,667		

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 1 項 医療給付費分

1 一般被保険者医 療給付費分	704,706	0	704,706			1 一般被保険者 医療給付費分	0	(県) △256		(繰入) 6,213	△5,957	補正前額 / 補正額 / 補正後額 704,706 / 0 / 704,706 財源振替
計	704,956	0	704,956				0	△256		6,213	△5,957	

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 2 項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後 期高齢者支援金 等分	302,101	0	302,101			1 一般被保険者 後期高齢者支 援金等分	0			(繰入) 1,940	△1,940	補正前額 / 補正額 / 補正後額 302,101 / 0 / 302,101 財源振替
計	302,151	0	302,151				0			1,940	△1,940	

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 3 項 介護納付金分

1 介護納付金分	90,136	0	90,136			1 介護納付金分	0			(繰入) 1,153	△1,153	補正前額 / 補正額 / 補正後額 90,136 / 0 / 90,136 財源振替
-------------	--------	---	--------	--	--	-------------	---	--	--	---------------	--------	--

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 3 項 介護納付金分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	90,136	0	90,136				0			1,153	△1,153	

第 8 款 保健事業費

第 1 項 保健事業費

1 保健事業費	4,482	0	4,482			1 保健事業費	0	(県) 300			△300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 4,482 / 0 / 4,482 財源振替
3 直営診療施設保 健事業費	5,491	△420	5,071	27 繰出金	△420	1 直営診療施設 保健事業費	△420	(県) △420				補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,491 / △420 / 5,071 直営診療施設保健事業費繰出金 △420
計	10,973	△420	10,553				△420	△120			△300	

第 8 款 保健事業費

第 2 項 健康診査等事業費

1 特定健康診査等 事業費	55,224	△2,508	52,716	12 委託料	△2,508	1 特定健康診査 等事業費	△2,508	(県) △1,066			△1,442	補正前額 / 補正額 / 補正後額 46,191 / △2,508 / 43,683 特定健康診査委託料 △2,508
計	55,224	△2,508	52,716				△2,508	△1,066			△1,442	

第 9 款 基金積立金

第 1 項 基金積立金

1 財政調整基金積 立金	1,765	100	1,865	24 積立金	100	1 財政調整基金 積立金	100			(財運) 100		補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,765 / 100 / 1,865 積立金 100
計	1,765	100	1,865				100			100		

第 11 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

第11表 補正額内訳												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
3 償還金	16,836	3,162	19,998	22 償還金利子及び 割引料	3,162	1 償還金	3,162				3,162	補正前額 / 補正額 / 補正後額 16,836 / 3,162 / 19,998 特定健康診査等負担金返還金 3,162
計	24,486	3,162	27,648				3,162				3,162	

第 11 款 諸支出金

第 2 項 繰出金

1 直営診療施設繰 出金	32,110	△5,108	27,002	27 繰出金	△5,108	1 直営診療施設 繰出金	△5,108	(県) △5,108				補正前額 / 補正額 / 補正後額 32,110 / △5,108 / 27,002 繰出金 △5,108
計	32,110	△5,108	27,002				△5,108	△5,108				

議案第 15 号

令和 6 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 490 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 364,803 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		170,158	7,672	177,830
	2 その他の診療収入	44,001	7,672	51,673
4 繰入金		186,125	△6,067	180,058
	1 繰入金	186,125	△6,067	180,058
5 繰越金		2,000	△1,115	885
	1 繰越金	2,000	△1,115	885
歳入合計		364,313	490	364,803

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		259,410	△7,210	252,200
	1 施設管理費	259,410	△7,210	252,200
2 医業費		82,753	7,700	90,453
	1 医業費	82,753	7,700	90,453
歳 出 合 計		364,313	490	364,803

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	170,158	7,672	177,830
4 繰入金	186,125	△6,067	180,058
5 繰越金	2,000	△1,115	885
歳入合計	364,313	490	364,803

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	259,410	△7,210	252,200			△6,067	△1,143
2 医業費	82,753	7,700	90,453				7,700
歳 出 合 計	364,313	490	364,803			△6,067	6,557

2. 歳入

第 1 款 診療収入

第 2 項 その他の診療収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 その他の診療収入	44,001	7,672	51,673	1 医科診療分	7,672	医科診療現年度分（その他） 7,672
計	44,001	7,672	51,673			

第 4 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 他会計繰入金	186,125	△6,067	180,058	2 国民健康保険事業特別 会計繰入金	△6,067	国民健康保険事業特別会計繰入金 △6,067
計	186,125	△6,067	180,058			

第 5 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	2,000	△1,115	885	1 前年度繰越金	△1,115	前年度繰越金 △1,115
計	2,000	△1,115	885			

3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	259, 410	△7, 210	252, 200	1 報酬	△2, 000	2 一般管理費	△7, 210			(繰入) △6, 067	△1, 143	補正前額 / 補正額 / 補正後額 116, 141 / △7, 210 / 108, 931
				14 工事請負費	△610							会計年度任用職員報酬 △2, 000
				18 負担金補助及び 交付金	△1, 800							平診療所軒裏修繕工事 △610
				26 公課費	△2, 800							代診医派遣負担金 △1, 800
												消費税及び地方消費税 △2, 800
計	259, 410	△7, 210	252, 200				△7, 210			△6, 067	△1, 143	

第 2 款 医業費

第 1 項 医業費

3 医薬品衛生材料 費	65,030	7,700	72,730	10 需用費	7,700	1 医薬品衛生材 料費	7,700				7,700	補正前額 / 補正額 / 補正後額 65,030 / 7,700 / 72,730
												新型コロナワクチン等医薬品購入 7,700
計	82,753	7,700	90,453				7,700				7,700	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(17) 17	58,399	62,771	56,528	177,698	23,341	6,854	207,893	
補 正 前	(17) 17	60,399	62,771	56,528	179,698	23,341	6,854	209,893	
比 較		△ 2,000			△ 2,000			△ 2,000	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,829	510	644	1,478	9,000	1,000		
	補正前	1,829	510	644	1,478	9,000	1,000		
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後		200	98	15,358	11,193	405	14,813	
	補正前		200	98	15,358	11,193	405	14,813	
	比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	17		62,771	52,560	115,331	21,084	6,854	143,269	
補 正 前	17		62,771	52,560	115,331	21,084	6,854	143,269	
比 較									

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,829	510	644	1,478	9,000	1,000		
	補正前	1,829	510	644	1,478	9,000	1,000		
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後		200	98	12,742	9,841	405	14,813	
	補正前		200	98	12,742	9,841	405	14,813	
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(17)	58,399		3,968	62,367	2,257		64,624	
補 正 前	(17)	60,399		3,968	64,367	2,257		66,624	
比 較		△ 2,000			△ 2,000			△ 2,000	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後				2,616	1,352			
	補正前				2,616	1,352			
	比 較								

議案第 16 号

令和 6 年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58,177 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,820,077 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		744,438	33,403	777,841
	1 後期高齢者医療保険料	744,438	33,403	777,841
3 繰入金		1,015,151	△7,304	1,007,847
	1 一般会計繰入金	1,015,151	△7,304	1,007,847
4 繰越金		500	9,547	10,047
	1 繰越金	500	9,547	10,047
5 諸収入		1,761	22,531	24,292
	5 雑入	0	22,531	22,531
歳入合計		1,761,900	58,177	1,820,077

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,753,084	35,646	1,788,730
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	1,753,084	35,646	1,788,730
4 諸支出金		1,192	22,531	23,723
	2 繰出金	50	22,531	22,581
歳 出 合 計		1,761,900	58,177	1,820,077

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	744,438	33,403	777,841
3 繰入金	1,015,151	△7,304	1,007,847
4 繰越金	500	9,547	10,047
5 諸収入	1,761	22,531	24,292
歳入合計	1,761,900	58,177	1,820,077

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,753,084	35,646	1,788,730			△7,304	42,950
4 諸支出金	1,192	22,531	23,723			22,531	
歳 出 合 計	1,761,900	58,177	1,820,077			15,227	42,950

2. 歳入

第 1 款 後期高齢者医療保険料

第 1 項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 特別徴収保険料	538, 141	39, 227	577, 368	1 特別徴収現年度分	39, 227	特別徴収現年度分（後期） 39, 227
2 普通徴収保険料	206, 297	△5, 824	200, 473	1 普通徴収現年度分	△6, 274	普通徴収現年度分（後期） △6, 274
				2 普通徴収滞納繰越分	450	普通徴収滞納繰越分（後期） 450
計	744, 438	33, 403	777, 841			

第 3 款 繰入金

第 1 項 一般会計繰入金

1 事務費繰入金	54, 230	178	54, 408	1 事務費繰入金	178	事務費繰入金 178
2 保険基盤安定繰入金	183, 578	△7, 482	176, 096	1 保険基盤安定繰入金	△7, 482	保険基盤安定繰入金 △7, 482
計	1, 015, 151	△7, 304	1, 007, 847			

第 4 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	500	9, 547	10, 047	1 繰越金	9, 547	繰越金 9, 547
計	500	9, 547	10, 047			

第 5 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
3 雑入	0	22,531	22,531	1 雑入	22,531	雑入（事務費分） 505 雑入（療養給付費分） 22,026
計	0	22,531	22,531			

3. 歳出

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

第 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1, 742, 119	35, 646	1, 777, 765	18 負担金補助及び 交付金	35, 646	1 後期高齢者医 療事務費分納 付金	178			(繰入) 178		補正前額 / 補正額 / 補正後額 47, 725 / 178 / 47, 903 事務費負担金 178
						2 後期高齢者医 療保険基盤安 定分納付金	△7, 482			(繰入) △7, 482		補正前額 / 補正額 / 補正後額 183, 578 / △7, 482 / 176, 096 保険基盤安定制度負担金 △7, 482
						4 後期高齢者医 療保険料納付 金	42, 950				42, 950	補正前額 / 補正額 / 補正後額 744, 438 / 42, 950 / 787, 388 保険料負担金 42, 950
						計	35, 646			△7, 304	42, 950	
計	1, 753, 084	35, 646	1, 788, 730				35, 646			△7, 304	42, 950	

第 4 款 諸支出金

第 2 項 繰出金

1 他会計繰出金	50	22, 531	22, 581	27 繰出金	22, 531	1 一般会計繰出 金	22, 531			(諸収) 22, 531		補正前額 / 補正額 / 補正後額 50 / 22, 531 / 22, 581 繰出金 22, 531
計	50	22, 531	22, 581				22, 531			22, 531		

議案第 17 号

令和 6 年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 158 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 227, 322 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		129,548	16,430	145,978
	1 繰入金	129,548	16,430	145,978
4 繰越金		5,000	2,328	7,328
	1 繰越金	5,000	2,328	7,328
6 市債		17,600	△17,600	0
	1 市債	17,600	△17,600	0
歳入合計		226,164	1,158	227,322

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護福祉支援事業費		217,550	△1,170	216,380
	1 介護福祉支援事業費	207,087	△1,170	205,917
3 諸支出金		0	2,328	2,328
	1 繰出金	0	2,328	2,328
歳 出 合 計		226,164	1,158	227,322

第2表

地 方 債 補 正

(廃 止)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後				備 考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
介護サービス事業債	9,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。	—	—	—	—	一般会計の決算剰余金の額に鑑み、起債ではなく、一般会計繰出金を充当することとした。
辺地対策事業債	4,200				—				
過疎対策事業債	4,200				—				

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	129,548	16,430	145,978
4 繰越金	5,000	2,328	7,328
6 市債	17,600	△17,600	0
歳入合計	226,164	1,158	227,322

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護福祉支援事業費	217,550	△1,170	216,380		△17,600	16,430	
3 諸支出金	0	2,328	2,328				2,328
歳 出 合 計	226,164	1,158	227,322		△17,600	16,430	2,328

2. 歳入

第 3 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	129,548	16,430	145,978	1 一般会計繰入金	16,430	デイサービスセンター運営繰入金 16,430
計	129,548	16,430	145,978			

第 4 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	5,000	2,328	7,328	1 前年度繰越金	2,328	在宅介護支援センター事業繰越金 △2,242 ホームヘルプステーション事業繰越金 4,470 生活ハウス事業繰越金 100
計	5,000	2,328	7,328			

第 6 款 市債

第 1 項 市債

1 介護福祉施設債	17,600	△17,600	0	1 介護福祉施設債	△17,600	過疎債（介護福祉施設） △4,200 介護サービス施設整備事業債 △9,200 辺地債（介護福祉施設） △4,200
計	17,600	△17,600	0			

3. 歳出

第 1 款 介護福祉支援事業費

第 1 項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 デイサービスセ ンター運営費	85,780	△1,170	84,610	12 委託料 17 備品購入費	630 △1,800	2 デイサービス センター運営 費	△1,170		(地) △17,600	(繰入) 16,430		補正前額 / 補正額 / 補正後額 85,780 / △1,170 / 84,610 平・上平・利賀デイサービスセンター 指定管理料 100 井口デイサービスセンター指定管理料 530 昇降式介護浴槽購入 △1,800
計	207,087	△1,170	205,917				△1,170		△17,600	16,430		

第 3 款 諸支出金

第 1 項 繰出金

1 一般会計繰出金	0	2,328	2,328	27 繰出金	2,328	1 一般会計繰出 金	2,328				2,328	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 2,328 / 2,328 繰出金 2,328
計	0	2,328	2,328				2,328				2,328	

地方債の令和5年度末における現在高及び令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度中増減見込額		令和6年度末 現在高見込額
		年度中起債見込額	年度中元金償還見込額	
介護サービス事業債	6,551	0	1,850	4,701
辺地対策事業債	6,126	0	1,613	4,513
過疎対策事業債	150	0	150	0
合 計	12,827	0	3,613	9,214

議案第 18 号

令和 6 年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,832 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 211,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 手数料		188,100	2,000	190,100
	1 手数料	188,100	2,000	190,100
2 財産収入		400	50	450
	1 財産運用収入	400	50	450
8 繰入金		13,347	△3,882	9,465
	1 繰入金	13,347	△3,882	9,465
歳入合計		213,532	△1,832	211,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		208,966	△1,882	207,084
	1 事業費	208,966	△1,882	207,084
3 基金積立金		400	50	450
	1 基金積立金	400	50	450
歳 出 合 計		213,532	△1,832	211,700

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 手数料	188,100	2,000	190,100
2 財産収入	400	50	450
8 繰入金	13,347	△3,882	9,465
歳入合計	213,532	△1,832	211,700

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	208,966	△1,882	207,084				△1,882
3 基金積立金	400	50	450			50	
歳 出 合 計	213,532	△1,832	211,700			50	△1,882

2. 歳入

第 1 款 手数料

第 1 項 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 訪問看護事業手数料	188, 100	2, 000	190, 100	1 訪問看護事業手数料	2, 000	訪問看護介護保険者手数料 6, 300 訪問看護介護保険利用者手数料 500 訪問看護医療保険者手数料 △3, 800 訪問看護医療保険利用者手数料 △1, 000
計	188, 100	2, 000	190, 100			

第 2 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	400	50	450	1 利子及び配当金	50	財政調整基金利子 50
計	400	50	450			

第 8 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	13, 347	△3, 882	9, 465	1 財政調整基金繰入金	△3, 882	財政調整基金繰入金 △3, 882
計	13, 347	△3, 882	9, 465			

3. 歳出

第 1 款 事業費

第 1 項 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 事業費	208, 966	△1, 882	207, 084	1 報酬 12 委託料	△608 △1, 274	2 訪問看護事業 費	△1, 882				△1, 882	補正前額 / 補正額 / 補正後額 26, 802 / △1, 882 / 24, 920 会計年度任用職員報酬 △608 医事業務委託料 △1, 274
計	208, 966	△1, 882	207, 084				△1, 882				△1, 882	

第 3 款 基金積立金

第 1 項 基金積立金

1 財政調整基金積 立金	400	50	450	24 積立金	50	1 財政調整基金 積立金	50			(財運) 50		補正前額 / 補正額 / 補正後額 400 / 50 / 450 積立金 50
計	400	50	450				50			50		

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(3) 23	3,797	91,809	49,924	145,530	28,171	13,682	187,383	
補 正 前	(4) 23	4,405	91,809	49,924	146,138	28,171	13,682	187,991	
比 較	(△ 1)	△ 608			△ 608			△ 608	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	387	842	323	1,443	3,750	3,500		
	補正前	387	842	323	1,443	3,750	3,500		
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				21,465	17,249	965		
	補正前				21,465	17,249	965		
	比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(1) 23		91,809	48,972	140,781	27,701	13,682	182,164	
補 正 前	(1) 23		91,809	48,972	140,781	27,701	13,682	182,164	
比 較									

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	387	842	323	1,443	3,750	3,500		
	補正前	387	842	323	1,443	3,750	3,500		
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				20,948	16,814	965		
	補正前				20,948	16,814	965		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(2)	3,797		952	4,749	470		5,219	
補 正 前	(3)	4,405		952	5,357	470		5,827	
比 較	(△ 1)	△ 608			△ 608			△ 608	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				517	435			
	補正前				517	435			
	比 較								

議案第 19 号

令和 6 年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 29,907 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 200,606 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		0	200,247	200,247
	1 繰入金	0	200,247	200,247
2 繰越金		0	359	359
	1 繰越金	0	359	359
4 財産収入		230,513	△230,513	0
	1 財産売却収入	230,513	△230,513	0
歳入合計		230,513	△29,907	200,606

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		217,973	△17,367	200,606
	1 事業費	217,973	△17,367	200,606
3 諸支出金		12,540	△12,540	0
	1 繰出金	12,540	△12,540	0
歳 出 合 計		230,513	△29,907	200,606

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	工業用地造成費	67,623
合 計			67,623

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	0	200,247	200,247
2 繰越金	0	359	359
4 財産収入	230,513	△230,513	0
歳入合計	230,513	△29,907	200,606

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	217,973	△17,367	200,606			△17,726	359
3 諸支出金	12,540	△12,540	0			△12,540	
歳 出 合 計	230,513	△29,907	200,606			△30,266	359

2. 歳入

第 1 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	0	200,247	200,247	1 一般会計繰入金	200,247	一般会計繰入金 200,247
計	0	200,247	200,247			

第 2 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	0	359	359	1 前年度繰越金	359	前年度繰越金 359
計	0	359	359			

第 4 款 財産収入

第 1 項 財産売却収入

1 不動産売却収入	230,513	△230,513	0	1 土地売却収入	△230,513	土地売却収入 △230,513
計	230,513	△230,513	0			

３．歳出

第 １ 款 事業費

第 １ 項 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 工業用地造成費	217, 973	△17, 367	200, 606	14 工事請負費	△17, 367	1 工業用地造成費	△17, 367			(繰入) 200, 247 (財運) △217, 973	359	補正前額 / 補正額 / 補正後額 217, 973 / △17, 367 / 200, 606 野尻工業用地造成工事 △17, 367
計	217, 973	△17, 367	200, 606				△17, 367			△17, 726	359	

第 ３ 款 諸支出金

第 １ 項 繰出金

1 一般会計繰出金	12,540	△12,540	0	27 繰出金	△12,540	1 一般会計繰出金	△12,540			(財運) △12,540		補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,540 / △12,540 / 0 繰出金 △12,540
計	12,540	△12,540	0				△12,540			△12,540		

議案第20号

令和6年度南砺市病院事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和6年度南砺市病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(イ) 公立南砺中央病院				
(3) 入院患者・入所者数				
介護医療院	年間	7,462 人	△ 2,002 人	5,460 人
	1日平均	41 人	△ 11 人	30 人

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	南砺市民病院事業収益	4,178,283 千円	△ 14,553 千円	4,163,730 千円
第3項	医業外収益	378,554 千円	△ 14,553 千円	364,001 千円
第2款	公立南砺中央病院事業収益	2,896,537 千円	△ 20,426 千円	2,876,111 千円
第2項	介護保険事業収益	102,230 千円	△ 17,587 千円	84,643 千円
第3項	医業外収益	415,029 千円	△ 2,839 千円	412,190 千円
第3款	病院統括事業収益	19,363 千円	△ 1,574 千円	17,789 千円
第3項	医業外収益	19,363 千円	△ 1,574 千円	17,789 千円
収入合計		7,094,183 千円	△ 36,553 千円	7,057,630 千円
支 出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	南砺市民病院事業費用	4,280,414 千円	1,267 千円	4,281,681 千円
第3項	特別損失	0 千円	1,267 千円	1,267 千円
第3款	病院統括事業費用	19,363 千円	△ 1,574 千円	17,789 千円
第1項	医業費用	19,262 千円	△ 1,574 千円	17,688 千円
支出合計		7,290,057 千円	△ 307 千円	7,289,750 千円

(資本的収入の補正)

第4条 予算第4条ただし書中「441,937千円」を「428,437千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	南砺市民病院事業資本的収入	266,555 千円	13,500 千円	280,055 千円
第1項	企業債	99,600 千円	12,400 千円	112,000 千円
第4項	他会計補助金	2,750 千円	1,100 千円	3,850 千円
収入合計		810,699 千円	13,500 千円	824,199 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
建物整備事業	184,800	12,400	197,200
(病院事業分)	(184,800)	(12,400)	(197,200)
計	393,700	12,400	406,100

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条第1号中「4,165,650千円」を「4,164,076千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「413,508千円」を「387,228千円」に改める。

令和7年2月27日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和6年度 南砺市病院事業会計補正予算(第4号)実施計画

収益的収入及び支出の補正

収 入

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業 収益			4,178,283	△ 14,553	4,163,730	
	3 医業外収益		378,554	△ 14,553	364,001	
		2 他会計補助金	215,825	△18,164	197,661	一般会計補助金 国民健康保険調整交付金 △ 18,616 千円 452 千円
		3 他会計負担金	118,203	3,611	121,814	一般会計負担金 3,611 千円
2 公立南砺中央病院 事業収益			2,896,537	△ 20,426	2,876,111	
	2 介護保険事業収益		102,230	△17,587	84,643	
		1 介護医療院事業収益	102,230	△17,598	84,632	年間延入所者数 5,460人 一日平均入所者数 30人 入所者一人当たり収益 15,500円
		2 その他介護保険事業収益	0	11	11	文書料 11 千円
	3 医業外収益		415,029	△ 2,839	412,190	
		2 他会計補助金	184,545	33,302	217,847	一般会計補助金 国民健康保険調整交付金 34,315 千円 △ 1,013 千円
		3 他会計負担金	181,124	△41,139	139,985	一般会計負担金 △ 41,139 千円
		5 負担金及び交付金	13,380	4,998	18,378	バイオマスボイラー経費負担金 4,998 千円
3 病院統括事業収益			19,363	△ 1,574	17,789	
	2 医業外収益		19,363	△ 1,574	17,789	
		2 他会計補助金	18,629	△ 840	17,789	一般会計補助金 △ 840 千円
		10 その他医業外収益	734	△734	0	その他医業外収益 △ 734 千円

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 南砺市民病院事業 費用			千円 4,280,414	千円 1,267	千円 4,281,681	
	3 特別損失		0	1,267	1,267	
		4 過年度損益修正損	0	1,267	1,267	過年度損益修正損 1,267 千円
3 病院統括事業費用			19,363	△ 1,574	17,789	
	1 医業費用		19,262	△ 1,574	17,688	
		1 給与費	19,259	△ 1,574	17,685	(賞与引当金繰入額 △ 1,321) 賞与引当金繰入額 △ 1,321 千円 (法定福利費引当金繰入額 △ 253) 法定福利費引当金繰入額 △ 253 千円

令和6年度 南砺市病院事業会計補正予算(第4号)実施計画

資本的収入の補正

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 南砺市民病院事業 資本的収入			千円 266,555	千円 13,500	千円 280,055	
	1 企業債		99,600	12,400	112,000	
		1 企業債	99,600	12,400	112,000	病院建物整備事業 12,400 千円
	4 他会計補助金		2,750	1,100	3,850	
		1 他会計補助金	2,750	1,100	3,850	国民健康保険調整交付金 1,100 千円

令和6年度南砺市病院事業会計補正予算(第4号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 117,951
減価償却費	283,257
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 26,314
引当金の増減(△は減少)	△ 2,700
貸倒引当金の増減(△は減少)	200
たな卸資産の増減(△は増加)	△ 212
受取利息	△ 75
支払利息	27,000
小計	166,205
利息の受取額	75
利息の支払額	△ 27,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	139,280

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 95,610
無形固定資産の取得による支出	△ 41,967
国庫補助金等による収入	3,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 133,727

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	112,000
企業債の償還による支出	△ 293,468
一般会計からの出資による収入	158,892
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,576

資金増減額	△ 17,023
資金期首残高	1,284,481
資金期末残高	1,267,458

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 144,944
減価償却費	226,672
固定資産除却費	11,081
長期前受金戻入	△ 25,653
引当金の増減(△は減少)	15,717
受取利息	△ 2
支払利息	39,954
小計	122,825
利息の受取額	2
利息の支払額	△ 39,954
業務活動によるキャッシュ・フロー	82,873

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 304,641
無形固定資産の取得による支出	△ 3,099
国庫補助金等による収入	2,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 304,990</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	294,100
企業債の償還による支出	△ 406,465
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 62,000
一般会計からの出資による収入	245,911
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>71,546</u>

資金増減額	△ 150,571
資金期首残高	738,122
資金期末残高	<u>587,551</u>

3. 病院統括事業

業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	0
引当金の増減(△は減少)	△ 1,588
未払金の増減(△は減少)	△ 5,000
支払利息	1
小計	<u>△ 6,587</u>
利息の支払額	<u>△ 1</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 6,588</u>

投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	0

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 1,383
一般会計からの出資による収入	1,383
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>

資金増減額	△ 6,588
資金期首残高	28,867
資金期末残高	<u>22,279</u>

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	(117) 474	401,062	1,717,553	1,318,475	3,437,090	726,986	4,164,076
補正前	(117) 474	401,062	1,717,553	1,319,796	3,438,411	727,239	4,165,650
比 較				△ 1,321	△ 1,321	△ 253	△ 1,574

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後	39,582	28,250	17,038	33,560	294,598	71,342	60,751	26,406
	補正前	39,582	28,250	17,038	33,560	294,598	71,342	60,751	26,406
	比 較								
	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	27,483		320	387,709	307,931	23,505		
	補正前	27,483		320	388,435	308,526	23,505		
	比 較				△ 726	△ 595			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	(1) 403		1,539,759	1,202,683	2,742,442	659,703	3,402,145
補正前	(1) 403		1,539,759	1,204,004	2,743,763	659,956	3,403,719
比 較				△ 1,321	△ 1,321	△ 253	△ 1,574

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後	39,582	28,250	17,038	29,934	271,158	68,134	59,050	26,086
	補正前	39,582	28,250	17,038	29,934	271,158	68,134	59,050	26,086
	比 較								
	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	24,853		320	338,332	277,421	22,525		
	補正前	24,853		320	339,058	278,016	22,525		
	比 較				△ 726	△ 595			

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	(116) 71	401,062	177,794	115,792	694,648	67,283	761,931
補正前	(116) 71	401,062	177,794	115,792	694,648	67,283	761,931
比 較							

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後				3,626	23,440	3,208	1,701	320
	補正前				3,626	23,440	3,208	1,701	320
	比 較								
	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	2,630			49,377	30,510	980		
	補正前	2,630			49,377	30,510	980		
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
職員手当	△ 1,321	そ の 他 の 増 減 分	△ 1,321	引当金繰入額の減少	△ 1,321

議案第 2 1 号

令和 6 年度南砺市水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度南砺市水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 水道事業収益	1,256,153 千円	32,226 千円	1,288,379 千円
第 1 項 営業収益	893,732 千円	18,665 千円	912,397 千円
第 2 項 営業外収益	362,391 千円	13,561 千円	375,952 千円

（資本的収入の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文中「570,818 千円」を「611,580 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的収入	341,408 千円	△40,762 千円	300,646 千円
第 1 項 企 業 債	173,100 千円	△4,400 千円	168,700 千円
第 5 項 負 担 金	71,868 千円	△36,362 千円	35,506 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額		
	既決予定額	補正予定額	計
上水道建設改良事業	173,100	△4,400	168,700
(水道事業分)	(127,600)	(△2,200)	(125,400)
(過疎対策分)	(24,600)	(△600)	(24,000)
(辺地対策分)	(15,700)	(△1,600)	(14,100)

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「204,030千円」を「218,291千円」に改める。

令和7年2月27日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和6年度 南砺市水道事業会計補正予算（第4号）実施計画明細書

収 益 的 収 入 の 補 正

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 水道事業収益			1,256,153	32,226	1,288,379	
	1 営業収益		893,732	18,665	912,397	
		1 給水収益	851,827	18,665	870,492	水道料金 18,665
	2 営業外収益		362,391	13,561	375,952	
		5 その他営業外収益	247,135	13,561	260,696	一般会計負担金 13,561

資 本 的 収 入 の 補 正

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資本的収入			341,408	△ 40,762	300,646	
	1 企業債		173,100	△ 4,400	168,700	
		1 企業債	173,100	△ 4,400	168,700	企業債 △ 4,400
	5 負担金		71,868	△ 36,362	35,506	
		1 負担金	71,868	△ 36,362	35,506	他会計負担金 △ 42,100 工事負担金 5,738

令和6年度南砺市水道事業会計補正予算（第4号） 予定キャッシュ・フロー計算書
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1 営業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	47,931
減価償却費	506,053
貸倒引当金の増減額(△は減少)	122
受取利息及び受取配当	△ 1,492
支払利息	42,731
未収金の増減額(△は増加)	△ 9,949
未払金の増減額(△は減少)	2,885
たな卸資産の増減額(△は増加)	219
引当金の増減額(△は減少)	△ 445
預り金の増減額	△ 1,000
長期前受補助金等戻入額	△ 112,779
長期前受補助金等消費税収益額	△ 13,971
固定資産除却費	12,000
小計	472,305
利息及び配当金の受取額	1,492
利息の支払額	△ 42,731
計	431,066

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 577,847
他会計貸付金による支出	17,647
補助金による収入	26,254
負担金による収入	23,502
新規加入金による収入	9,000
未払金の増減額(△は減少)	11,666
その他資本的支出	△ 182
計	△ 489,960

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	163,500
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 277,095
他会計からの出資による収入	59,843
計	△ 53,752
現金及び現金同等物の増減額	△ 112,646
現金及び現金同等物の期首残高	1,396,434
現金及び現金同等物の期末残高	1,283,788

議案第 22 号

令和 6 年度南砺市下水道事業会計補正予算（第 5 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度南砺市下水道事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 6 年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（４）建設改良事業	256,794千円	△53,570千円	203,224千円
農業集落排水事業			
（４）建設改良事業	74,323千円	△1,252千円	73,071千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 下水道事業収益	2,226,155千円	△4,000千円	2,222,155千円
第 1 項 営業収益	987,270千円	△4,000千円	983,270千円
第 2 款 農業集落排水事業収益	412,767千円	△3,000千円	409,767千円
第 1 項 営業収益	94,615千円	△3,000千円	91,615千円
第 3 款 林業集落排水事業収益	10,177千円	1,000千円	11,177千円
第 1 項 営業収益	3,749千円	1,000千円	4,749千円
収入合計	2,658,445千円	△6,000千円	2,652,445千円

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 下水道事業費用	2,078,705千円	10,401千円	2,089,106千円
第 1 項 営業費用	1,873,181千円	10,401千円	1,883,582千円
第 2 款 農業集落排水事業費用	536,600千円	△1,529千円	535,071千円
第 1 項 営業費用	510,767千円	△1,529千円	509,238千円
支出合計	2,666,752千円	8,872千円	2,675,624千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつこ書中「1,196,562千円」を「1,206,202千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的収入	767,749千円	△70,862千円	696,887千円
第1項 企業債	469,800千円	△41,000千円	428,800千円
第2項 負担金及び分担金	2,400千円	5,780千円	8,180千円
第3項 工事負担金	41,091千円	△32,767千円	8,324千円
第4項 補助金	66,088千円	△1,875千円	64,213千円
第6項 その他資本的収入	1,001千円	△1,000千円	1千円
第2款 農業集落排水事業 資本的収入	98,453千円	△2,600千円	95,853千円
第1項 企業債	43,800千円	△2,600千円	41,200千円
収入合計	874,320千円	△73,462千円	800,858千円

支 出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的支出	1,702,023千円	△62,470千円	1,639,553千円
第1項 建設改良費	256,794千円	△53,570千円	203,224千円
第2項 流域下水道 建設負担金	39,137千円	△8,900千円	30,237千円
第2款 農業集落排水事業 資本的支出	335,680千円	△1,252千円	334,428千円
第1項 建設改良費	74,323千円	△1,252千円	73,071千円
支出合計	2,070,882千円	△63,722千円	2,007,160千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	14,900千円	△100千円	14,800千円
特定環境保全公共下水道事業	99,600千円	△32,000千円	67,600千円
流域下水道事業	39,000千円	△8,900千円	30,100千円
農業集落排水事業	43,800千円	△2,600千円	41,200千円

令和7年2月27日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第5号）実施計画明細書

収益の収入及び支出

収 入		(単位：千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益	1 営業収益		2,226,155	△ 4,000	2,222,155	
			987,270	△ 4,000	983,270	
		1 使用料	934,446	△ 4,000	930,446	公共・特環下水道使用料
2 農業集落排水事業収益	1 営業収益		412,767	△ 3,000	409,767	
			94,615	△ 3,000	91,615	
		1 使用料	94,063	△ 3,000	91,063	農業集落排水施設使用料
3 林業集落排水事業収益	1 営業収益		10,177	1,000	11,177	
			3,749	1,000	4,749	
		1 使用料	3,747	1,000	4,747	林業集落排水施設使用料

支 出		(単位：千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用	1 営業費用		2,078,705	10,401	2,089,106	
			1,873,181	10,401	1,883,582	
		1 管渠費	413,443	10,867	424,310	委託料負担金 △395 11,262
		2 浄化センター・処理場費	52,877	△ 466	52,411	手数料
2 農業集落排水事業費用	1 営業費用		536,600	△ 1,529	535,071	
			510,767	△ 1,529	509,238	
		1 管渠費	27,299	△ 1,029	26,270	委託料工事請負費 △700 △329
		2 浄化センター・処理場費	139,359	△ 500	138,859	手数料

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的收入			767,749	△ 70,862	696,887	
	1 企業債		469,800	△ 41,000	428,800	
		1 企業債	469,800	△ 41,000	428,800	公共下水道 △100 特定環境保全公共下水道 △32,000 流域下水道 △8,900
	2 負担金及び 分担金		2,400	5,780	8,180	
		1 受益者負担金及び 分担金	2,400	5,780	8,180	受益者負担金及び分担金
	3 工事負担金		41,091	△ 32,767	8,324	
		1 工事負担金	41,091	△ 32,767	8,324	工事負担金
	4 補助金		66,088	△ 1,875	64,213	
		1 国庫補助金	33,000	△ 1,875	31,125	国庫補助金
	6 その他 資本的收入		1,001	△ 1,000	1	
		1 貸付金返還金	1,000	△ 1,000	0	水洗化改造資金貸付金返還金
2 農業集落排水事業 資本的收入			98,453	△ 2,600	95,853	
	1 企業債		43,800	△ 2,600	41,200	
		1 企業債	43,800	△ 2,600	41,200	農業集落排水事業

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的支出			1,702,023	△ 62,470	1,639,553	
	1 建設改良費		256,794	△ 53,570	203,224	
		1 管渠整備費	158,337	△ 46,246	112,091	委託料 △3,946 工事請負費 △40,800 補償費 △1,500
		2 処理場建設費	49,303	△ 7,324	41,979	委託料 △5,950 工事請負費 △1,374
	2 流域下水道 建設負担金		39,137	△ 8,900	30,237	
		1 流域下水道 建設負担金	39,137	△ 8,900	30,237	流域下水道建設負担金
2 農業集落排水事業 資本的支出			335,680	△ 1,252	334,428	
	1 建設改良費		74,323	△ 1,252	73,071	
		1 管渠整備費	23,177	△ 1,252	21,925	委託料 △500 工事請負費 △752

令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第5号）予定キャッシュ・フロー計算書
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	△28,558
減価償却費	1,649,592
貸倒引当金の増減額(△は減少)	15
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	187,756
未収金の増減額(△は増額)	△9,817
未払金の増減額(△は減少)	2,750
引当金の増減額	308
仮受金の増減額	27
長期前受補助金等戻入額	△477,554
長期前受補助金等消費税収益額	△9,685
固定資産除却費	15,502
小計	1,330,334
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△187,756
計	1,142,580

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△249,286
無形固定資産の取得による支出	△35,579
国庫補助金による収入	94,213
受益者負担金及び分担金による収入	8,298
工事負担金による収入	8,325
未払金の増減額(△は減少)	20,000
計	△154,029

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	175,500
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,498,694
その他の企業債による収入	300,000
その他の企業債の償還による支出	△161,971
その他の他会計借入金の償還による支出	△17,648
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	0
他会計からの出資による収入	200,353
他会計からの補助金による収入	14,168
計	△989,292

現金及び現金同等物の増減額	△741
現金及び現金同等物の期首残高	712,276
現金及び現金同等物の期末残高	711,535

議案第 23 号

南砺市附属機関設置条例の制定について

南砺市附属機関設置条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関は、別表第1に掲げる附属機関を置き、その所掌事務は、同表に定めるとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、執行機関は、必要に応じて、別表第2に掲げる種類の附属機関を置き、その所掌事務は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務
市長	南砺市公共施設利活用提案事業選定委員会	再編対象施設の利活用提案事業を審査し、譲渡先又は貸付先を選定する事務
	南砺市ジェンダーギャップ解消市民会議	ジェンダーギャップの解消につながる政策及び施策に関する事項について審議する事務
	南砺市上下水道料金検討委員会	市の水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設及び個別合併浄化槽施設の使用料等について、必要な事項を調査及び審議する事務
	南砺市第三セクター等の経営関与に関する経営会議	市の第三セクターの運営方針、経営目標に対する助言及び経営が悪化した場合における市の措置に関する事項について審議する事務

	南砺市福野夜高曳山行事総合調査委員会	福野夜高祭及び福野曳山行事を総合的に調査し、保存継承していくために実施する福野夜高曳山行事総合調査事業に関する事項について審議する事務
	南砺市立福光美術館収蔵品選定委員会	南砺市立福光美術館の収蔵美術品の選定及び評価並びに処分に関する事項について審議する事務
	南砺市養護老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置の可否の判定及び入所措置の適正化に関する事項について審議する事務
	南砺市予防接種健康被害調査委員会	市が実施した予防接種に関連して発生した疑いのある健康被害に関する事項について調査及び審議する事務
	南砺市立病院運営改革委員会	経営強化プラン等の推進、進捗状況等に関する事項について審査する事務
	南砺市民病院医療倫理委員会	南砺市民病院の医療行為及び医学研究に関する事項について審査する事務
	南砺市民病院臨床研修管理委員会	南砺市民病院の臨床研修に関する事項について審議する事務
	南砺市民病院看護師特定行為研修管理委員会	南砺市民病院の看護師特定行為研修に関する事項について審議する事務
	南砺市民病院総合診療専門研修管理委員会	南砺市民病院の総合診療専門研修に関する事項について審議する事務
	南砺市民病院治験審査委員会	南砺市民病院の治験に関する事項について審査する事務
	南砺市民病院医療事故調査委員会	南砺市民病院で発生した医療事故に関する事項について調査する事務
	公立南砺中央病院医療倫理委員会	公立南砺中央病院の医療行為及び医学研究に関する事項について審査する事務
	公立南砺中央病院治験審査委員会	公立南砺中央病院の治験に関する事項について審査する事務
	公立南砺中央病院医療事故調査委員会	公立南砺中央病院で発生した医療事故に関する事項について調査する事務
教育委員会	南砺市教育委員会点検評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項について審議する事務
	南砺市教育支援委員会	教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度等の判定、教育相談並びに社会啓発に関する事項について審議する事務
	南砺市奨学資金運営委員会	奨学生の選考その他奨学資金の運営に関する事項について審議する事務
	南砺市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態の事実関係の検証及び再発

		防止についての助言に関する事項について審議する事務
	平・上平地域義務教育 学校設置協議会	平・上平地域における義務教育学校の 創設に関する事項について審議する事 務
	福光地域学校統合検討 委員会	福光地域における小学校及び中学校の 今後のあり方に関する事項について審 議する事務
	城端地域学校のあり方 検討委員会	城端地域における小学校及び中学校の 今後のあり方に関する事項について審 議する事務

別表第2（第2条関係）

附属機関の類型	所掌事務
計画等の策定等に係るもの	計画的な市政の運営を図るための各種 計画、対策、施策等（以下「計画等」 という。）の検討、策定、変更又は当 該計画等の進捗状況に関する事項につ いて審議する事務

議案第 24 号

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定について

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止及び豊かな自然環境等の保全を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱等を除く。）をいう。
- (2) 自然環境等 自然環境、生活環境及び景観をいう。
- (3) 太陽光発電設備の設置に伴う造成等 太陽光発電設備の設置に伴う切土、盛土、埋土等の土地の造成その他土地の区画形質の変更及び木竹の伐採をいう。
- (4) 営農型太陽光発電設備 農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものをいう。
- (5) 設置者 太陽光発電設備を設置する事業を自ら行う者又は当該事業の発注者をいう。
- (6) 事業区域 太陽光発電設備を設置する事業の用に供する区域をいう（事業区域内の建築物を含む。）。
- (7) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備を設置（太陽光発電設備の設置に伴う造成等を含む。）する事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 発電出力が10キロワット以上（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合を含む。）の太陽光発電設備（営農型太陽光発電設備を含む。）を設置するもの
 - イ 事業区域の面積が1,000平方メートルを超えるもの
 - ウ 事業区域内における土地の高低差が10メートルを超えるもの

(8) 事業者 設置者及び事業施行者（設置者との契約により太陽光発電設備設置事業の施行を請け負う全ての者をいう。）をいう。

(9) 地域住民等 事業区域の境界からおおむね水平距離 3 0 0 メートル以内の区域に土地若しくは建築物を所有する者若しくは居住する者、当該区域に係る自治会に居住する者又は事業により影響を受ける者であって市長が必要と認めたものをいう。

(1 0) 所有者等 事業区域の土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者をいう。

(1 1) 事業計画 事業者が行う太陽光発電設備設置事業の計画をいう。

(1 2) 許可事業者 第 1 5 条第 1 項の許可を受けた事業者（第 1 7 条第 1 項の変更の許可を受け、太陽光発電設備設置事業を譲り受けた者を含む。）をいう。

(1 3) 設置工事 太陽光発電設備設置事業に係る工事をいう。

(1 4) 特定設備 第 1 9 条第 1 項の検査の結果、市長が許可の内容に適合していると認めた太陽光発電設備設置事業に係る太陽光発電設備をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施するときは、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 太陽光発電設備の維持管理に要する費用

(2) 太陽光発電設備を撤去するために必要な費用その他事業の廃止に要する費用

（地域住民等の責務）

第 5 条 地域住民等は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、事業者に対し、太陽光発電設備設置事業に同意することと引換えに不当な利益を求めてはならない。

（所有者等の責務）

第 6 条 所有者等は、災害の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれのある事

業者に対し、当該事業区域を使用させることのないよう努めなければならない。

(禁止区域)

第7条 市長は、災害の防止及び良好な自然環境等の保全のため、太陽光発電設備設置事業の実施を認めない区域を禁止区域として指定するものとする。ただし、国又は地方公共団体が太陽光発電設備を設置する場合は、この限りでない。

2 前項の禁止区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物、同法第57条第1項の規定により登録された建造物並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物の区域

(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の区域

(4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロ及び同法第5条第2項第1号ロに規定する農地の区域（営農型太陽光発電設備の設置事業は除く。）

(5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

(7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

(8) 富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第4条第1項の規定により指定された建造物並びに史跡、名勝及び天然記念物の区域

(9) 南砺市文化財保護条例（平成16年南砺市条例第104号）第4条第1項の規定により指定された建造物並びに史跡、名勝及び天然記念物の区域

(10) 現状の地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域（太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面にも準用する。）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて告示した区域

(事前協議)

第8条 事業者は、第15条第1項の規定による申請をしようとするときは、規則で定めるところにより、太陽光発電設備設置事業に係る概要書（以下「事業概要書」

という。)を提出し、市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議が完了したときは、事業者に当該協議が完了した旨を通知するものとする。

(標識の設置)

第9条 事業者は、事業概要書の内容を地域住民等に周知するため、規則で定めるところにより、事業区域内の道路等に面した見えやすい場所に標識を設置しなければならない。

- 2 前項の標識を設置する期間は、前条第1項の規定による協議を開始した日から第19条第2項の規定による通知を受けた日までとする。

(地域住民等への説明)

第10条 事業者は、地域住民等に対して事業計画に係る説明会を開催しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、地域住民等から事業計画に対する災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地からの意見の申出を受け付ける期間及び場所を定め、これを周知しなければならない。
- 4 事業者は、前項の期間内に地域住民等から意見の申出があったときは、当該意見に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と協議しなければならない。
- 5 事業者は、見解書を交付し、及び前項に規定する協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(同意)

第11条 事業者は、太陽光発電設備設置事業に係る申請をする前に、次の各号に該当する者から、同意を得なければならない。

(1) 所有者等(所有者等が設置者の場合を除く。)

(2) 事業区域に隣接する土地及び建築物の所有者

(3) 地域住民等で構成される自治会の代表者その他規則で定める者(以下「自治会等の長」という。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた個人又は組織等の代表者

- 2 事業者は、前項の同意を得たときは、当該同意を証する書類(以下「同意書」という。)を市長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第12条 事業者は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止及び良好な自然環境等の保全に係る事項等について、自治会等の長から求めがあったときは、協定を締結しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により協定を締結したときは、当該協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

(紛争の自主的解決)

第13条 事業者（第17条第3項において準用する第15条の規定による事業計画の変更の許可に係る申請をしようとする者を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。）及び地域住民等は、相互の立場を尊重し、紛争（太陽光発電設備設置事業の実施に伴い、事業区域及びその周辺地域に生じるおそれのある災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の支障その他当該事業の実施に伴い生じる支障に関して、事業者と地域住民等との間で生じる争いをいう。以下同じ。）が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

(あっせん)

第14条 事業者又は地域住民等は、紛争が自主的な解決に至らないときは、規則で定めるところにより市長に対し、あっせん（紛争の当事者間における交渉や話し合いが円滑に進むように、間に入って取り持つことをいう。以下同じ。）の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に履行していない者からの申請であるとき、その他市長があっせんを行うことが適当でないと認めたときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により意見調整を行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、南砺市発電設備の設置に係る紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

4 市長は、あっせんに係る紛争について当事者が意見の調整に応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めたときは、あっせンを打ち切ることができる。

5 市長は、あっせンを打ち切ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当事者に通知するものとする。

(太陽光発電設備設置事業の許可)

第15条 事業者は、第8条第1項の規定による市長との協議を完了した日から起算して1年以内に、太陽光発電設備設置事業に係る許可申請書（以下「許可申請書」

という。)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 許可申請書には、次に掲げる事項が記載された書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 事業区域内における作業及び事故防止等に関する事項を総括する者（以下「現場管理者」という。）の氏名及び住所
- (3) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (4) 事業区域の所在地及び面積
- (5) 工事の設計内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う者は、第1項の許可申請書を市長に提出した後に行うものとする。

（許可の基準等）

第16条 市長は、前条第1項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容が次の各号のいずれにも該当しているときでなければ、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 第11条第2項に規定する同意書が提出されていること。
- (2) 事業者及び現場管理者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 太陽光発電設備設置事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者

イ 南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

ウ 第22条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る南砺市行政手続条例（平成16年南砺市条例第11号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

エ 過去に第22条第2項又は第23条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

オ 太陽光発電設備設置事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認めた者

カ 未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）であって、イからオまでのいずれかに該当する者

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人（以下「特定使用人」という。）がイからオまでのいずれかに該当するもの

ク 法人でイに規定する者がその事業活動を支配する者

ケ 個人で特定使用人がイからオまでのいずれかに該当するもの

（3）事業計画における次に掲げる事項が規則で定める基準に適合するものであること。

ア 太陽光発電設備の設置に係る災害の防止の措置に関する事項

イ 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

ウ 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項

エ 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項

オ その他市長が必要と認めた事項

（4）関係法令、この条例及びこの条例に基づく規則に違反していないこと。

2 市長は、第15条第1項の規定による許可に、災害の防止又は良好な自然環境等の保全上必要な条件を付することができる。

（変更の許可等）

第17条 許可事業者は、当該許可を受けた事業計画を変更（当該事業を他者に譲渡する場合を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第8条から第11条まで及び前2条の規定は、第1項の許可について準用する。ただし、第8条及び第9条の規定は、当該許可に係る事業計画の変更が事業区域及びその周辺地域の災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地から市長が必要と認めた場合に限り準用する。

（着手の届出）

第18条 許可事業者は、設置工事に着手するときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工事完了の検査)

第19条 許可事業者は、次の各号に該当したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を受けなければならない。

(1) 太陽光発電設備の設置に伴う造成等が完了したとき。

(2) 設置工事の概ね半分が完了したとき。

(3) 設置工事の全てが完了したとき。

2 市長は、前項の検査の結果、設置工事が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を許可事業者に通知するものとする。

3 市長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、検査の一部を、市の職員以外の者に検査させることができる。

4 前項の検査において、費用を要したときは、許可事業者が負担するものとする。

(保全義務)

第20条 許可事業者（この条例の施行の際現に設置工事に着手している者及び太陽光発電設備設置事業に係る太陽光発電設備を設置している者を含む。以下この条、次条、第23条及び第24条において同じ。）及び所有者等は、災害の防止又は自然環境等の保全上の支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

2 許可事業者及び所有者等は、事業区域及びその周辺地域で災害等が発生したときは、速やかに太陽光発電設備を点検しなければならない。

3 許可事業者及び所有者等は、前項による点検の結果、太陽光発電設備に異常等があったときは、当該太陽光発電設備の保全のために必要な措置を講じ、その内容を市長に報告しなければならない

(事業の廃止)

第21条 許可事業者は、事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可事業者は、事業を廃止したときは、速やかに、太陽光発電設備を撤去しなければならない。

(許可の取消し)

第22条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第1項又は第17条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、第15条第1項又は第17条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第15条第1項又は第17条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第15条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに設置工事に着手しなかったとき。
- (4) 1年以上引き続き設置工事を施工していないとき。
- (5) 第16条第1項第2号に掲げる要件を満たさないと認められるとき。
- (6) 第17条第1項の変更の許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

2 市長は、第15条第1項若しくは第17条第1項の許可に付した条件に違反し、又はこれらの許可の内容に適合していない太陽光発電設備設置事業について、許可事業者又は現場管理者に対し、当該事業の施行の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、当該事業の施行に伴う災害の防止若しくは良好な自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(改善命令)

第23条 市長は、太陽光発電設備設置事業に係る太陽光発電設備又は事業区域の維持管理が適正になされておらず、又は極めて不完全であるために、災害が発生し、又は自然環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めたときは、必要な範囲内において、許可事業者及び所有者等に対し、相当の期限を定めて、災害の防止及び良好な自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な範囲内において、許可事業者及び所有者等に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市長が命じた者若しくは委任した者に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第25条 市長は、必要に応じ、次の各号に該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第8条第1項(第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行った者
- (2) 第10条第1項から第4項まで(これらの規定を第17条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定による地域住民等への説明に係る措置を講じない者
- (3) 第10条第2項若しくは第5項(これらの規定を第17条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

(公表及び一時停止命令)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者の氏名及び住所並びに違反又は勧告の内容を公表するとともに、特定設備の稼働の一時停止を命じることができる。

- (1) 第22条第2項又は第23条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 前条の規定による勧告に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対し弁明の機会を付与しなければならない。

(国又は県への通知)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者の氏名及び住所並びに違反又は勧告の内容を国又は県へ通知することができる。

- (1) 第22条第2項又は第23条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第25条の規定による勧告に従わないとき。

(南砺市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会)

第28条 市長は、南砺市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、第14条第3項の規定に基づく市長の意見の求めに応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に意見を述べる。
- 3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第30条 正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第22条第2項又は第23条の規定による命令に違反した者

(2) 第25条の規定による勧告に従わない者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置工事に着手している者については、当該設置工事に係る第15条第1項の許可を受けることを要しない。

議案第 25 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(南砺市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 南砺市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南砺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南砺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(南砺市税条例の一部改正)

第3条 南砺市税条例（平成16年南砺市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「同法第2条第15項」を「同条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 26 号

南砺市医王山山麓レクリエーション施設条例の全部改正について

南砺市医王山山麓レクリエーション施設条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市医王山山麓レクリエーション施設条例

南砺市医王山山麓レクリエーション施設条例（平成 16 年南砺市条例第 206 号）
の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の健全な心身の育成及びスポーツ・レクリエーションの普及振興に資するため、レクリエーション施設を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 レクリエーション施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）名称 南砺市医王山山麓レクリエーション施設

（２）位置 南砺市才川七字ススケ原 115 番地外

（施設）

第 3 条 南砺市医王山山麓レクリエーション施設（以下「レクリエーション施設」という。）に次に掲げる施設を置く。

名称	位置
第 1 管理棟	南砺市才川七字ススケ原
第 2 管理棟	南砺市才川七字白羽毛
第 1 格納庫	南砺市才川七字ススケ原
第 2 格納庫	南砺市広谷字カヤノ間山
ゲレンデ	南砺市才川七字ススケ原
駐車場	南砺市才川七字ススケ原
ナイター設備	南砺市才川七字ススケ原
芝生広場	南砺市才川七字ススケ原

（指定管理者による管理）

第 4 条 レクリエーション施設の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) レクリエーション施設及びその設備の維持に関する業務
 - (2) 第7条に規定する利用の許可に関する業務
 - (3) レクリエーション施設の利用に係る利用料金の収納に関する業務
- (指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者がレクリエーション施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定は妨げない。

(利用の許可)

第7条 レクリエーション施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 集会、競技会、展示会、博覧会、撮影会、演説会その他これらに類する催しのため、レクリエーション施設の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号のほか指定管理者がレクリエーション施設の管理上必要と認める行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、第1項に掲げる行為がレクリエーション施設利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 指定管理者は、第1項又は第3項の許可にレクリエーション施設の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(利用料金)

第8条 前条の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表第1に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により利用料金を減免し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が事前に利用を取り消し、又は変更を願い出たものについて、指定管理者が還付することが適当と認めたとき。

(行為の禁止)

第11条 レクリエーション施設内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第7条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(2) 土地の形質を変更すること。

(3) 鳥獣類若しくは魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(4) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。

(5) 立入禁止区域に立ち入ること。

(6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留めおくこと。

(7) たき火をすること。

(8) 指定された場所以外にごみその他の廃物又は汚物を捨てること。

(9) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認める行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第12条 市長は、レクリエーション施設の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合又はレクリエーション施設に関する工事のためやむを得ない

と認める場合においては、レクリエーション施設を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めてレクリエーション施設の利用を禁止し、又は制限することができる。

(施設の設置)

第13条 市長は、レクリエーション施設の機能を高めるため、次に掲げる施設を設置することができる。

- (1) 園路及び広場
- (2) 植栽、花壇、噴水その他の修景施設
- (3) 休憩所、ベンチその他の休養施設
- (4) ブランコ、すべり台、砂場その他の遊戯施設
- (5) スキー場その他の運動施設
- (6) 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設
- (7) 売店、駐車場、宿泊施設、移動用施設、便所その他の施設
- (8) 門、柵、管理事務所その他の管理施設
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設

2 市長は、レクリエーション施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

(市長以外の者の施設の設置等)

第14条 市長は、レクリエーション施設の機能を高めるため、自ら設置又は管理することが不適当又は困難であると認められるものについて、市長以外の者に施設を設けさせ、又は管理させることができる。

2 市長以外の者が施設を設置し、又は管理しようとするときは、市長が定める事項を記載した申請書を提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(レクリエーション施設の占用の許可)

第15条 市長以外の者がレクリエーション施設に施設を設けて占用しようとするときは、市長が定める事項を記載した申請書を提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(許可の条件)

第16条 市長は、第14条第2項又は前条第1項の許可にレクリエーション施設の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(原状回復)

第17条 第14条第2項又は第15条第1項の許可を受けた者は、施設を設けて管理する期間若しくは施設の占用の期間が満了したとき、又は施設の設置若しくは管理施設の占用を廃止したときは、直ちにレクリエーション施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、第14条第2項又は第15条第1項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはレクリエーション施設からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項の規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) レクリエーション施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) レクリエーション施設の保全又はレクリエーション施設の利用に著しい支障が生じた場合

(3) レクリエーション施設の管理上の理由以外の理由に基づく公衆上やむを得ない必要が生じた場合

(4) 市長が特に必要と認める場合

(指定管理者による許可の取消し等)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第7条第1項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 第7条第1項の規定による許可に付した条件に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の規定による許可を受けた者

(権利の譲渡等の禁止)

第20条 第7条第1項若しくは第3項、第14条第2項又は第15条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(届出)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第14条第2項又は第15条第1項の許可を受けた者が施設の設置又はレクリエーション施設の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が施設の設置、管理又はレクリエーション施設の占有を休止し、又は廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が第17条第1項の規定によりレクリエーション施設を原状に回復したとき。

(4) 第18条第2項に規定する必要な措置を命じられた者が、命じられた工事を完了したとき。

(使用料)

第22条 第14条第2項又は第15条第1項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を市長に納めなければならない。

(使用料の徴収)

第23条 使用料は、施設の設置若しくは管理又はレクリエーション施設の占有の期間が1年を超えない場合においては許可の際徴収し、その期間が1年を超える場合においては初年度分は許可の際に、次年度以降の分は当該年度の初めに徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認める場合においては、この限りでない。

2 使用料の額を定めている単位が年又は月である場合において、レクリエーション施設の使用の月数又は日数に端数が生じたときは、これを切り上げて使用料の額を計算するものとする。

(使用料の減免)

第24条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の南砺市医王山山麓レクリエーション施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1 (第8条関係)

利用料金

区分	利用料の額
1 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合	
(1) 業として写真の撮影を行う場合	1件 1日 5,000円
(2) 業として映画の撮影を行う場合	1件 1日 50,000円
(3) 興行を行う場合	1件 1日 50,000円
(4) 展示会、撮影会、博覧会その他これらに類する行為	1件 1日 10,000円
(5) 行商、出店その他これらに類する行為	1件 1日 10,000円

別表第2 (第22条関係)

使用料

区分	使用料の額
1 土地を利用する場合	1㎡ 1月につき 20円

2 施設を利用する場合	1 m ² 1 月につき 5 0 円
3 緑地（草地）を使用する場合	1, 0 0 0 m ² 1 年につき 5, 2 3 0 円
4 レクリエーション施設を占用する場合	
(1) 電柱（鉄柱を除く。）、支柱、支線その他これらに類するもの	1 本 1 月につき 2 0 円
(2) 変圧塔、鉄塔（鉄柱を含む。）	1 基 1 月につき 2 1 0 円
(3) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1 m 1 月につき 1 0 円
(4) 展示会、博覧会その他これらに類する催しのための仮作工作物	1 m ² 1 日につき 5 円
(5) 水道施設、下水道施設、変電施設で地下に設けられるもの	1 m ² 1 月につき 2 0 円
(6) 工事用板囲足場、詰所その他の工事用施設	1 m ² 1 日につき 1 0 円
(7) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1 m ² 1 日につき 1 0 円

議案第 27 号

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成16年南砺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「その他規則で定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（執務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年南砺市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2」に改める。

別表中「（平成16年南砺市条例第50号）」を削り、

「

附属機関の委員その他の構成員	1日につき10,000円を超えない範囲内において、任命権者が市長と協議して定める額
その他の特別職の職員	予算に定められた範囲内で任命権者が市長と協議して定める額

」を

「

附属機関の委員その他の構成員	予算に定められた範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
その他の特別職の職員	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 29 号

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南砺市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年南砺市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」」を「第3項において「扶養親族たる父母等」」に改め、「(以下「医（1）4級以上職員等」という。）」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「、前項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第21条第1項中「に勤務」の次に「を」を加え、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。）」を、「に勤務」の次に「を」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第27条第2項中「、第9条から第11条まで及び第22条」を「及び第9条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	

52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			

	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	

	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職 員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100

52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300	
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700	
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200	
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800	
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400	
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800	
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300	
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800	
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300	
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900	
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400	
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000	
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600	
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100	
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600	
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100	
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600	
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900	
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400	
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800	
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200	
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600	
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900		
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100		
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400		
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900		
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200		
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500		
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800		
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200		
86		294, 100	331, 700	352, 500		
87		294, 300	332, 000	352, 800		
88		294, 500	332, 300	353, 100		
89		294, 900	332, 600	353, 500		
90		295, 100	332, 800	353, 800		
91		295, 300	333, 200	354, 100		
92		295, 500	333, 500	354, 400		
93		295, 900	333, 700	354, 700		
94		296, 100	334, 000	355, 100		
95		296, 300	334, 300	355, 500		
96		296, 600	334, 600	355, 900		
97		296, 900	334, 800	356, 400		
98		297, 100	335, 100	356, 800		
99		297, 300	335, 400	357, 200		
100		297, 600	335, 600	357, 600		
101		297, 900	335, 800	358, 100		
102		298, 100	336, 000			
103		298, 300	336, 400			
104		298, 600	336, 600			
105		298, 900	336, 800			
106			337, 200			
107			337, 600			

	108			338,000			
	109			338,200			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職 員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400

53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	

110	297, 600	328, 500	362, 600
111	297, 800	328, 800	363, 100
112	298, 100	329, 100	363, 500
113	298, 400	329, 400	363, 900
114	298, 600	329, 800	364, 300
115	298, 900	330, 100	364, 800
116	299, 100	330, 400	365, 300
117	299, 400	330, 600	365, 700
118	299, 700	330, 900	366, 200
119	300, 000	331, 200	366, 700
120	300, 300	331, 400	367, 200
121	300, 600	331, 600	367, 500
122	301, 000	331, 900	
123	301, 300	332, 200	
124	301, 600	332, 500	
125	301, 800	332, 700	
126	302, 000	333, 000	
127	302, 300	333, 400	
128	302, 700	333, 600	
129	302, 900	333, 800	
130	303, 200	334, 000	
131	303, 600	334, 400	
132	304, 000	334, 600	
133	304, 200	334, 900	
134	304, 500	335, 300	
135	304, 800	335, 700	
136	305, 100	336, 100	
137	305, 300	336, 400	
138	305, 600	336, 800	
139	305, 900	337, 200	
140	306, 200	337, 600	
141	306, 400	337, 900	
142	306, 800	338, 300	
143	307, 200	338, 600	
144	307, 500	339, 000	
145	307, 700	339, 300	
146	307, 900	339, 700	
147	308, 200	340, 100	
148	308, 600	340, 500	
149	308, 800	340, 800	
150	309, 000	341, 200	
151	309, 300	341, 600	
152	309, 600	342, 000	
153	310, 000	342, 300	
154	310, 200		
155	310, 400		
156	310, 700		
157	311, 000		
158	311, 300		
159	311, 600		
160	311, 900		
161	312, 300		
162	312, 600		
163	312, 900		
164	313, 200		
165	313, 600		
166	313, 900		

	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3の(4)の表3級の項中「師長代理」の次に「又は師長補佐」を加える。

(南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南砺市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「から」を「、第9条、」に、「まで、」を「及び」に改め、「及び第26条」を削り、同条第2項中「第1項及び」の次に「第2項、」を加え、「第2項の規定」を「第2項、第26条第2項第1号並びに第27条第1項の規定」に改め、「「100分の122.5」とあるのは、6月に支給する場合には「100分の170」、12月に支給する場合には「100分の175」を「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第10条第1項中「から」を「、」に、「まで」を「及び第22条」に改める。

第11条第1項を削り、第11条第2項中「第14条」を「第15条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第12条中「及び」を「、」に改め、「第6条」の次に「及び第15条」を加える。

(南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年南砺市条例第252号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条中「間の勤務」の次に「を」を加える。

第12条第1項中「に勤務」の次に「を」を加え、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時」を「午後10時」に改め、「から」の次に「翌日の」を、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を、「に勤務」の次に「を」を加える。

第16条中「、第6条及び前条の」を削る。

(南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南砺市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

（1）会計年度任用職員行政職1給料表

職務 の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200

52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300

108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

備考 この表は、他の職種の区分に属さない全ての会計年度任用職員に適用する。
ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係）

（2）会計年度任用職員行政職2給料表

職務 の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600
2	187,400	228,500	248,700
3	189,100	229,300	249,700
4	190,800	230,100	250,700
5	192,500	230,800	251,700
6	194,200	231,600	252,900
7	195,800	232,400	254,000
8	197,400	233,200	255,000
9	199,000	234,000	256,100
10	200,500	234,700	257,100
11	202,000	235,400	258,000
12	203,500	236,100	258,500
13	205,000	236,800	259,100
14	206,500	237,400	259,500
15	208,000	238,000	259,900
16	209,500	238,600	260,400
17	211,000	239,200	260,900
18	212,400	239,800	261,400
19	213,800	240,400	261,900
20	215,200	240,900	262,500
21	216,600	241,400	263,300
22	217,700	241,900	263,900
23	218,800	242,400	264,500
24	219,900	242,900	265,300
25	220,900	243,400	266,100
26	221,800	243,900	266,800
27	222,700	244,300	267,400
28	223,600	244,800	268,200
29	224,500	245,400	269,000
30	225,300	245,900	269,700
31	226,100	246,400	270,400
32	226,900	246,800	271,100
33	227,700	247,200	271,800
34	228,400	247,700	272,500
35	229,100	248,200	273,200
36	229,800	248,600	273,900
37	230,500	249,000	274,600
38	231,100	249,500	275,300
39	231,700	250,000	275,900
40	232,300	250,400	276,500
41	233,000	250,800	277,000
42	233,500	251,300	277,500
43	234,000	251,800	278,000
44	234,500	252,200	278,500
45	235,000	252,600	279,000
46	235,400	253,000	279,500
47	235,800	253,400	280,000
48	236,200	253,800	280,400
49	236,600	254,200	280,800
50	236,900	254,600	281,300
51	237,200	255,000	281,700

52	237, 500	255, 400	282, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600
54	238, 100	256, 200	283, 100
55	238, 400	256, 600	283, 600
56	238, 700	257, 000	284, 100
57	238, 900	257, 300	284, 600
58	239, 200	257, 700	285, 200
59	239, 500	258, 100	285, 800
60	239, 700	258, 400	286, 400
61	239, 900	258, 700	287, 000
62	240, 200	259, 100	287, 600
63	240, 500	259, 500	288, 200
64	240, 700	259, 800	288, 800
65	240, 900	260, 100	289, 300
66	241, 200	260, 400	289, 800
67	241, 500	260, 700	290, 300
68	241, 700	260, 900	290, 800
69	241, 900	261, 100	291, 300
70	242, 200	261, 400	291, 800
71	242, 500	261, 700	292, 200
72	242, 700	261, 900	292, 600
73	242, 900	262, 100	293, 000
74	243, 200	262, 400	293, 400
75	243, 500	262, 700	293, 800
76	243, 700	262, 900	294, 200
77	243, 900	263, 100	294, 600
78	244, 200	263, 400	295, 000
79	244, 500	263, 700	295, 400
80	244, 700	263, 900	295, 900
81	244, 900	264, 100	296, 200
82	245, 200	264, 400	296, 700
83	245, 400	264, 700	297, 200
84	245, 700	264, 900	297, 700
85	245, 900	265, 100	298, 000
86	246, 100	265, 300	298, 500
87	246, 400	265, 600	299, 000
88	246, 700	265, 900	299, 300
89	246, 900	266, 100	299, 700
90	247, 200	266, 300	300, 200
91	247, 500	266, 600	300, 700
92	247, 700	266, 800	301, 200
93	247, 900	267, 100	301, 500
94	248, 200	267, 400	301, 900
95	248, 500	267, 700	302, 400
96	248, 700	267, 900	302, 900
97	248, 900	268, 100	303, 300
98	249, 200	268, 400	303, 700
99	249, 500	268, 600	304, 000
100	249, 700	268, 900	304, 300
101	249, 900	269, 100	304, 600
102	250, 200	269, 300	305, 000
103	250, 500	269, 600	305, 300
104	250, 700	269, 900	305, 700
105	250, 900	270, 100	306, 000
106		270, 300	306, 400
107		270, 600	306, 800

108		270,800	307,100
109		271,100	307,300
110		271,400	307,600
111		271,700	307,900
112		271,900	308,100
113		272,100	308,300
114		272,400	308,600
115		272,600	308,900
116		272,800	309,100
117		273,100	309,300
118		273,400	309,600
119		273,700	309,900
120		273,900	310,100
121		274,100	310,300
122		274,300	310,600
123		274,600	310,900
124		274,900	311,100
125		275,100	311,300
126		275,300	311,600
127		275,600	311,900
128		275,900	312,100
129		276,100	312,300
130		276,300	
131		276,600	
132		276,900	
133		277,100	
134		277,300	
135		277,600	
136		277,900	
137		278,100	

備考 この表は、会計年度任用職員の事務補助員、ホームヘルパー、介護支援専門員その他市長が定める職員に適用する。

別表第3（第4条関係）
（3）会計年度任用職員医療職給料表
ア 医療職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	291,400	400,300
2	293,700	403,000
3	296,000	405,600
4	298,200	408,100
5	300,300	410,500
6	303,800	412,700
7	307,300	414,800
8	310,700	416,900
9	314,100	419,000
10	317,600	420,500
11	321,000	422,000
12	324,400	423,500
13	327,800	424,900
14	331,300	426,400
15	334,700	427,900
16	338,100	429,300
17	341,500	430,700
18	344,600	432,200
19	347,700	433,700
20	350,800	435,100
21	354,000	436,500
22	357,100	438,000
23	360,200	439,500
24	363,200	440,900
25	366,200	442,300
26	368,500	443,700
27	370,800	445,100
28	373,000	446,500
29	374,900	447,900
30	376,600	449,300
31	378,300	450,700
32	380,100	452,100
33	381,900	453,500
34	383,700	454,900
35	385,300	456,300
36	386,700	457,700
37	388,100	459,100
38	389,600	460,800
39	391,100	462,400
40	392,600	464,000
41	394,100	465,600
42	394,800	466,800
43	395,400	468,000
44	396,100	469,100
45	397,000	470,100
46	397,600	471,100
47	398,200	472,000
48	398,800	472,800
49	399,400	473,500
50	399,900	474,200

51	400,400	474,900
52	400,900	475,500
53	401,400	476,200
54	401,800	476,900
55	402,200	477,500
56	402,600	478,100
57	403,000	478,400
58	403,400	479,000
59	403,800	479,700
60	404,200	480,400
61	404,600	480,800
62	405,000	481,400
63	405,400	482,100
64	405,800	482,800
65	406,100	483,200
66		483,800
67		484,400
68		484,900
69		485,400
70		485,900
71		486,400
72		486,900
73		487,300
74		487,800
75		488,200
76		488,700
77		489,200
78		489,800
79		490,400
80		490,800
81		491,300
82		491,900
83		492,500
84		493,000
85		493,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職務 の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000
2	190,700	228,700	263,800
3	192,800	230,000	264,600
4	194,900	231,300	265,400
5	196,900	232,500	266,200
6	198,900	233,600	267,000
7	200,900	234,600	267,800
8	202,700	235,600	268,600
9	204,500	236,700	269,400
10	206,400	237,900	270,200
11	208,300	239,200	271,000
12	210,400	240,500	271,800
13	212,100	241,800	272,600
14	214,100	243,100	273,400
15	216,300	244,400	274,200
16	218,400	245,600	275,000
17	220,500	246,800	275,800
18	221,600	248,000	276,600
19	222,700	249,200	277,400
20	223,800	250,400	278,200
21	224,900	251,500	279,000
22	225,800	252,400	279,900
23	226,700	253,200	280,800
24	227,600	254,000	281,600
25	228,500	254,800	282,400
26	229,400	255,600	283,300
27	230,300	256,400	284,200
28	231,200	257,200	285,000
29	232,100	258,000	285,800
30	233,000	258,800	286,900
31	233,900	259,600	287,900
32	234,800	260,400	288,900
33	235,600	261,200	289,900
34	236,400	262,000	291,000
35	237,200	262,700	292,000
36	238,000	263,500	293,000
37	238,800	264,400	294,000
38	239,600	265,200	295,000
39	240,400	266,000	296,000
40	241,200	266,800	297,000
41	241,800	267,600	298,000
42	242,400	268,400	299,200
43	243,000	269,200	300,300
44	243,500	270,000	301,400
45	244,000	270,700	302,500
46	244,600	271,500	303,600
47	245,100	272,300	304,700
48	245,500	273,100	305,800
49	245,900	273,800	306,900
50	246,400	274,600	308,000
51	246,900	275,300	309,100

52	247, 400	276, 000	310, 200
53	247, 700	276, 700	311, 200
54	248, 000	277, 400	312, 200
55	248, 300	278, 100	313, 200
56	248, 600	278, 800	314, 200
57	248, 900	279, 500	315, 200
58	249, 200	280, 200	316, 200
59	249, 500	280, 900	317, 200
60	249, 800	281, 500	318, 100
61	250, 100	282, 100	319, 000
62	250, 400	282, 800	319, 800
63	250, 700	283, 500	320, 500
64	251, 000	284, 100	321, 200
65	251, 300	284, 700	321, 800
66	251, 600	285, 400	322, 500
67	251, 900	286, 100	323, 100
68	252, 200	286, 700	323, 700
69	252, 500	287, 300	324, 300
70	252, 800	288, 000	324, 500
71	253, 100	288, 700	325, 000
72	253, 300	289, 300	325, 500
73	253, 500	289, 900	326, 100
74	253, 800	290, 400	326, 600
75	254, 100	290, 800	327, 100
76	254, 300	291, 200	327, 500
77	254, 500	291, 600	328, 100
78	254, 800	291, 900	328, 600
79	255, 100	292, 200	329, 000
80	255, 300	292, 500	329, 500
81	255, 500	292, 800	330, 000
82	255, 800	293, 100	330, 400
83	256, 100	293, 400	330, 600
84	256, 300	293, 700	330, 900
85	256, 500	293, 900	331, 300
86		294, 100	331, 700
87		294, 300	332, 000
88		294, 500	332, 300
89		294, 900	332, 600
90		295, 100	332, 800
91		295, 300	333, 200
92		295, 500	333, 500
93		295, 900	333, 700
94		296, 100	334, 000
95		296, 300	334, 300
96		296, 600	334, 600
97		296, 900	334, 800
98		297, 100	335, 100
99		297, 300	335, 400
100		297, 600	335, 600
101		297, 900	335, 800
102		298, 100	336, 000
103		298, 300	336, 400
104		298, 600	336, 600
105		298, 900	336, 800
106			337, 200
107			337, 600

108			338,000
109			338,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の薬剤師、診療放射線技師その他の医療技術職員等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	207,700	240,600
2	209,600	242,800
3	211,400	245,000
4	213,100	247,200
5	214,800	249,400
6	216,700	250,400
7	218,500	251,300
8	220,200	252,200
9	221,900	253,100
10	223,900	254,300
11	225,800	255,400
12	227,700	256,300
13	229,600	257,100
14	231,600	257,800
15	233,600	258,500
16	235,600	259,400
17	237,600	260,500
18	239,600	261,600
19	241,700	262,700
20	243,700	263,800
21	245,600	264,900
22	246,800	266,000
23	248,000	267,100
24	249,100	268,200
25	250,200	269,200
26	251,100	270,300
27	252,000	271,400
28	252,900	272,400
29	253,700	273,400
30	254,500	274,100
31	255,200	274,800
32	255,900	275,500
33	256,700	276,200
34	257,500	276,800
35	258,300	277,300
36	259,000	277,800
37	259,700	278,300
38	260,600	278,900
39	261,500	279,400
40	262,300	279,900
41	263,100	280,300
42	264,000	280,800
43	264,800	281,300
44	265,600	281,800
45	266,400	282,300
46	267,100	282,800
47	267,800	283,300
48	268,400	283,800
49	269,000	284,300
50	269,500	284,800
51	270,000	285,300
52	270,400	285,800

53	270,800	286,300
54	271,300	286,800
55	271,800	287,300
56	272,200	287,800
57	272,600	288,300
58	273,000	289,100
59	273,400	289,900
60	273,800	290,600
61	274,200	291,300
62	274,600	292,200
63	275,000	293,100
64	275,400	293,900
65	275,800	294,700
66	276,200	295,600
67	276,600	296,400
68	277,000	297,200
69	277,400	298,000
70	277,900	298,900
71	278,400	299,800
72	278,800	300,700
73	279,200	301,600
74	279,800	302,500
75	280,400	303,400
76	280,900	304,300
77	281,400	305,100
78	282,000	306,100
79	282,600	307,100
80	283,100	308,000
81	283,600	308,500
82	284,100	309,400
83	284,600	310,300
84	285,100	311,100
85	285,600	311,900
86	286,100	312,900
87	286,600	313,900
88	287,100	314,900
89	287,600	315,800
90	288,100	316,900
91	288,600	317,900
92	289,100	318,900
93	289,600	319,700
94	290,200	320,400
95	290,800	321,100
96	291,400	321,700
97	292,000	322,200
98	292,500	322,500
99	293,000	323,100
100	293,500	323,700
101	294,000	324,100
102	294,500	324,700
103	295,000	325,300
104	295,400	325,800
105	295,800	326,200
106	296,300	326,700
107	296,800	327,200
108	297,100	327,700
109	297,300	328,100

110	297,600	328,500
111	297,800	328,800
112	298,100	329,100
113	298,400	329,400
114	298,600	329,800
115	298,900	330,100
116	299,100	330,400
117	299,400	330,600
118	299,700	330,900
119	300,000	331,200
120	300,300	331,400
121	300,600	331,600
122	301,000	331,900
123	301,300	332,200
124	301,600	332,500
125	301,800	332,700
126	302,000	333,000
127	302,300	333,400
128	302,700	333,600
129	302,900	333,800
130	303,200	334,000
131	303,600	334,400
132	304,000	334,600
133	304,200	334,900
134	304,500	335,300
135	304,800	335,700
136	305,100	336,100
137	305,300	336,400
138	305,600	336,800
139	305,900	337,200
140	306,200	337,600
141	306,400	337,900
142	306,800	338,300
143	307,200	338,600
144	307,500	339,000
145	307,700	339,300
146	307,900	339,700
147	308,200	340,100
148	308,600	340,500
149	308,800	340,800
150	309,000	341,200
151	309,300	341,600
152	309,600	342,000
153	310,000	342,300
154	310,200	
155	310,400	
156	310,700	
157	311,000	
158	311,300	
159	311,600	
160	311,900	
161	312,300	
162	312,600	
163	312,900	
164	313,200	
165	313,600	
166	313,900	

167	314,200
168	314,500
169	314,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の保健師、看護師その他の医療職員等に適用する。

(南砺市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 南砺市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年南砺市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第7項中「から第11条まで並びに第22条」を削る。

附則第15条中「、第6条及び第15条」を削る。

(南砺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 南砺市職員の育児休業等に関する条例（平成16年南砺市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第19条の表中

「

第27条	第4条第3項から第10項まで、第9条から第11条まで及び第22条	第9条から第11条まで及び第22条
	定年前再任用短時間勤務職員	

」を

「

第27条	第4条第3項から第10項まで及び第9条	第9条、第11条及び第22条
	定年前再任用短時間勤務職員	

」に

改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において南砺市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第2まで

の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

- 2 切替日の前日において南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び規則の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは「（5）重度心身障害者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 2 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは「（5）重度心身障害者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

（規則への委任）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表第 1（附則第 2 条関係） 号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36

53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				

110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	２ 級	３ 級	４ 級
１	１	１	１
２	１	１	１
３	１	１	１
４	１	１	１
５	１	１	１
６	１	１	１
７	１	１	１
８	１	１	１
９	１	１	１
１０	１	１	１
１１	１	１	１
１２	１	１	１
１３	１	１	１
１４	２	１	１
１５	３	１	１
１６	４	１	１
１７	５	１	１
１８	６	２	１
１９	７	３	１
２０	８	４	１
２１	９	５	１
２２	１０	６	１
２３	１１	７	１
２４	１２	８	１
２５	１３	９	１
２６	１４	１０	１
２７	１５	１１	１
２８	１６	１２	１
２９	１７	１３	１
３０	１８	１４	１
３１	１９	１５	１
３２	２０	１６	１
３３	２１	１７	１
３４	２２	１８	１
３５	２３	１９	１
３６	２４	２０	１
３７	２５	２１	１
３８	２６	２２	２
３９	２７	２３	２
４０	２８	２４	２
４１	２９	２５	２
４２	３０	２６	３
４３	３１	２７	３
４４	３２	２８	３
４５	３３	２９	３
４６	３４	３０	４
４７	３５	３１	４
４８	３６	３２	４
４９	３７	３３	４
５０	３８	３４	４
５１	３９	３５	５
５２	４０	３６	５
５３	４１	３７	５

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	３級	４級	５級	６級
１	１	１	１	１
２	１	１	１	１
３	１	１	１	１
４	１	１	１	１
５	１	１	１	１
６	２	２	１	１
７	３	３	１	１
８	４	４	１	１
９	５	５	１	１
１０	６	６	２	１
１１	７	７	３	１
１２	８	８	４	１
１３	９	９	５	１
１４	１０	１０	６	２
１５	１１	１１	７	３
１６	１２	１２	８	４
１７	１３	１３	９	５
１８	１４	１４	１０	６
１９	１５	１５	１１	７
２０	１６	１６	１２	８
２１	１７	１７	１３	９
２２	１８	１８	１４	１０
２３	１９	１９	１５	１１
２４	２０	２０	１６	１２
２５	２１	２１	１７	１３
２６	２２	２２	１８	１４
２７	２３	２３	１９	１５
２８	２４	２４	２０	１６
２９	２５	２５	２１	１７
３０	２６	２６	２２	１８
３１	２７	２７	２３	１９
３２	２８	２８	２４	２０
３３	２９	２９	２５	２１
３４	３０	３０	２６	２２
３５	３１	３１	２７	２３
３６	３２	３２	２８	２４
３７	３３	３３	２９	２５
３８	３４	３４	３０	２６
３９	３５	３５	３１	２７
４０	３６	３６	３２	２８
４１	３７	３７	３３	２９
４２	３８	３８	３４	３０
４３	３９	３９	３５	３１
４４	４０	４０	３６	３２
４５	４１	４１	３７	３３
４６	４２	４２	３８	３４
４７	４３	４３	３９	３５
４８	４４	４４	４０	３６
４９	４５	４５	４１	３７
５０	４６	４６	４２	３８
５１	４７	４７	４３	３９
５２	４８	４８	４４	４０
５３	４９	４９	４５	４１

54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			

111	107			
112	108			
113	109			

エ 医療職給料表（３）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	３級	４級	５級
１	１	１	１
２	１	１	１
３	１	１	１
４	１	１	１
５	１	１	１
６	２	２	１
７	３	３	１
８	４	４	１
９	５	５	１
１０	６	６	２
１１	７	７	３
１２	８	８	４
１３	９	９	５
１４	１０	１０	６
１５	１１	１１	７
１６	１２	１２	８
１７	１３	１３	９
１８	１４	１４	１０
１９	１５	１５	１１
２０	１６	１６	１２
２１	１７	１７	１３
２２	１８	１８	１４
２３	１９	１９	１５
２４	２０	２０	１６
２５	２１	２１	１７
２６	２２	２２	１８
２７	２３	２３	１９
２８	２４	２４	２０
２９	２５	２５	２１
３０	２６	２６	２２
３１	２７	２７	２３
３２	２８	２８	２４
３３	２９	２９	２５
３４	３０	３０	２６
３５	３１	３１	２７
３６	３２	３２	２８
３７	３３	３３	２９
３８	３４	３４	３０
３９	３５	３５	３１
４０	３６	３６	３２
４１	３７	３７	３３
４２	３８	３８	３４
４３	３９	３９	３５
４４	４０	４０	３６
４５	４１	４１	３７
４６	４２	４２	３８
４７	４３	４３	３９
４８	４４	４４	４０
４９	４５	４５	４１
５０	４６	４６	４２
５１	４７	４７	４３
５２	４８	４８	４４
５３	４９	４９	４５

54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	

111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

附則別表第 2（附則第 2 条関係） 号給の切替表

ア 会計年度任用職員行政職 2 給料表の適用を受ける職員

旧号給	職 務 の 級	
	1 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	2
7	1	3
8	1	4
9	1	5
10	1	6
11	1	7
12	1	8
13	1	9
14	1	10
15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	2	14
19	3	15
20	4	16
21	5	17
22	6	18
23	7	19
24	8	20
25	9	21
26	10	22
27	11	23
28	12	24
29	13	25
30	14	26
31	15	27
32	16	28
33	17	29
34	18	30
35	19	31
36	20	32
37	21	33
38	22	34
39	23	35
40	24	36
41	25	37
42	26	38
43	27	39
44	28	40
45	29	41
46	30	42
47	31	43
48	32	44
49	33	45
50	34	46
51	35	47
52	36	48

53	37	49
54	38	50
55	39	51
56	40	52
57	41	53
58	42	54
59	43	55
60	44	56
61	45	57
62	46	58
63	47	59
64	48	60
65	49	61
66	50	62
67	51	63
68	52	64
69	53	65
70	54	66
71	55	67
72	56	68
73	57	69
74	58	70
75	59	71
76	60	72
77	61	73
78	62	74
79	63	75
80	64	76
81	65	77
82	66	78
83	67	79
84	68	80
85	69	81
86	70	82
87	71	83
88	72	84
89	73	85
90	74	86
91	75	87
92	76	88
93	77	89
94	78	90
95	79	91
96	80	92
97	81	93
98	82	94
99	83	95
100	84	96
101	85	97
102	86	98
103	87	99
104	88	100
105	89	101
106	90	102
107	91	103
108	92	104
109	93	105

110	94	106
111	95	107
112	96	108
113	97	109
114	98	110
115	99	111
116	100	112
117	101	113
118	102	114
119	103	115
120	104	116
121	105	117
122		118
123		119
124		120
125		121
126		122
127		123
128		124
129		125
130		126
131		127
132		128
133		129

イ 会計年度任用職員医療職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級
	２ 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41

54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85

ウ 会計年度任用職員医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級
	３ 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49

54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106

111	107
112	108
113	109

議案第 30 号

南砺市立学校設置条例及び南砺市学校教育施設使用条例の一部改正について

南砺市立学校設置条例及び南砺市学校教育施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市立学校設置条例及び南砺市学校教育施設使用条例の一部を改正
する条例

(南砺市立学校設置条例の一部改正)

第1条 南砺市立学校設置条例（平成16年南砺市条例第85号）の一部を次のよう
に改正する。

別表の1の表南砺市立上平小学校の項を削る。

別表の2の表南砺市立平中学校の項を削る。

別表の3の表南砺市立利賀学舎の項の前に次のように加える。

南砺市立五箇山学舎	南砺市皆葎1573番地
-----------	-------------

(南砺市学校教育施設使用条例の一部改正)

第2条 南砺市学校教育施設使用条例（平成16年南砺市条例第89号）の一部を次
のように改正する。

別表の(2)の表平中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日か
ら施行する。

議案第 3 1 号

南砺市保育園条例の一部改正について

南砺市保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市保育園条例の一部を改正する条例

南砺市保育園条例（平成 25 年南砺市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

南砺市立城端さくら保育園	南砺市理休 240 番地	200 人
--------------	--------------	-------

」を

「

南砺市立城端さくら保育園	南砺市理休 240 番地	150 人
--------------	--------------	-------

」に、

「

南砺市立山野保育園	南砺市岩屋 155 番地	65 人
南砺市立井口保育園	南砺市井口 116 番地	35 人
南砺市立福野ひまわり保育園	南砺市百町 101 番地 1	180 人
南砺市立福野おひさま保育園	南砺市柴田屋 209 番地	230 人
南砺市立福光どんぐり保育園	南砺市福光 381 番地 1	220 人
南砺市立福光南部あおぞら保育園	南砺市小坂 694 番地 8	50 人
南砺市立福光東部かがやき保育園	南砺市荒木 1305 番地 1	140 人

」を

「

南砺市立山野保育園	南砺市岩屋 155 番地	55 人
南砺市立井口保育園	南砺市井口 116 番地	30 人
南砺市立福野ひまわり保育園	南砺市百町 101 番地 1	160 人
南砺市立福野おひさま保育園	南砺市柴田屋 209 番地	200 人
南砺市立福光どんぐり保育園	南砺市福光 381 番地 1	150 人

南砺市立福光南部あおぞら保育園	南砺市小坂 6 9 4 番地 8	3 0 人
南砺市立福光東部かがやき保育園	南砺市荒木 1 3 0 5 番 地 1	1 3 0 人

」に

改める。

別表第 2 中

「

南砺市立認定こども園井波にじいろ保育園	南砺市山見 2 0 0 0 番 地 1 4	2 3 0 人
---------------------	--------------------------	---------

」を

「

南砺市立認定こども園井波にじいろ保育園	南砺市山見 2 0 0 0 番 地 1 4	2 1 0 人
---------------------	--------------------------	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

南砺市農村公園条例の一部改正について

南砺市農村公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市農村公園条例の一部を改正する条例

南砺市農村公園条例（平成１６年南砺市条例第１６８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「こと」の次に「及び都市と農村の交流を促進し、農業や農村に対する理解を深めること」を加える。

第２条の表南砺市野尻緑地公園の項の前に次のように加える。

南砺市桜ヶ池農村公園	南砺市立野原東１８９番地
------------	--------------

第３条中「うち、」の次に「南砺市桜ヶ池農村公園及び」を加え、「「緑地公園」を「「農村公園等」に改める。

第４条及び第５条中「緑地公園」を「農村公園等」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 33 号

南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部改正について

南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部を改正する条例

南砺市イオックス・アローザ交流施設条例（平成１６年南砺市条例第１８７号）の一部を次のように改正する。

別表第２の（３）の表及び（４）の表を次のように改める。

（３） 南砺市イオックス・アローザ交流センター

区分	利用料金	備考
多目的ホール	１，８８０円	１室１時間当たりの利用料金
会議室	３８０円	１室１時間当たりの利用料金
研修室	９４０円	１室１時間当たりの利用料金
交流・実習室	３８０円	１室１時間当たりの利用料金

（４） 南砺市イオックス・アローザふれあいセンター

区分	利用料金	備考
会議室	３８０円	１室１時間当たりの利用料金
研修室	９４０円	１室１時間当たりの利用料金
研修室和室	３８０円	１室１時間当たりの利用料金

附 則

- １ この条例は令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日以降の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 34 号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9
条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め
る。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成19年南砺市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

乙種区域	南砺市大窪地区	100分の10以上	100分の15以上
------	---------	-----------	-----------

」を

「

乙種区域	南砺市大窪地区、北野地区	100分の10以上	100分の15以上
------	--------------	-----------	-----------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

南砺市索道施設条例の一部改正について

南砺市索道施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市索道施設条例の一部を改正する条例

南砺市索道施設条例（平成１６年南砺市条例第２２３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

IOX—	第５ペアリフト	乙種特	起点	南砺市広谷字大コバ２１番
AROSA	B線	殊索道	終点	南砺市香城寺字白こけ１０番

」を

「

IOX—	第５ペアリフト	乙種特	起点	南砺市広谷字大コバ２１番
AROSA	B線	殊索道	終点	南砺市香城寺字白羽毛１０番

」に

改める。

別表第３中

「

たいら及び タカンボー	チェアリフト	１回券	５００円	５００円
		回数券	５，０９０円	５，０９０円

」を

「

たいら及び タカンボー	チェアリフト	１回券	８００円	８００円
		回数券	８，０００円	８，０００円

」に、

「

IOX—AROSA	チェアリフト	１回券	４００円	３００円
	ゴンドラリフト	片道券	１，２２０	８１０円
		往復券	２，０３０円	１，５２０円
	チェア・ゴンド	４時間券	４，０７０円	３，０５０円

	ラリフト共通	1日券	5,090円	3,560円
		ナイター券	4,070円	3,050円
		シーズン券（ナイター含む。）	50,920円	35,640円

」を

「

IOX—AROSA	チェアリフト	1回券	900円	800円
	ゴンドラリフト	片道券	1,950円	1,030円
		往復券	3,250円	2,430円
	チェア・ゴンドラ	4時間券	5,290円	3,970円
	ラリフト共通	1日券	6,260円	4,630円
		ナイター券	5,290円	3,970円
		シーズン券（ナイター含む。）	66,200円	46,330円

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以降の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 3 6 号

南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年南砺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」を「において土木工学科又はこれに相当する課程」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「終了した後」の次に「。次号において同じ。」を、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「以上水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第9号とし、同条第6号中「1年以上」を「2年以上」に、「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第8号とし、同条第5号中「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に

従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項第5号中「前条第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格し

たもの（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- （8）建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格したものであつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2項中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、「ついては」の次に「、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と」を、「2分の1以上」と」の次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

南砺市消防団条例の一部改正について

南砺市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市消防団条例の一部を改正する条例

南砺市消防団条例（平成 16 年南砺市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1,070 人」を「1,050 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

南砺市利賀みどりの一里塚サービスステーション条例の廃止について

南砺市利賀みどりの一里塚サービスステーション条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市利賀みどりの一里塚サービスステーション条例を廃止する条例

南砺市利賀みどりの一里塚サービスステーション条例（平成16年南砺市条例第219号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

小矢部市の公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 の規定により、小矢部市所有の公の施設を南砺市の住民等の利用に供することについて、次のとおり小矢部市と協議するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 利用に供する施設 | 特定環境保全公共下水道事業
小矢部処理区非小 2 5 処理分区新西污水幹線 |
| 2 | 利用区域 | 南砺市岩武新 3 5 9 番地（面積 3, 7 4 5 m ² ） |
| 3 | 利用の方法 | 別紙協議書のとおり |

公の施設の設置及び利用に関する協議書

小矢部市（以下「甲」という。）と南砺市（以下「乙」という。）とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づく協議により、甲の公の施設を乙の住民等の利用に供することについて、次のとおり協議を締結する。

1 利用に供する施設

特定環境保全公共下水道事業小矢部処理区非小25処理分区新西污水幹線
（別図参照）

2 利用区域

南砺市岩武新359番地（面積3,745㎡）

3 利用の方法

- （1）使用料の徴収については、小矢部市下水道条例（平成元年小矢部市条例第44号）の規定によるものとし、小矢部川流域下水道への汚水処理負担金は、甲が負担する。
- （2）分担金の徴収については、南砺市下水道事業受益者分担金徴収に関する条例（平成16年南砺市条例第243号。以下「南砺市条例」という。）に基づき乙が行い、乙から甲へは、小矢部市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成5年小矢部市条例第11号）の規定により算出された金額相当を補償費として支払う。ただし、当該補償費は南砺市条例に基づき乙が徴収した分担金の額を限度とする。
- （3）公共ます及び取付管の設置申請は、乙の公共ます及び取付管特別設置申請書により、乙が受け付け、乙は当該申請書の写しを甲に送付する。
- （4）公共ます及び取付管の設置工事は、甲が行い、その費用を負担する。
- （5）公共ます及び取付管の所有権は、甲が有し、その維持管理は原則として甲が行うものとする。
- （6）施設の利用に供するための排水設備の設置等については、甲の条例等の規定によるものとし、甲は、前述の規定により排水設備の設置等のために提出された排水設備等計画確認申請書及び排水設備等工事完了届の写しを乙に送付する。

4 その他

この協議に定めのない事項又は、この協議について変更の必要若しくは
解釈に疑義が生じたときは、その都度協議する。

この協議の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の
上、各自1通を保有する。

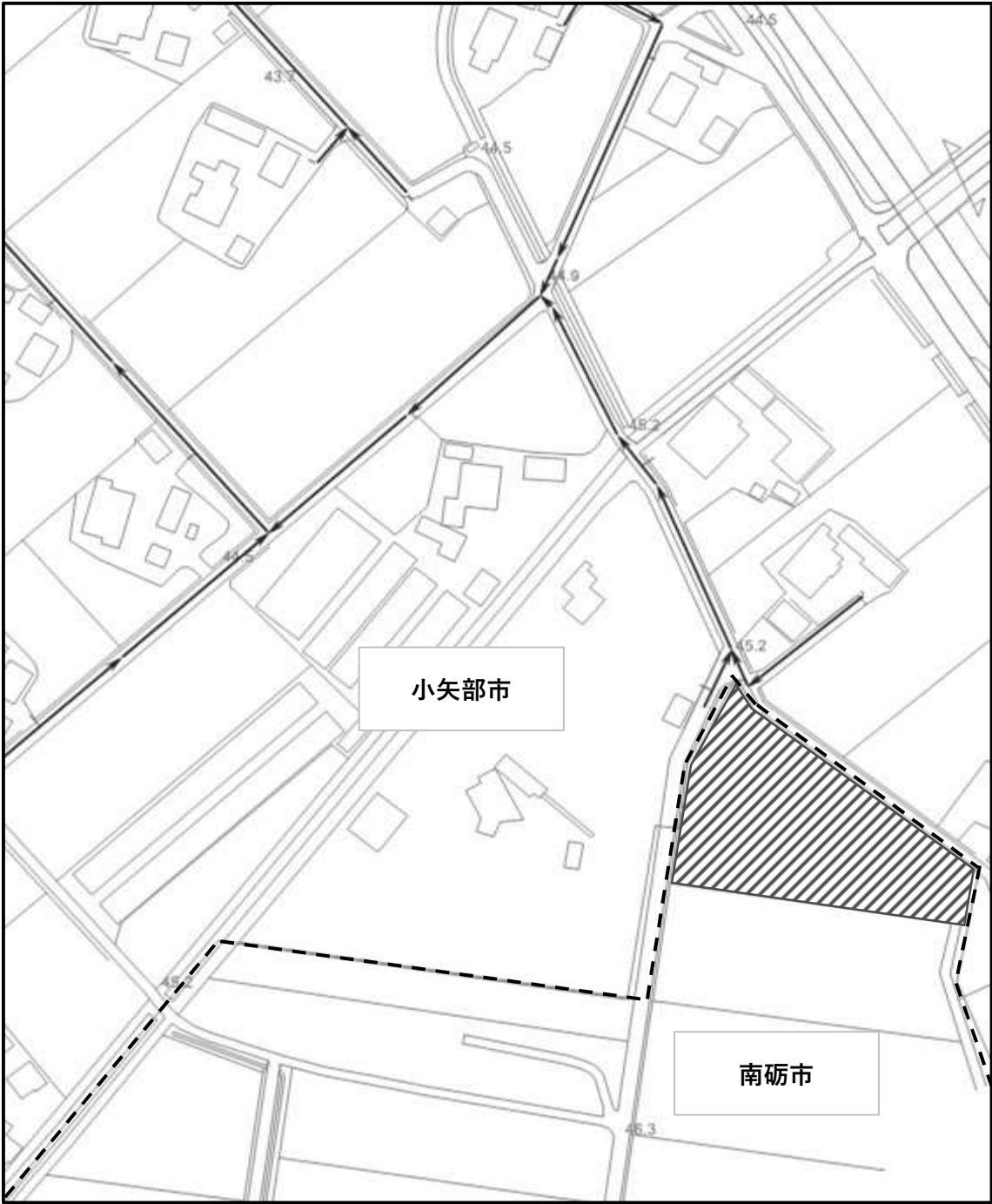
令和 年 月 日

甲：小矢部市本町1番1号
小矢部市長 桜井 森夫

乙：南砺市荒木1550番地
南砺市長 田中 幹夫

別図

特定環境保全公共下水道事業小矢部処理区非小25処理分区新西污水幹線



凡	例
行政区域界	-----
利用に供する施設	—————→
利用区域	

議案第40号

南砺市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり南砺市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和7年2月27日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

1 指定する郵便局の名称

- (1) 城端郵便局
- (2) 井波郵便局
- (3) 福野郵便局
- (4) 福光郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 法第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びにこれらの申請の受付に係る署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びにこれらの申請の受付に係る利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (3) 法第2条第8号に規定する個人番号カードを紛失したときの届出の受付に関する事務

3 指定する郵便局において取り扱う期間

令和7年11月11日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3月前までに、南砺市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

議案第 4 1 号

辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）に基づく辺地総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、同法第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

総合整備計画書

富山県 南砺市 平辺地
(辺地の人口424人・面積86.5km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する村又は字の名称 東中江、竈渡、下出、高草嶺、夏焼、入谷、寿川、大崩島、祖山、杉尾、渡原、上松尾、梨谷、小来栖、来栖、相倉、田向
- (2) 地域の中心の位置 南砺市 高草嶺荒屋口2番地1
- (3) 辺地度点数 186点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

平地域は、国道156号と304号のほか、これに連結する市道によって生活・産業道路が構成されている。また、広大な山地を有していることから、集落間を結ぶ市道や林道の整備を図ることにより、集落背後地の森林開発と林業経営の合理化及び豊かな資源を活かした観光拠点づくりが必要とされ、冬期における交通確保は本地域住民の強い要請であることから、除雪体制や凍結防止対策の促進が必要である。

また、高齢者の福祉増進のための施設等を整備して、住民が安心して住める生活環境を整備することにより地域を振興する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設の整備の基本方針

地域内の生活道路について計画的に整備を図るとともに、森林資源の適正管理や活用を目的とした林道整備を継続的に実施し、林業基盤の整備確立を図る。

また、水道施設などの整備充実を図ることにより、生活環境の向上に努める。

(2) 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
道路	南砺市	19,500	9,828	9,672	8,900
除雪機械	南砺市	5,592	1,200	4,392	1,900
林道	富山県	60,000	0	60,000	57,000
	南砺市	67,000	46,400	20,600	19,400
水道施設	南砺市	26,531	0	26,531	13,000
高齢者福祉増進施設	南砺市	9,273	0	9,273	8,800
合 計		187,896	57,428	130,468	109,000

総合整備計画書

富山県 南砺市 上平辺地
(辺地の人口 558 人・面積 94.8km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する村又は字の名称 西赤尾町、成出、楮、真木、東赤尾、新屋、田下、菅沼、細島、小原、猪谷、皆葎、葎島、小瀬、漆谷、下島
- (2) 地域の中心の位置 南砺市 西赤尾町村中 396 番地 11
- (3) 辺地度点数 131 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

上平地域は、東海北陸自動車道五箇山 I C を有し、国道 156 号とともに生活や産業に不可欠な幹線道路として重要な役割を果たしている。また、北陸新幹線の開通により観光客が増加しており、観光・レクリエーション施設を中心とした都市農村交流がますます拡大し、地域の振興が期待される場所である。

広大な山地を有しているため、集落間を結ぶ市道や林道の整備や、高齢化の急速な進行に伴う高齢者福祉増進のための施設整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

- (1) 公共的施設の整備の基本方針
住民が安心して住める生活環境を整備することにより地域振興を図る。

- (2) 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から令和 11 年度まで 5 年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
道路	南砺市	95,000	42,120	52,880	49,800
水道施設	南砺市	4,020	0	4,020	1,900
高齢者福祉増進施設	南砺市	14,204	0	14,204	13,400
保育所	南砺市	4,574	0	4,574	4,300
合 計		117,798	42,120	75,678	69,400

総 合 整 備 計 画 書

富山県 南砺市 太美山辺地
(辺地の人口 294 人・面積 74.7km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する村又は字の名称 太美、吉見、綱掛、立野脇、樋瀬戸、七曲、嫁兼、刀利、臼中
- (2) 地域の中心の位置 南砺市 嫁兼 201 番地 1
- (3) 辺地度点数 154 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

太美山地域は、石川県との県境に位置する山間集落であり、集落後背地に広大な林地を有している。

林道の整備を図ることにより、林産物の搬出や資材運送の円滑化を図るとともに通行車両の安全を確保し、必要な施設の保全及び整備を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設の整備の基本方針

地域内の生活道路について計画的に整備を図るとともに、森林資源の適正管理や活用を目的とした林道整備を継続的に実施し、林業基盤の整備確立を図る。

(2) 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から令和 11 年度まで 5 年間

(単位：千円)

区分 施設名 事業主体名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	南砺市	30,000	15,000	15,000	14,100
合 計		30,000	15,000	15,000	14,100

議案第 4 2 号

南砺市こども計画の策定について

南砺市こども計画を別紙のとおり策定したいので、南砺市議会基本条例（平成 2 5 年南砺市条例第 4 3 号）第 9 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市こども計画議決事項

1 第1章 計画の策定にあたって

(1) 4 計画期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とする。

2 第3章 計画の基本的な考え方

(1) 1 計画の基本理念

すべてのこども・若者が尊重される社会を築き
子育ての喜びや夢をともに分かちあう まちづくり

3 第3章 計画の基本的な考え方

(1) 5 計画の基本目標

基本目標1 未来をひらく子育て支援

基本方針1 幼児教育・保育の充実

基本方針2 幼児教育・保育を支える人材・組織の育成

基本方針3 幼・保・小の連携の取組推進

基本目標2 子育てを担う家庭への支援

基本方針4 妊娠・出産から子育てへの切れ目ない支援

基本方針5 家庭の子育て力を支援

基本方針6 子育て家庭への経済的支援

基本目標3 地域や企業におけるこども・若者と家庭への支援

基本方針7 地域における安全安心な子育て支援の充実

基本方針8 企業等における子育て支援の充実

基本方針9 出会いの場の創出の取組

基本目標4 配慮が必要なこども・若者と家庭への支援

基本方針10 児童虐待防止対策の推進

基本方針11 特別な支援が必要なこども・若者と家庭への支援

基本方針12 こども・若者の貧困対策の推進

基本目標5 こども・若者の権利の尊重

- 基本方針 1 3 こども・若者の「生きる力」を育む
- 基本方針 1 4 こども・若者の意見表明・参加の促進
- 基本方針 1 5 こども・若者が健やかに成長できる環境づくり

議案第 4 3 号

第 3 次南砺市教育振興基本計画の策定について

第 3 次南砺市教育振興基本計画を別紙のとおり策定したいので、南砺市議会基本条例（平成 2 5 年南砺市条例第 4 3 号）第 9 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第3次南砺市教育振興基本計画議決事項

1 第1章 計画の策定にあたって

(1) 3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

2 第3章 計画の目標

(1) 基本理念（教育目標）

未来を切り拓く南砺の人づくり

(2) 5年間の重点目標

全ての市民が活躍出来る学びの体制づくり

3 第4章 計画における基本目標

(1) 基本目標1 豊かな人間性と好ましい人間関係を育む学校教育の充実

(2) 基本目標2 健全な心身を培う社会教育の充実と生涯スポーツ社会の実現

(3) 基本目標3 文化財の価値の醸成と次世代への継承

(4) 基本目標4 文化芸術の充実・発展及び伝統文化の継承

(5) 基本目標5 未来をひらく子育て支援

議案第 4 4 号

南砺市過疎地域持続的発展計画の変更について

南砺市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市過疎地域持続的発展計画の変更について

変更箇所 (変更後計画の頁、 行等)	変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																								
6 頁 表 1－1（3） 1 基本的な事項 （2）人口及び産業の推移 と動向	<table><caption>南砺市の将来目標人口における年齢区分別人口</caption><tr><th>年</th><th>合計(総人口)</th><th>年少人口(0歳～14歳)</th><th>生産年齢人口(15歳～64歳)</th><th>老年人口(65歳～)</th></tr><tr><td>2000年</td><td>60,182</td><td>15,425</td><td>36,647</td><td>8,114</td></tr><tr><td>2005年</td><td>58,140</td><td>16,561</td><td>34,878</td><td>7,106</td></tr><tr><td>2010年</td><td>54,722</td><td>17,028</td><td>31,258</td><td>6,435</td></tr><tr><td>2015年</td><td>51,327</td><td>18,528</td><td>27,176</td><td>5,622</td></tr><tr><td>2020年</td><td>48,208</td><td>18,327</td><td>24,157</td><td>5,114</td></tr><tr><td>2025年</td><td>45,422</td><td>18,640</td><td>21,891</td><td>4,781</td></tr><tr><td>2030年</td><td>42,717</td><td>17,844</td><td>20,219</td><td>4,654</td></tr><tr><td>2035年</td><td>40,122</td><td>16,903</td><td>18,729</td><td>4,489</td></tr><tr><td>2040年</td><td>37,436</td><td>16,785</td><td>15,405</td><td>4,416</td></tr><tr><td>2045年</td><td>35,177</td><td>15,267</td><td>15,667</td><td>4,305</td></tr><tr><td>2050年</td><td>33,219</td><td>15,129</td><td>14,261</td><td>4,289</td></tr><tr><td>2055年</td><td>31,519</td><td>12,973</td><td>11,887</td><td>4,197</td></tr><tr><td>2060年</td><td>30,019</td><td>11,887</td><td>10,478</td><td>4,197</td></tr></table>	年	合計(総人口)	年少人口(0歳～14歳)	生産年齢人口(15歳～64歳)	老年人口(65歳～)	2000年	60,182	15,425	36,647	8,114	2005年	58,140	16,561	34,878	7,106	2010年	54,722	17,028	31,258	6,435	2015年	51,327	18,528	27,176	5,622	2020年	48,208	18,327	24,157	5,114	2025年	45,422	18,640	21,891	4,781	2030年	42,717	17,844	20,219	4,654	2035年	40,122	16,903	18,729	4,489	2040年	37,436	16,785	15,405	4,416	2045年	35,177	15,267	15,667	4,305	2050年	33,219	15,129	14,261	4,289	2055年	31,519	12,973	11,887	4,197	2060年	30,019	11,887	10,478	4,197	<table><caption>南砺市の将来目標人口における年齢区分別人口</caption><tr><th>年</th><th>合計(総人口)</th><th>年少人口(0歳～14歳)</th><th>生産年齢人口(15歳～64歳)</th><th>老年人口(65歳～)</th></tr><tr><td>2020年</td><td>47,937</td><td>4,982</td><td>24,197</td><td>18,758</td></tr><tr><td>2025年</td><td>43,381</td><td>4,074</td><td>21,096</td><td>18,211</td></tr><tr><td>2030年</td><td>39,671</td><td>3,330</td><td>19,187</td><td>17,154</td></tr><tr><td>2035年</td><td>36,295</td><td>2,803</td><td>17,532</td><td>15,959</td></tr><tr><td>2040年</td><td>33,308</td><td>2,797</td><td>15,271</td><td>15,241</td></tr><tr><td>2045年</td><td>30,705</td><td>2,846</td><td>13,528</td><td>14,331</td></tr><tr><td>2050年</td><td>28,548</td><td>2,877</td><td>12,488</td><td>13,184</td></tr><tr><td>2055年</td><td>26,760</td><td>2,815</td><td>12,093</td><td>11,852</td></tr><tr><td>2060年</td><td>25,320</td><td>2,766</td><td>12,076</td><td>10,478</td></tr></table>	年	合計(総人口)	年少人口(0歳～14歳)	生産年齢人口(15歳～64歳)	老年人口(65歳～)	2020年	47,937	4,982	24,197	18,758	2025年	43,381	4,074	21,096	18,211	2030年	39,671	3,330	19,187	17,154	2035年	36,295	2,803	17,532	15,959	2040年	33,308	2,797	15,271	15,241	2045年	30,705	2,846	13,528	14,331	2050年	28,548	2,877	12,488	13,184	2055年	26,760	2,815	12,093	11,852	2060年	25,320	2,766	12,076	10,478	表の差し替え
年	合計(総人口)	年少人口(0歳～14歳)	生産年齢人口(15歳～64歳)	老年人口(65歳～)																																																																																																																							
2000年	60,182	15,425	36,647	8,114																																																																																																																							
2005年	58,140	16,561	34,878	7,106																																																																																																																							
2010年	54,722	17,028	31,258	6,435																																																																																																																							
2015年	51,327	18,528	27,176	5,622																																																																																																																							
2020年	48,208	18,327	24,157	5,114																																																																																																																							
2025年	45,422	18,640	21,891	4,781																																																																																																																							
2030年	42,717	17,844	20,219	4,654																																																																																																																							
2035年	40,122	16,903	18,729	4,489																																																																																																																							
2040年	37,436	16,785	15,405	4,416																																																																																																																							
2045年	35,177	15,267	15,667	4,305																																																																																																																							
2050年	33,219	15,129	14,261	4,289																																																																																																																							
2055年	31,519	12,973	11,887	4,197																																																																																																																							
2060年	30,019	11,887	10,478	4,197																																																																																																																							
年	合計(総人口)	年少人口(0歳～14歳)	生産年齢人口(15歳～64歳)	老年人口(65歳～)																																																																																																																							
2020年	47,937	4,982	24,197	18,758																																																																																																																							
2025年	43,381	4,074	21,096	18,211																																																																																																																							
2030年	39,671	3,330	19,187	17,154																																																																																																																							
2035年	36,295	2,803	17,532	15,959																																																																																																																							
2040年	33,308	2,797	15,271	15,241																																																																																																																							
2045年	30,705	2,846	13,528	14,331																																																																																																																							
2050年	28,548	2,877	12,488	13,184																																																																																																																							
2055年	26,760	2,815	12,093	11,852																																																																																																																							
2060年	25,320	2,766	12,076	10,478																																																																																																																							
8 頁、3 行 （3）行財政の状況	また、議会議員定数は、 <u>18名</u> である。	また、議会議員定数は、 <u>17名</u> である。	定数の変更																																																																																																																								
1 3 頁 （5）地域の持続的発展の ための基本目標	令和2年3月に改訂した「南砺市人口ビジョン」では、国、県の長期ビジョンや本市の人口推移も勘案しながら、将来における年間出生数250人での下げ止まりを目指すとともに、 <u>近年の健康寿命の伸びを考慮し、高齢者の平均寿命の延伸を図ることとしている。</u> また、これまでの取組みにより成果が現れている「充実した子育て環境の提供」、「移住先としての高い評価」などの本市の強みを活かした施策の推進に取り組むことで、若者のUIJターンや子育て世帯の転入の促進につなげ、2025年の将来目標人口 <u>45,422人</u> の実現を目指す。	令和7年3月に改訂した「南砺市人口ビジョン」では、国、県の長期ビジョンや本市の人口推移も勘案しながら、将来における年間出生数を160人程度で維持し続けられるよう目指すこととしている。また、これまでの取組みにより成果が現れてきている「充実した子育て環境の提供」、「移住先としての高い評価」などの本市の強みを活かした施策の推進に取り組むことで、若者のUIJターンや子育て世帯の転入の促進につなげ、2025年の将来目標人口 <u>43,381人</u> の実現を目指す。	目標値の変更																																																																																																																								
	<table><tr><td>目標人口（2025年）</td><td>45,422人</td></tr></table>	目標人口（2025年）	45,422人	<table><tr><td>目標人口（2025年）</td><td>43,381人</td></tr></table>	目標人口（2025年）	43,381人																																																																																																																					
目標人口（2025年）	45,422人																																																																																																																										
目標人口（2025年）	43,381人																																																																																																																										

南砺市過疎地域持続的発展計画の変更について

変更箇所 (変更後計画の頁、 行等)	変 更 前	変 更 後	備 考																																																
23頁 3 産業の振興 (3) 計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">2 産業の振興</td><td>(1) 産業基盤</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(3) 経営近代化施設</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(9) 観光又はレクリエーション</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(10) 過疎地域持続的発展特別事業</td><td>商工事業（五箇山和紙まつり）</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(11) その他</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	2 産業の振興	(1) 産業基盤	(略)	(略)	(3) 経営近代化施設	(略)	(略)	(9) 観光又はレクリエーション	(略)	(略)	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	商工事業（五箇山和紙まつり）	南砺市	(略)	(略)	(11) その他	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">2 産業の振興</td><td>(1) 産業基盤</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(3) 経営近代化施設</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(9) 観光又はレクリエーション</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(10) 過疎地域持続的発展特別事業</td><td>商工事業（五箇山和紙まつり・全国和紙ちぎり絵展）</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(11) その他</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	2 産業の振興	(1) 産業基盤	(略)	(略)	(3) 経営近代化施設	(略)	(略)	(9) 観光又はレクリエーション	(略)	(略)	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	商工事業（五箇山和紙まつり・全国和紙ちぎり絵展）	南砺市	(略)	(略)	(11) その他	(略)	(略)	事業内容の変更				
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																
2 産業の振興	(1) 産業基盤	(略)	(略)																																																
	(3) 経営近代化施設	(略)	(略)																																																
	(9) 観光又はレクリエーション	(略)	(略)																																																
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	商工事業（五箇山和紙まつり）	南砺市																																																
		(略)	(略)																																																
	(11) その他	(略)	(略)																																																
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																																
2 産業の振興	(1) 産業基盤	(略)	(略)																																																
	(3) 経営近代化施設	(略)	(略)																																																
	(9) 観光又はレクリエーション	(略)	(略)																																																
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	商工事業（五箇山和紙まつり・全国和紙ちぎり絵展）	南砺市																																																
		(略)	(略)																																																
	(11) その他	(略)	(略)																																																
42頁 9 教育の振興 (2) その対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th><th>単位</th><th>基準値</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校間をつなぐ遠隔協働学習事業：小中学校で遠隔協働学習を行う科目数</td><td>教科/年</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr> <td>ふるさと教育推進事業：市長への児童・生徒による提言の実施（小学校、中学校）</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>生涯学習活動を行っている市民の割合</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>各種講座参加者の市民の割合</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日頃から運動をする市民の割合</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	指標名	単位	基準値	目標値	学校間をつなぐ遠隔協働学習事業：小中学校で遠隔協働学習を行う科目数	教科/年	11	11	ふるさと教育推進事業：市長への児童・生徒による提言の実施（小学校、中学校）	(略)	(略)	(略)	生涯学習活動を行っている市民の割合	(略)	(略)	(略)	各種講座参加者の市民の割合	(略)	(略)	(略)	日頃から運動をする市民の割合	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th><th>単位</th><th>基準値</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校で遠隔協働学習を行う科目数</td><td>教科/年</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr> <td>ふるさと教育推進事業：市長への児童・生徒による提言の実施（小学校、中学校）</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>生涯学習活動を行っている市民の割合</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>各種講座参加者の市民の割合</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日頃から運動をする市民の割合</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	指標名	単位	基準値	目標値	小中学校で遠隔協働学習を行う科目数	教科/年	11	11	ふるさと教育推進事業：市長への児童・生徒による提言の実施（小学校、中学校）	(略)	(略)	(略)	生涯学習活動を行っている市民の割合	(略)	(略)	(略)	各種講座参加者の市民の割合	(略)	(略)	(略)	日頃から運動をする市民の割合	(略)	(略)	(略)	指標名の変更
指標名	単位	基準値	目標値																																																
学校間をつなぐ遠隔協働学習事業：小中学校で遠隔協働学習を行う科目数	教科/年	11	11																																																
ふるさと教育推進事業：市長への児童・生徒による提言の実施（小学校、中学校）	(略)	(略)	(略)																																																
生涯学習活動を行っている市民の割合	(略)	(略)	(略)																																																
各種講座参加者の市民の割合	(略)	(略)	(略)																																																
日頃から運動をする市民の割合	(略)	(略)	(略)																																																
指標名	単位	基準値	目標値																																																
小中学校で遠隔協働学習を行う科目数	教科/年	11	11																																																
ふるさと教育推進事業：市長への児童・生徒による提言の実施（小学校、中学校）	(略)	(略)	(略)																																																
生涯学習活動を行っている市民の割合	(略)	(略)	(略)																																																
各種講座参加者の市民の割合	(略)	(略)	(略)																																																
日頃から運動をする市民の割合	(略)	(略)	(略)																																																

南砺市過疎地域持続的発展計画の変更について

変更箇所 (変更後計画の頁、 行等)	変 更 前				変 更 後				備 考
43頁、44頁 (3)計画	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
	8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			事業内容の変更
		校舎	(略)	(略)		校舎	(略)	(略)	
			井口義務教育学校整備事業	南砺市			義務教育学校整備事業	南砺市	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
		屋外運動場 スクールバス・ポート	(略)	(略)		屋外運動場 スクールバス・ポート	(略)	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
		水泳プール	(略)	(略)		水泳プール	(略)	(略)	
		(3) 集会施設、体育施設等				(3) 集会施設、体育施設等			
		集会施設	(略)	(略)		集会施設	(略)	(略)	
			プール改修事業	南砺市			プール改修事業	南砺市	
		体育施設	福野体育館改修事業	南砺市		体育施設	福野体育館改修事業	南砺市	
			福光屋内グラウンド改修事業	南砺市			福光屋内グラウンド改修事業	南砺市	
			いなみ木彫りの里テニスコート改修事業	南砺市			いなみ木彫りの里テニスコート改修事業	南砺市	
			クレー射撃場機器更新事業	南砺市			クレー射撃場機器更新事業	南砺市	
							ナイター照明更新事業	南砺市	事業内容の追加 事業の追加
						図書館	図書館LED化事業	南砺市	
		その他	(略)	(略)			(略)	(略)	事業内容の変更 事業内容の変更
			(略)	(略)		(4) 過疎地域持続的発展特別事業	(略)	(略)	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	学校間をつなぐ遠隔協働学習事業	南砺市			(4) 過疎地域持続的発展特別事業	ICT教育支援授業	南砺市	
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
		全国規模スポーツ大会運営補助事業	南砺市				国際・全国規模スポーツ大会運営補助事業	南砺市	

南砺市過疎地域持続的発展計画の変更について

変更箇所 (変更後計画の頁、 行等)	変 更 前	変 更 後	備 考																																		
48頁 11 地域文化の振興等 (3) 計画	<table> <tr> <th>持続的発展施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr> <tr> <td rowspan="3">10 地域文化の振興</td><td>(1) 地域文化振興施設等</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 過疎地域持続的発展特別事業</td><td>世界遺産マスタープラン事業</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>(3) その他</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等	(略)	(略)	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	世界遺産マスタープラン事業	南砺市	(略)	(略)		(3) その他	(略)	(略)	<table> <tr> <th>持続的発展施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr> <tr> <td rowspan="3">10 地域文化の振興</td><td>(1) 地域文化振興施設等</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 過疎地域持続的発展特別事業</td><td>世界遺産保存活用事業</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>(3) その他</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等	(略)	(略)	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	世界遺産保存活用事業	南砺市	(略)	(略)		(3) その他	(略)	(略)	事業内容の変更
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																		
10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等	(略)	(略)																																		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	世界遺産マスタープラン事業	南砺市																																		
		(略)	(略)																																		
	(3) その他	(略)	(略)																																		
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																		
10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等	(略)	(略)																																		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	世界遺産保存活用事業	南砺市																																		
		(略)	(略)																																		
	(3) その他	(略)	(略)																																		
49頁 12 再生可能エネルギーの利用の推進 (3) 計画	<table> <tr> <th>持続的発展施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr> <tr> <td rowspan="5">11 再生可能エネルギーの利用の促進</td><td rowspan="5">(3) その他</td><td>SDGs普及啓発事業</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>エコビレッジ推進事業</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>再生可能エネルギー推進事業</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>木質資源利用促進事業</td><td>南砺市</td></tr> </table>	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	11 再生可能エネルギーの利用の促進	(3) その他	SDGs普及啓発事業	南砺市	エコビレッジ推進事業	南砺市	(略)	(略)	再生可能エネルギー推進事業	南砺市	木質資源利用促進事業	南砺市	<table> <tr> <th>持続的発展施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr> <tr> <td rowspan="5">11 再生可能エネルギーの利用の促進</td><td rowspan="5">(3) その他</td><td>SDGs推進事業</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>エコビレッジ構想推進事業</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>ゼロカーボン推進事業</td><td>南砺市</td></tr> <tr> <td>森林資源燃料活用促進事業</td><td>南砺市</td></tr> </table>	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	11 再生可能エネルギーの利用の促進	(3) その他	SDGs推進事業	南砺市	エコビレッジ構想推進事業	南砺市	(略)	(略)	ゼロカーボン推進事業	南砺市	森林資源燃料活用促進事業	南砺市	事業内容の変更 同上 同上 同上		
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																		
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(3) その他	SDGs普及啓発事業	南砺市																																		
		エコビレッジ推進事業	南砺市																																		
		(略)	(略)																																		
		再生可能エネルギー推進事業	南砺市																																		
		木質資源利用促進事業	南砺市																																		
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体																																		
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(3) その他	SDGs推進事業	南砺市																																		
		エコビレッジ構想推進事業	南砺市																																		
		(略)	(略)																																		
		ゼロカーボン推進事業	南砺市																																		
		森林資源燃料活用促進事業	南砺市																																		

南砺市過疎地域持続的発展計画の変更について

変更箇所 (変更後計画の頁、 行等)	変 更 前				変 更 後				備 考
5 3 頁、5 4 頁 1 4 事業計画（令和3年 度～令和7年度）過疎地域 持続的発展特別事業分	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	事業内容の変更
	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)	(略)	(略)	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)	(略)	(略)	
	2 産業の振興	(1 0) 過疎地域持続的発展特別事業	商工事業（五箇山和紙まつり）	南砺市	2 産業の振興	(1 0) 過疎地域持続的発展特別事業	商工事業（五箇山和紙まつり・全国和紙ちぎり絵展）	南砺市	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(略)	(略)	(略)	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(略)	(略)	(略)	
	5 生活環境の整備	(略)	(略)	(略)	5 生活環境の整備	(略)	(略)	(略)	
	7 医療の確保	(略)	(略)	(略)	7 医療の確保	(略)	(略)	(略)	
	8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	(略)	(略)	8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	(略)	(略)	
			学校間をつなぐ遠隔協働学習事業	南砺市			ICT教育支援授業	南砺市	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			全国規模スポーツ大会運営補助事業	南砺市			国際・全国規模スポーツ大会運営補助事業	南砺市	
	9 集落の整備	(略)	(略)	(略)	9 集落の整備	(略)	(略)	(略)	
1 0 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	世界遺産マスタープラン事業	南砺市	1 0 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	世界遺産保存活用事業	南砺市		
		(略)	(略)			(略)	(略)		
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(略)	(略)	(略)	1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(略)	(略)	(略)		

	事業内容の変更	事業内容の変更	事業内容の変更	事業内容の変更
--	---------	---------	---------	---------

議案第 4 5 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項 目		変 更 前				変 更 後							
平	3	公共的施設の整備計画	令和２年度から令和６年度まで　５年間					令和２年度から令和６年度まで　５年間						
			(単位：千円)					(単位：千円)						
			区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			事業	施設名		主体名	特定財源		一般財源	事業		施設名	主体名	
			道路		富山県		33,034	0	33,034	28,000	道路			富山県
				南砺市	304,550	162,869	141,681	133,900		南砺市	280,715	151,456	128,450	121,300
			林道	富山県	73,363	0	73,363	71,200	林道	富山県	74,634	0	74,634	72,400
				南砺市	5,720	2,860	2,860	2,700		南砺市	5,720	2,860	2,860	2,700
			電気通信	一部事務 組合	69,956	0	69,956	67,000	電気通信	一部事務 組合	69,956	0	69,956	67,000
			観光・レクリ エーション施設	南砺市	195,145	0	195,145	185,500	観光・レクリ エーション施設	南砺市	194,155	0	194,155	169,900
			水道施設	南砺市	17,410	0	17,410	8,400	水道施設	南砺市	8,411	0	8,411	4,000
高齢者福祉 増進施設	南砺市	4,048	0	4,048	3,800	高齢者福祉増 進施設	南砺市	4,037	0	4,037	3,800			
合 計		703,226	165,729	537,497	500,500	合 計		670,662	154,316	515,537	469,100			
太美山	3	公共的施設の整備計画	令和２年度から令和６年度まで　５年間					令和２年度から令和６年度まで　５年間						
			(単位：千円)					(単位：千円)						
			区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			事業	施設名		主体名	特定財源		一般財源	事業		施設名	主体名	
			林道		南砺市		51,099	25,509	25,590	24,400	林道			南砺市
合 計		51,099	25,509	25,590	24,400	合 計		51,086	25,502	25,584	24,500			

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項 目	変 更 前					変 更 後						
利賀	1 辺地の概況 (3) 辺地度点数	2 5 8 点					2 5 0 点						
	3 公共的施設の整備計画 (2) 公共的施設の整備計画	令和6年度から令和10年度まで 5年間 (単位 千円)					令和6年度から令和10年度まで 5年間 (単位 千円)						
		区 分 事業 施設名 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区 分 事業 施設名 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額		
		特定財源		一般財源			特定財源		一般財源				
		道路	南砺市	100,500	34,744	65,756	62,200	道路	南砺市	192,592	67,922	124,670	117,800
		林道	富山県	42,500	0	42,500	40,000	林道	富山県	48,500	0	48,500	45,950
	南砺市		131,400	90,100	41,300	38,900	南砺市		104,055	70,529	33,526	31,600	
		水道施設	南砺市	44,662	0	44,662	22,100	水道施設	南砺市	79,274	0	79,274	39,200
								教育施設	南砺市	4,169	0	4,169	3,900
		合 計		319,062	124,844	194,218	163,200	合 計		428,590	138,451	290,139	238,450
南蟹谷	3 公共的施設の整備計画 (2) 公共的施設の整備計画	令和6年度から令和10年度まで 5年間 (単位 千円)					令和6年度から令和10年度まで 5年間 (単位 千円)						
		区 分 事業 施設名 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区 分 事業 施設名 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額		
		特定財源		一般財源			特定財源		一般財源				
		道路	南砺市	26,200	14,148	12,052	11,400	道路	南砺市	79,251	44,763	34,488	32,600
								除雪機械	南砺市	3,570	1,190	2,380	1,900
	合 計		26,200	14,148	12,052	11,400	合 計		82,821	45,953	36,868	34,500	

議案第46号

小矢部川圏域総合流域防災事業 城端地域バイパス水路整備その14工事
請負契約の変更について

令和6年6月会議において議決を経た小矢部川圏域総合流域防災事業 城端地域バイパス水路整備その14工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 契約の金額	変更前	187,660,000円
	(内消費税等	17,060,000円)
	変更後	184,363,300円
	(内消費税等	16,760,300円)

議案第 4 7 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 南砺市役所 L G W A N 系ノートパソコン 2 0 0 台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 1 9 , 4 7 0 , 0 0 0 円
(内消費税等 1 , 7 7 0 , 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市牛島新町 2 番 2 号
株式会社インテック 行政システム事業本部
本部長 谷口 庄一郎 |

議案第48号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| 1 財 産 の 所 在 | 南砺市立野原東1463番 外215筆 |
| 2 財産の種別、数量 | 土地（田、畑、山林、原野、雑種地）
262, 613. 32㎡ |
| 3 取 得 の 方 法 | 売買契約 |
| 4 取 得 価 格 | 362, 079, 028円 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 南砺市 |

外52名

議案第49号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 南砺市立小中義務教育学校学習者用端末 3, 220台 |
| 2 取得の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 取得価格 | 176, 745, 800円
(内消費税等16, 067, 800円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市総曲輪一丁目5番24号
三谷産業株式会社情報システム事業部
執行役員事業部長 茂 知一 |

議案第 5 0 号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 財 産 の 所 在 | 南砺市立野原東 1 2 2 8 番 1 外 4 筆 |
| 2 財産の種別、数量 | 土地（宅地） 8, 9 6 5 . 4 4 m ² |
| 3 処 分 の 方 法 | 売買契約 |
| 4 処 分 価 格 | 4 3, 5 4 6, 0 0 0 円 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 南砺市苗島 4 7 8 5 番地
第一交易株式会社
代表取締役社長 西能 徹 |

議案第 5 1 号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 財 産 の 所 在 | 南砺市野尻 5 6 7 番 1 外 4 筆 |
| 2 財産の種別、数量 | 土地（雑種地） 9, 7 2 6 m ² |
| 3 処 分 の 方 法 | 売買契約 |
| 4 処 分 価 格 | 2 1 3, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 南砺市福野 1 0 0 番地
コマツ N T C 株式会社
代表取締役社長 高橋 正明 |

議案第 5 2 号

財産の減額貸付について

下記のとおり財産を減額貸付したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 財 産 の 名 称 天竺温泉の郷

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
建物（鉄筋コンクリート造 2 階建）	南砺市利賀村上百瀬 4 8 0 番地	2, 8 3 6. 2 m ²

3 減 額 貸 付 価 格 年額 6, 0 6 4, 9 9 0 円

4 貸 付 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 2 月 2 9 日まで

5 貸 付 の 相 手 方 住所 富山県砺波市新富町 2 番 2 2 号

氏名 大成・東急・岩田地崎特定建設工事共同企業体
作業所長 我妻 敏明

議案第 5 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を下記のとおり認定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
1	下出入谷線	下出		
		東中江		
2	入谷 3 号線	入谷		
		入谷		
3	二日町 1 9 号線	二日町		
		二日町		
4	才川七 6 号線	才川七		
		才川七		
5	立野原 1 号線	立野原東		
		立野原西		
6	立野原 2 号線	立野原東		
		立野原東		
7	蔵原 5 号線	蔵原		
		蔵原		

議案第 5 4 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
1	下出入谷線	下出		
		東中江		
2	才川七 6 号線	才川七		
		才川七		
3	立野原 1 号線	立野原東		
		立野原東		
4	立野原 2 号線	立野原東		
		立野原西		

議案第 5 5 号

南砺市桜ヶ池クアガーデンの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市桜ヶ池クアガーデン 所在地 南砺市立野原東 1 1 8 4 番地外
指 定 管 理 者	名 称 株式会社ジェイウイング 所在地 富山県南砺市立野原東 1 5 1 4 番地 代表者 代表取締役社長 野田 史
指 定 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 5 6 号

南砺市五箇山和紙の里（五箇山和紙工芸研究館等）の指定管理者の指定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	別紙のとおり
指 定 管 理 者	名 称 一般財団法人五箇山和紙の里 所在地 富山県南砺市東中江 2 1 5 番地 代表者 理事長 東 秀幸
指 定 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(別紙)

管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
五箇山和紙工芸研究館	南砺市東中江 2 1 5 番地
五箇山和紙体験館	南砺市東中江 2 9 1 番地
たいら楮畑管理棟	南砺市渡原 1 6 番地 1
南砺市五箇山和紙の里物産館	南砺市東中江 2 1 7 番地
南砺市たいら郷土館	南砺市入谷 1 3 9 番地
南砺市たいらマウンテンスクール	南砺市東中江 7 9 0 番地

議案第 5 7 号

南砺市五箇山合掌の里（合掌造り宿泊棟・合掌コテージ等）の指定管理者
の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	別紙のとおり
指 定 管 理 者	名 称 株式会社五箇山合掌の里 所在地 富山県南砺市菅沼 8 5 5 番地 代表者 代表取締役 飛永 和彦
指 定 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(別紙)

管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
合掌造り宿泊棟・合掌コテージ	南砺市菅沼字仕明 8 5 5 番地
みどり館	南砺市菅沼字仕明 8 5 5 番地
五箇山青少年旅行村（キャンプ場・ 農村公園・テニスコート）	南砺市菅沼字仕明 6 2 6 番地
五箇山生活館	南砺市田下字呼戸 7 8 6 番地
合掌体験館	南砺市田下字呼戸 7 7 6 番地
茅葺き技術研修施設	南砺市田下字呼戸 2 9 番地
野外ステージ・多目的広場	南砺市田下字呼戸 7 8 2 番地
合掌の里総合案内所	南砺市田下字呼戸 7 8 3 番地
合掌休憩所	南砺市田下字呼戸 7 7 6 番地

議案第 5 8 号

南砺市西赤尾山村活性化施設（広場等利用施設管理棟等）及び南砺市索道
施設（タカンボー）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	別紙のとおり
指 定 管 理 者	名 称 上平観光開発株式会社 所在地 富山県南砺市西赤尾町 1 7 6 7 番地 代表者 代表取締役 安達 行成
指 定 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(別紙)

管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
広場等利用施設管理棟	南砺市西赤尾町字上野 1 7 6 7 番地
生産物直売・食材供給施設 「どんぐりの館」	南砺市西赤尾町字上野 1 8 8 5 番地
長期滞在型宿泊施設「ふれあいハウス」	南砺市西赤尾町字上野 1 7 6 6 番地
タカンボースキー場公衆便所	南砺市西赤尾町字上野
タカンボースキー第 1 駐車場	南砺市西赤尾町字上野
タカンボースキー第 2 駐車場	南砺市西赤尾町字上野
タカンボースキー第 3 駐車場	南砺市西赤尾町字上野
タカンボースキー第 1 グレンデ	南砺市西赤尾町字上野
タカンボースキー第 2 グレンデ	南砺市西赤尾町字上野
タカンボースキー第 3 グレンデ	南砺市西赤尾町字上野
南砺市索道施設（タカンボ）	南砺市西赤尾町字上野 1 8 5 0 番地外

議案第 5 9 号

南砺市索道施設（IOX-AROSA）、南砺市イオックス・アローザ交流施設
及び南砺市医王山山麓レクリエーション施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	別紙のとおり
指 定 管 理 者	名 称 医王アローザ株式会社 所在地 富山県南砺市才川七字ススケ原 1 1 5 番地 代表者 代表取締役社長 北島 清
指 定 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(別紙)

管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
南砺市イオックス・アローザレストラン「ワイスホルン」	南砺市広谷
南砺市イオックス・アローザ資料館	南砺市才川七
南砺市イオックス・アローザ交流センター	南砺市才川七
南砺市イオックス・アローザふれあいセンター	南砺市才川七
南砺市索道施設（IOX-AROSA）	南砺市才川七外
南砺市医王山山麓レクリエーション施設	南砺市才川七外

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度南砺市一般会計補正予算（第 9 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

専決第1号

令和6年度南砺市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度南砺市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,476,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年2月17日

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		4,020,429	600,000	4,620,429
	1 繰入金	4,020,429	600,000	4,620,429
歳入合計		36,876,233	600,000	37,476,233

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,587,355	40,000	4,627,355
	1 総務管理費	3,557,063	40,000	3,597,063
8 土木費		4,561,836	560,000	5,121,836
	2 道路橋梁費	2,237,921	560,000	2,797,921
歳 出 合 計		36,876,233	600,000	37,476,233

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	4,020,429	600,000	4,620,429
歳入合計	36,876,233	600,000	37,476,233

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4, 587, 355	40, 000	4, 627, 355				40, 000
8 土木費	4, 561, 836	560, 000	5, 121, 836				560, 000
歳 出 合 計	36, 876, 233	600, 000	37, 476, 233				600, 000

2. 歳入

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 基金繰入金	4, 007, 889	600, 000	4, 607, 889	1 財政調整基金繰入金	600, 000	財政調整基金繰入金 600, 000
計	4, 020, 429	600, 000	4, 620, 429			

3. 歳出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
6 財産管理費	275,462	40,000	315,462	12 委託料	40,000	1 財産管理費	40,000				40,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 229,809 / 40,000 / 269,809 公共施設排雪業務委託料 40,000
計	3,557,063	40,000	3,597,063				40,000				40,000	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

4 除雪対策費	635,462	560,000	1,195,462	12 委託料	560,000	1 除雪対策費	560,000				560,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 491,637 / 560,000 / 1,051,637 除雪業務委託料 560,000
計	2,237,921	560,000	2,797,921				560,000				560,000	

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

専決 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
9	令和 5 年 8 月 5 日に南砺市立野原東地内で発生した市有自動車の交通事故	南砺市在住 1 名	市が支払う額 931,195 円 市が受け取る額 0 円	令和 6 年 12 月 20 日
10	令和 6 年 7 月 4 日に南砺市荒木地内で発生した市有自動車の交通事故	南砺市在住 1 名	市が支払う額 106,320 円 市が受け取る額 32,116 円	令和 6 年 12 月 26 日